

平成22年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

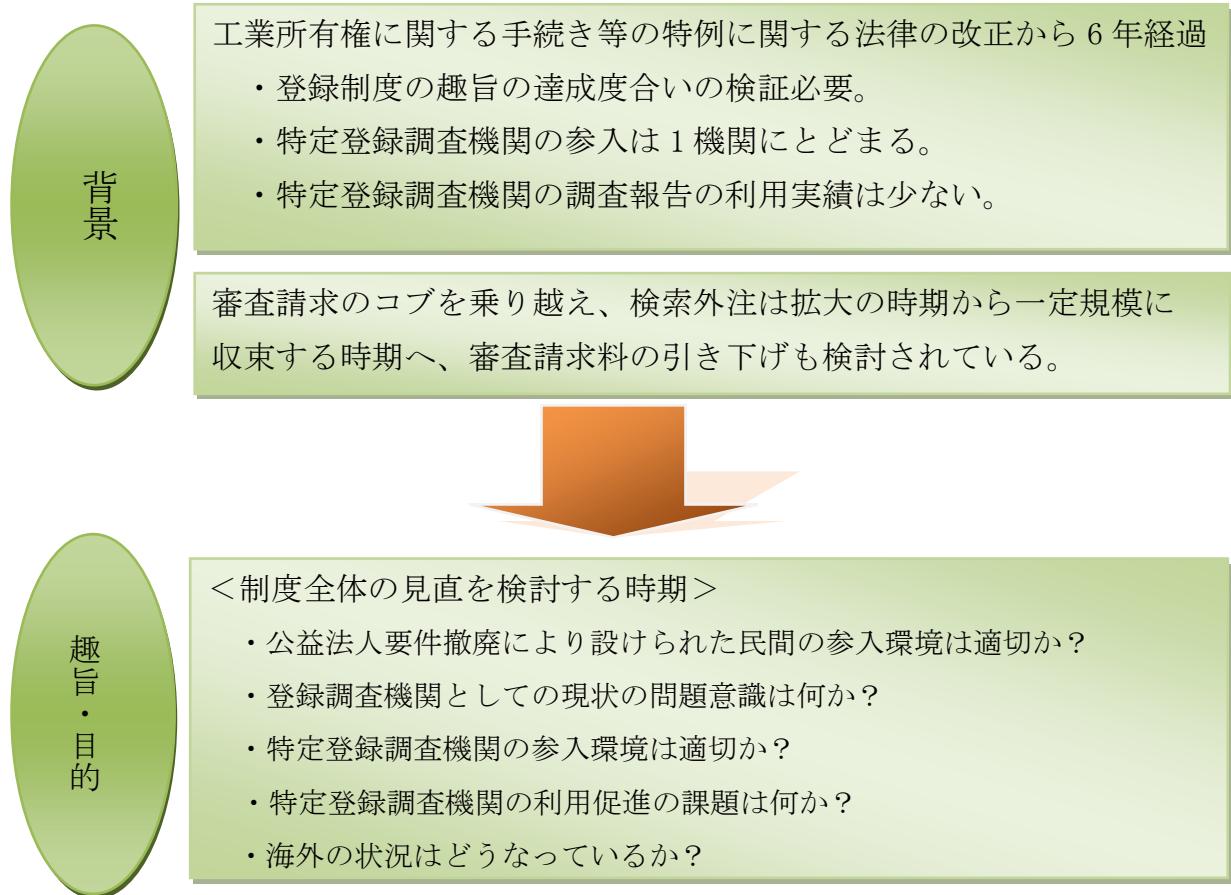
今後の登録調査機関制度及び特定登録調査 機関制度の在り方に関する 調査研究報告書

平成23年2月

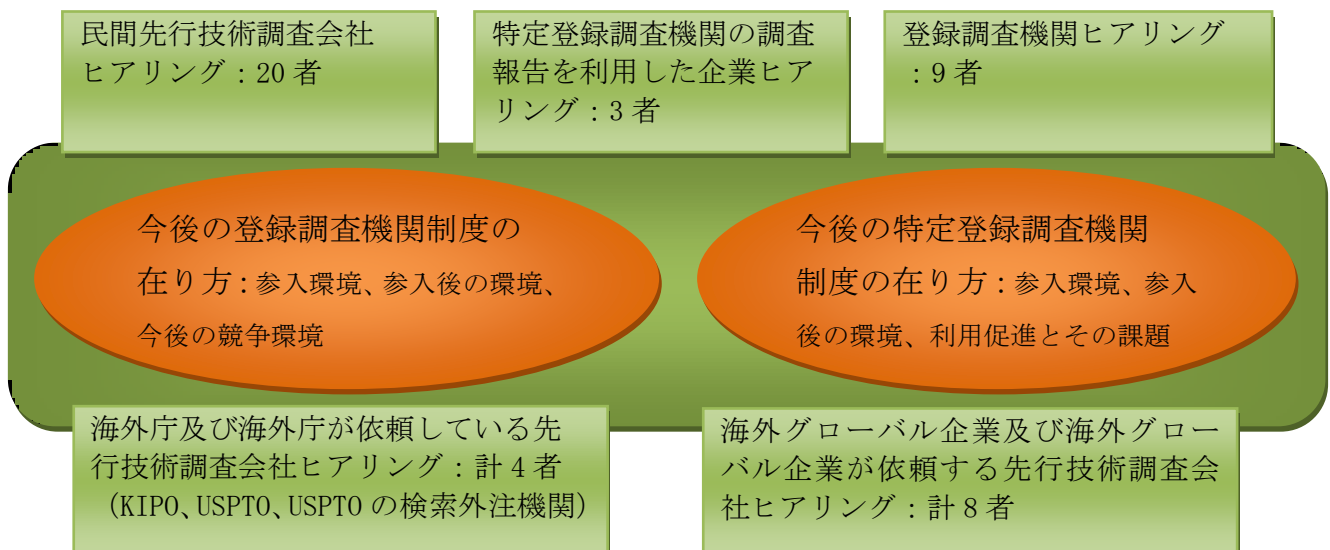
財団法人 知的財産研究所

要 約

本調査研究の背景



調査研究内容の全体像



I. 序

特許庁においては、特許審査の迅速化のため、平成 2 年より先行技術文献調査を特許庁長官が指定する外部機関(公益法人を限定した指定調査機関)において行い、指定調査機関の先行技術文献調査の結果を審査官が活用することにより、特許審査に利用していた。

平成 15 年、特許出願の増加や審査請求率上昇等の影響により、審査順番待ち件数が年々増加した結果 50 万件を超え、審査順番待ち期間も 25 ヶ月になった。審査請求期間 7 年と 3 年の出願が重なり、審査請求件数に一時的な急増(審査請求のコブ)が生じ、さらに 30 万件審査待ち件数が増加することも懸念されていた。

そこで、政府は、長期目標として平成 25 年に審査待ち順番期間を 11 ヶ月とすることを掲げ、迅速・的確な特許審査に向けた次のような取り組みを平成 16 年に行った。

- ・通常審査官の増員に加えて任期付審査官を採用することによる審査体制の抜本的な強化を行った。
- ・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(特例法)を改正して指定調査機関制度から公益法人要件を撤廃し、一定の条件を満たせば、民間企業が検索外注業務に参入できる登録調査機関制度を導入することで検索外注の一層の拡充を行った。
- ・登録調査機関の能力を出願人等も利用できるようにし、出願人による効率的な審査請求を促すための環境を整備するため、登録調査機関が特許庁長官から特に登録を受けることによって、特許出願人等からの先行技術調査も受託する特定登録調査機関として、審査請求されていない特許出願に対して、特許出願人等からの依頼に応じて先行技術調査を行い、その調査報告を交付することを可能とする特定登録調査機関制度を導入した。

登録調査機関が請け負う検索外注件数は、年々増加しており、平成16年に約17.8万件だった外注件数は、平成21年度は約23.3万件まで拡大した。

審査請求のコブは、平成 20 年 9 月末で審査請求期間 7 年の全ての出願が審査請求期間満了を迎えたことにより解消している。平成 21 年は取り下げ、放棄件数の増加の影響もあり、一時審査件数が審査請求件数を上回っており、平成 21 年末の時点で審査順番待ち件数は、ピーク時の 88.8 万件から 71.7 万件に減少した。審査順番待ち期間も徐々に減少に転じていくものと見込まれる。

特許出願件数は平成 18 年、審査請求数は平成 20 年から減少している。また審査順番待ち期間について掲げた目標の達成時期も迫っている。検索外注の件数に関しては、拡大の時期から一定規模に収束する時期への変換を迎えつつある。以上のような背景から、登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度の在り方に関する施策検討のための基礎資料作成を目的として本調査研究を行った。

Ⅱ． 実施した調査の概要

本調査研究では、下記検討を行うためのデータをヒアリングで収集し分析を行う。

- ①登録調査機関の参入環境
- ②登録調査機関の現状の問題意識、事業の将来像
- ③特定登録調査機関の参入環境
- ④特定登録調査機関制度に対する意見
- ⑤先行技術調査市場
- ⑥海外の状況

上記①～⑥までのうち、収集するデータに応じたヒアリング先を選定してヒアリングを行った。

現在登録調査機関として検索外注業務に参入している全 9 機関に「登録調査機関の参入環境」、「登録調査機関としての現状の問題意識」、「登録調査機関としての事業の将来像」、「特定登録調査機関の参入環境」についてヒアリングを行った。

特許庁ホームページの特許情報提供事業者リスト集掲載の先行技術調査会社などから抽出した 20 社に「民間先行技術調査会社からの視点による登録調査機関の参入環境」、「民間先行技術会社からの視点による特定登録調査機関」、「先行技術調査の業務形態」についてヒアリングを行った。特定登録調査機関の調査報告を利用した企業のうち 3 社に「利用者からの視点による特定登録調査機関」、「先行技術調査の実施状況」及び「民間先行技術調査会社の利用状況」についてヒアリングを行った。

先行技術調査の外注は海外においても行われている。そこで海外庁として韓国特許庁（KIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）、USPTO が依頼している先行技術調査機関 2 社にヒアリング調査を実施し、「海外の検索外注制度」及び「海外の検索外注業務」についてヒアリングした。さらに海外グローバル企業に「先行技術調査の実施状況」及び「民間先行技術調査会社の利用状況」を、先行技術調査会社に「先行技術調査の業務形態」についてヒアリングを行った。

Ⅲ． 制度及び運用の概要

登録調査機関に関する法律等は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（特例法）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則、特許法等関係手数料令などがある。

特例法第 37 条第 1 項は、登録の申請があり、かつ、その申請が登録の基準のすべてに適合するときは、特許庁長官は、申請者を登録調査機関として登録しなければならないこと

を規定している。

特例法第 37 条第 1 項第 1 号は、調査業務実施者に関する要件として、登録調査機関において調査業務を実施する者が具備すべき要件及びその人数を定めている。調査業務を実施する者に必要とされる具体的な能力として、一定の学歴、職務経験、研修を修了していることを定めるとともに、最低限備えるべき人数についても、区分ごとに 10 名以上を要する旨を定めている。特例法第 37 条第 1 項第 2 号は、登録調査機関が備えるべき機器に関する要件として、電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを規定している。特例法第 39 条の 2～第 39 条の 5 では、特定登録調査機関の登録について規定している。特定登録調査機関は、登録調査機関としての登録区分ごとに登録され、特定登録調査機関の登録を受ける際に、原則として、新たな登録要件は課されていない。

出願人は、特定登録調査機関の調査報告を提示して審査請求すると、審査請求料が「1 件につき 134,900 円に一請求項につき 3,200 円を加えた額」となり、審査請求料の軽減措置を受けることができる。特定登録調査機関に対しては調査料金が発生する。

登録調査機関による検索外注業務

審査官が外注可能な案件は、出願公開されている特許出願などに限られる。

調査業務実施者は、検索端末にインストールされた F ターム検索プログラムを用いて検索を行う。原則として、F ターム、FI 等を用いた検索キーによる調査は必須で、全文テキスト検索のみは不可となっている。区分 30（有機化合物）に関しては、F ターム検索に加え化学構造式検索も行う。調査業務実施者は、日本国特許庁が発行した特許・実用新案公報、日本語で出願された国際公開公報を調査範囲として検索する。検索対象文献は、特許法第 29 条、第 29 条の 2 又は第 39 条の規定によって先行技術となりうる範囲にあり、かつ公開されている文献である。また外国特許公報、非特許文献等は、検索外注業務における検索対象になっていない。登録調査機関は、調査が完了すると、電子データ及び書面による検索報告書等を特許庁に納品する。調査業務実施者は、対話型検索外注の場合、本願の技術内容、検索方針、サーチ結果及び提示文献の技術内容等を特許庁にて審査官に対話説明し、対話の際に審査官から補充検索を指示された場合には、審査官が指示した検索範囲について特許庁内で検索を実施し、その結果も説明する。

特定登録調査機関による業務

登録区分の審査請求前かつ出願公開済みの出願について先行技術調査業務を行うことができる。業務の公正性・中立性の観点から、特定登録調査機関は、自己又はその子会社の特許出願についての先行技術調査は行うことができない。特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。出願人は審査請求

書に調査報告番号を記載すれば、請求の手数料が軽減される。調査報告は、特定登録調査機関から特許庁に提出され、審査請求時に審査請求人から提出する必要はない。

平成 23 年 1 月 18 日現在、登録調査機関には 9 機関が登録され、特定登録調査機関には 1 機関が登録されている。

IV. 登録調査機関に関するヒアリング結果

登録調査機関の参入環境

登録調査機関のヒアリング結果によると、登録調査機関が参入時に対応が困難だったのは、人材確保、初期投資費用、INPIT の法定研修であった。その中でも人材確保の困難性を指摘する意見が多かった。また民間先行技術調査会社ヒアリング結果によると、登録調査機関のヒアリング結果と同様に、人材確保や初期投資費用への対応が困難という意見だった。

法定研修の研修期間は 2 ヶ月弱である。既存事業の調査者が受講する場合、既存事業の時間を相当削らない限り、既存事業の人材を調査業務実施者とすることはできず、新たに人材を採用して既存事業とは別事業として立ち上げない限り検索外注業務には参入できないという意見があった。

登録調査機関の現状の問題意識

人材については、登録調査機関が定年を迎えた技術者 OB の有効な再雇用先として機能しているという意見がある一方で、比較的若い人材を雇用するのは困難な面があり、高齢化を不安視する意見があった。

INPIT の法定研修については、法定研修を東京以外の地方で開催することを望む声が複数あった。法定研修の期間は比較的長期間に及び、その間の費用負担や受講者の心身的負担の観点から地方での開催が望まれている。

検索システムについては、費用が高額なことから仕様変更に伴って発生する下記問題があるとの指摘があった。

- ・仕様の残年数が短い時点で検索システムを納入すると、検索システムのための経費が上がり、結果として検索外注費用もコストアップする
- ・検索システムに係る投資が回収不能となるリスクが定期的に発生する

登録調査機関が競争の激化及び受注の不安定化を懸念する声も多かった。現在の競争激化ばかりでなく、近い将来、審査順番待ち件数や審査順番待ち期間に係る問題が収束した後の検索外注事業への懸念を表明する意見も見受けられた。平成 23 年度の検索外注の公募

では、平成 16 年に特例法が改正されて以来、初めて前年より公募数が減少しており、各調査機関の間の競争は今後も激化することが予想される。

V. 海外の検索外注制度及び運用

韓国の検索外注の概要

調査者は、一定の学歴、研修を履修していることが求められており、最低限備えるべき人数についても、技術分野別に 10 名以上を要する旨が定められている。なお研修は、80 時間のオンライン教育であり、特許情報入門、先行技術調査理論、先行技術調査実習により構成されている。

専門機関の指定区分は、機械金属建設、科学生命工学、電気電子・情報通信の 3 区分である。

検索外注のための調査ツールは指定されていない。調査ツールは調査機関の選択事項となっている。専門機関は、韓国、日本、米国、EPO 及び WIPO の特許・実用新案文献を収録した DB を保有しているか、これらの文献を収録した DB に常時接続して検索できる環境を備えることが求められる。先行技術の調査範囲としては、韓国特許/実用新案公報(公開、公告)、日本特許/実用新案公報(公開/公告)、米国特許文献、ヨーロッパ特許庁特許文献及び PCT 国際公開、そして必要に応じて、論文など非特許文献も調査範囲に含まれる。

韓国の専門機関の民間活用には、優先審査(日本の早期審査に相当)がある。出願人は、専門機関の調査報告を特許庁に提出すれば、優先審査を受けることができる。

専門機関に指定されているのは、財団法人韓国特許情報院(KIPI)、株式会社 WIPS、株式会社 IP ソリューションの 3 機関である。3 機関とも全区分の指定を受けている。PCT 国際調査の検索外注は、韓国特許情報院だけが受注している。

米国の検索外注の概要

USPTO は登録制の検索外注制度を採用していない。契約が検索外注の請負者と USPTO の間の関係を定めている。

USPTO 向けに行われている検索外注は、PCT 国際調査のみで、PCT 第 1 章の調査報告の 100% が、検索外注の請負者によって調査されている。

検索外注は RFP(提案依頼書)による手続きにおいて、検索外注の請負者として選定された民間調査会社によって行われている。

2006 年に USPTO が出した RFP では、契約を受注する調査会社は、PCT 国際調査報告(様式 210)及び見解書(様式 237)の作成が義務付けられることが明記されている。2006 年 RFP の結果、2 社の外注請負者との間で、契約が結ばれた。2 社の外注機関は Landon IP と

Cardinal IP である。新 RFP は 2011 年前半に発表される予定になっている。

調査者の選考及び調査報告の質に関する責任は、検索外注の請負者が負っている。RFP では調査者の人数を定義していない。検索外注の請負者は、契約要件及び USPTO から実際に割り当てられた件数を満たすだけの人材を配置する責任を負っている。

USPTO の検索外注の技術区分は 8 区分である。現在のところ、現行の外注請負者 2 社のうち 1 社は、8 つの技術分野全てについての契約を有しており、もう 1 社は 4 つの技術分野についての契約を有している。

調査ツールの指定はなく、各外注請負者が WIPO 発行の PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインなどの条件に従った調査を実施する責任を負う。検索外注の請負者は、例えば USPTO による WEB ベースの米国特許審査官データベースの公開バージョン (PubWEST) を利用できる。調査範囲にも指定はないが、検索外注の請負者は、最良の先行技術を見つけることが義務付けられている。

VI. 特定登録調査機関に関するヒアリング結果

特定登録調査機関の業務をするためには、検索システム、調査場所を検索外注業務とは分けて個別に用意しなければならない。登録調査機関のヒアリングでは、既に検索外注業務用に用意してある設備で特定登録調査機関の業務を行えるようにすることを望む意見が多かった。

民間先行技術調査会社のヒアリングでは、特定登録調査機関をコンペティターと目して、事業に影響が出ること懸念する意見があった。

特定登録調査機関の調査報告を利用した出願人へのヒアリングでは、調査の質に対する評価は高いという結果になった。

審査請求料の軽減措置があっても、調査価格は民間の先行技術調査会社より高く、現在の審査請求料の軽減額は、特定登録調査機関制度を利用するインセンティブにはなっていないという意見、現在は公開後の出願に限定されているが、出願前調査への対応や公開前調査への対応を望む意見などがあり、調査を依頼できるのは、特定登録調査機関の登録区分の技術に含まれる案件に限定され、出願人が案件を選択してから調査を依頼せざるを得ない状況を指摘する意見もあった。

VII. 先行技術調査市場

民間先行技術調査会社の業務形態

全分野の調査に対応している調査会社は11社である、医薬・バイオ・化学のいずれか以外はほぼ全分野に対応している調査会社は5社である。また特定の技術分野に特化した調査会社は4社であった。

民間調査会社20社の全調査者数は、2人～80人の間であった。30人未満の調査会社が多く、調査に対応する技術分野の広さに対して、調査者の人数は多くない。1人の調査者が担当する技術範囲は広がっている。

調査会社の顧客は、固定客の大手企業（15社）、固定客の中小企業（2社）、中小企業調査支援事業の対象となる中小企業（1社）、特許事務所（1社）、公的機関などがある。主に大手企業の固定客を顧客とする調査会社が最も多いという結果になっている。

調査事業に含まれる技術動向、先行技術、無効資料、クリアランスの各調査のうち先行技術調査の件数比率と売上比率を対比したところ、全調査中の件数に占める先行技術調査の比率が高い調査会社は多い一方、売上に占める先行技術調査の比率が件数比率ほど高くない調査会社が多い結果となった。調査事業の中の先行技術調査の件数比率が、80%を超える調査会社が3社あったのに対し、先行技術調査の売上比率が50%を超えているのは1社のみであった。調査会社は、先行技術調査に加え、技術動向、無効資料、クリアランス調査など他の様々な種類の調査を受注することで、調査事業における売り上げを確保している。

先行技術調査を行う時期に対する出願人のニーズを調査した結果、国内出願前調査件数比率が最も多い先行技術調査会社は11社、審査請求前件数比率が最も多い先行技術調査会社は5社、外国出願前件数比率が最も多い先行技術調査会社は1社であった。国内出願前調査の件数比率が最多でない場合を含めると、17社が国内出願前調査を受注している。出願人と先行技術調査会社の間の民－民契約に基づく先行技術調査では、調査会社は機密性が高い国内出願前の発明に対する調査を受注している。

先行技術調査会社に対するニーズ

企業にヒアリングした結果は、次の通りであった。

<国内企業>

- ・内部調査を重視しているが、内部人材の調査工数不足の解消のため外部調査会社を利用する。
- ・社内調査の再確認のために外部調査会社を利用しており、調査会社の高い調査能力を利用するという位置付けである。

- ・社内リソースで調査を実施するコストを低減するため外部調査会社を利用する。
 ＜海外企業＞
- ・調査の客観性の確保、及び内部人材の工数不足から先行技術調査を全て外注する。
- ・内部人材の調査スキル不足、調査工数の不足から先行技術調査を全て外部調査機関に外注する。
- ・内部人材が時間的、専門知識、言語の問題で調査に対応できないときに先行技術調査を外注する場合がある。

VIII. まとめ

登録調査機関の今後の在り方

人材確保について

＜参入環境の視点から＞

少なくとも調査機関が組織的な対応が可能かどうかという観点では、調査機関が雇用すべき適切な調査者の人数を最低人数として規定することは必要である。さらに調査業務実施者数が少ない事業者は、間接経費の割合が大きくなり、外注コストには不利に働く。この要件の改正を検討する場合には、以上のような観点を考慮する必要がある。

検索システムの初期投資費用について

＜参入時の環境の視点から＞

より安価なハードウェアを検索外注業務用に提供することについて検討が必要ではないか。参入のしやすさを考慮するなら、特許庁の審査官端末の仕様より低いスペックであっても、安価な仕様のハードウェアを選択肢として提供することが考えられる。

＜参入後の環境の視点から＞

審査官端末の仕様更新に伴い、登録調査機関の検索システムもおおむね4年に一度入れ替えが生じることに基づく課題がある。最長でも4年毎にシステム変更しなければならないため、仕様制定時に検索システムを導入する場合と、仕様制定から数年経過した段階で検索システムを導入する場合とで、検索外注に係るコストが変わってしまうという現象が起きている。また制度上、受注が担保されないことから、納入した検索端末が過剰投資になるリスクが仕様変更のたびに訪れることになる。この課題についても安価な仕様のハードウェアを提供できれば、解消できるのではないか。仮に検索システムの使用条件を現在のままとする場合は、検索システムを特許庁からのレンタル方式などにもすることも考えられる。

研修について

<参入環境の視点から>

現在の法定研修は期間が長く、既存事業の従事者を調査業務実施者にして参入することが難しい。参入時は全て新規に採用した人材に対して、又は既存事業の時間を相当削って、研修を受講させなければならなくなる。広い範囲の年齢層から人材を集めるためにも、他の業務と両立できる法定研修の在り方について検討する余地があるのではないか。

<参入後の環境の視点から> 現在は2機関が東京以外で検索外注業務を実施している。今後、地方所在の調査機関の参入を活発化させるためにも、法定研修の地方開催は検討を要する事項である。ヒアリングでは区分追加の場合の研修の在り方について特に意見はなかったが、登録調査機関の将来の事業像として登録区分の拡大を予定している調査機関は多い。そこで既に法定研修に修了している調査業務実施者が他の区分の研修を受講する場合には、法定研修の簡略化を検討する必要があるのではないか。区分追加を容易化することで、参入が活発化することも期待できる。

今後の競争環境について

現在、審査請求料の引き下げが検討され、コストダウンの要請は一層高まる。施策として、例えば、外注単価を受注の条件とすることも選択肢の一つになるかもしれない。しかしながら、外注単価を受注の条件にするには、検索システムの扱いや外注件数割り当て方式の変更など、現在、登録調査機関が問題意識を持っている事項について、早急に改善しなければならない。適切な競争環境の元でこそ初めて競争が成り立つのであり、民間企業が登録調査機関に対して参入する意欲を削ぐ結果にならないよう、競争のための環境を整えることが重要である。

特定登録調査機関の今後の在り方

検索システムについて

<参入環境の視点から>

ヒアリング結果は、既に検索外注業務用に用意してある設備（検索システム及び業務場所）で特定登録調査機関の業務を行えるようにすることを望む意見が多い。検索外注の検索システムを特定登録調査機関の業務に利用することについて検討すべきである。

利用促進とその課題について

特定登録調査機関の区分

現在参入している特定登録調査機関は一機関であることから、特定の出願人しか利用で

きないという課題がある。これについては特定登録調査機関への参入を促進させることで解消できる余地がある。現在、登録調査機関は登録区分の拡大を図っており、特定登録調査機関への参入が活発になれば、利用できない区分は徐々に縮小されていく可能性がある。

調査の質を活かした利用促進

特定登録調査機関の検索外注の調査と同等であり、質の高い調査を提供している。質を重視する用途の調査を見極めることで、現在よりも利用を促進できる可能性がある。特定登録調査機関は、現在は公開後の出願しか調査対象になっていない。しかし民 - 民契約では機密性の高い出願前調査も民間調査会社に外注されている。公開前や出願前を出願を調査対象にできれば、特定登録調査機関の利用は現在よりも促進される可能性がある。

民間先行技術調査会社との競合

民間先行技術調査会社は、出願人にとってコストは調査会社の選択動機となりうる。しかし多くの民間調査会社から特定登録調査機関は民間調査会社にとってのコンペティターに該当するとの意見があった。審査請求料のさらなる軽減措置により特定登録調査機関の利用促進を図る場合には、民間調査会社との競争を阻害することがないように留意すべきである。

はじめに

登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度は、審査順番待ち件数が問題となっていた平成16年に導入された。それ以降、現在に至るまで迅速・的確な特許審査に貢献してきた。

登録調査機関が請け負う検索外注件数は、年々増加しており、平成16年に約17.8万件だった外注件数は、平成21年度は約23.3万件まで拡大した。

審査請求のコブは、平成20年9月末で審査請求期間7年の全ての出願が審査請求期間満了を迎えたことにより解消している。

知的財産推進計画2004にて掲げられた「10年後（長期目標（2013年））には、世界最高水準である11ヶ月を達成する。」という目標の達成時期を目前にした今、登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度は、新たな時代に向けて、その在り方を検討する時期に差し掛かっている。

本調査研究は、このような状況を踏まえ、登録調査機関、民間先行技術調査会社、特定登録調査機関の調査報告を利用した企業へのヒアリング、及び海外ヒアリングを実施して、今後の登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度の在り方について検討した。

本報告書は、上記調査、分析、整理及び検討の結果をとりまとめたものである。本報告書が、今後の制度の在り方に関して施策検討する際の基礎資料の一つになれば幸いである。

最後に、本調査研究の遂行に際し、ヒアリング調査にご協力いただいた登録調査機関の方々、先行技術調査会社の方々、企業の方々、並びに海外ヒアリングにご尽力いただいた方々に対して、この場を借りて深く感謝申し上げる次第である。

平成23年3月

財団法人 知的財産研究所

目 次

要約

はじめに

本編

I.	序	1
II.	実施した調査の概要	6
1.	調査手法	6
(1)	登録調査機関へのヒアリング	6
(2)	民間先行技術調査会社へのヒアリング	6
(3)	特定登録調査機関の調査報告を利用した出願に関する調査	7
(4)	特定登録調査機関の調査報告を利用した企業へのヒアリング	7
(5)	海外庁及び海外庁が依頼している先行技術調査機関へのヒアリング	7
(6)	海外グローバル企業及び海外グローバル企業が依頼する先行技術調査会社へのヒアリング	8
2.	ヒアリング結果の整理・分析	8
(1)	登録調査機関のヒアリング結果の整理	8
(2)	民間先行技術調査会社のヒアリング結果の整理	10
III.	制度及び運用の概要	11
1.	現行制度の概要	11
(1)	登録調査機関に関する法律等	11
(2)	登録調査機関の登録	11
(3)	調査業務実施者に関する要件	11
(4)	登録調査機関が備えるべき機器に関する要件	12
(5)	登録調査機関の中立性に関する要件	12
(6)	登録調査機関の機密保持	13
(7)	特定登録調査機関の登録、審査請求料の軽減	13
2.	登録調査機関参入までの流れ	14
(1)	人材	15
(2)	法定研修	16
(3)	検索システム	16
(4)	調査場所	16

3.	検索外注業務の応募から契約まで	17
(1)	公募	17
(2)	外注先の選定	17
(3)	検索外注業務の件数割り当て方法	18
(4)	特許庁との契約締結	18
4.	検索外注業務の概要	19
(1)	外注対象案件	19
(2)	区分と審査官の組織体制との対応付け	19
(3)	調査ツール	20
(4)	調査範囲	20
(5)	調査の依頼	21
(6)	調査結果の報告	21
(7)	その他	21
5.	特定登録調査機関業務の概要	21
(1)	対象案件	21
(2)	調査者	21
(3)	検索システム	22
(4)	調査ツール	22
(5)	価格決定方法	22
(6)	審査請求料の軽減	22
6.	現在の登録状況	23
IV.	登録調査機関に関するヒアリング結果	24
1.	登録調査機関の参入環境	24
(1)	登録調査機関の参入時に対応が困難だった要件	24
(2)	民間先行技術調査会社からの視点による登録調査機関の参入環境	25
2.	登録調査機関の現状の問題意識	26
(1)	登録調査機関としての現状の課題及び登録調査機関制度に対する意見	26
(i)	人材について	26
(ii)	人材教育について	27
(iii)	検索システムについて	27
(iv)	受注について	28
(v)	区分について	29
(vi)	業務遂行上の課題について	29
(2)	登録調査機関としての事業の将来像	30

V.	海外の検索外注制度及び運用	32
1.	韓国の検索外注の概要	32
(1)	調査機関に関する法律等	33
(2)	調査者	33
(3)	調査機関が備えるべき機器について	34
(4)	調査者の研修	34
(5)	検索外注の技術区分	34
(6)	外注対象案件	35
(7)	調査ツール	35
(8)	先行技術調査範囲	35
(9)	価格決定方法	36
(10)	委託先決定方法	36
(11)	調査納期	36
(12)	調査機関の民間活用	37
(13)	韓国の専門機関	37
2.	米国の検索外注の概要	38
(1)	調査機関に関する法律等	38
(2)	調査者	39
(3)	調査者の研修	40
(4)	調査機関が備えるべき機器	41
(5)	検索外注の技術区分	41
(6)	外注対象案件	42
(7)	調査ツール	42
(8)	先行技術調査範囲	43
(9)	価格決定方法	43
(10)	委託先決定方法	44
(11)	調査納期	44
(12)	米国の検索外注機関	44
(13)	検索外注業務の参入環境	45
3.	各国検索外注の比較	45
VI.	特定登録調査機関に関するヒアリング結果	46
1.	特定登録調査機関の参入環境	46
(1)	検索システムについて	46
(2)	受注について	47

(3)	人材について	47
(4)	登録調査調査機関からの視点による民間需要	47
(i)	登録調査機関であることその他業務への影響	47
(ii)	検索外注業務と民間需要の違い	48
2.	特定登録調査機関に対する意見	48
(1)	民間先行技術調査会社からの視点による特定登録調査機関	48
(2)	利用者からの視点による特定登録調査機関	49
VII.	先行技術調査市場	51
1.	民間先行技術調査会社の業務形態について	51
(1)	調査事業以外の事業	51
(2)	調査に対応している技術分野	51
(3)	調査者	52
(4)	調査ツール	53
(5)	先行技術調査範囲	53
(6)	価格決定方法	53
(7)	先行技術調査の顧客像	54
(8)	各調査の件数比率と売上比率	55
(9)	受注規模	57
(10)	先行技術調査の実施時期	57
(11)	海外からの依頼	58
(12)	今後の事業展開	58
2.	出願人の先行技術調査会社に対するニーズ	59
(1)	先行技術調査の実施時期	59
(2)	調査時期ごとの調査の目的及び外注活用	59
3.	海外の先行技術調査	62
(1)	海外本拠のグローバル企業	62
(i)	先行技術調査の実施時期	62
(ii)	調査時期ごとの調査の目的及び外注活用	62
(2)	海外本拠のグローバル企業が依頼している先行技術調査会社	65
(i)	事業範囲	65
(ii)	調査者	65
(iii)	調査ツール	66
(iv)	先行技術調査範囲	66
(v)	価格決定方法	66

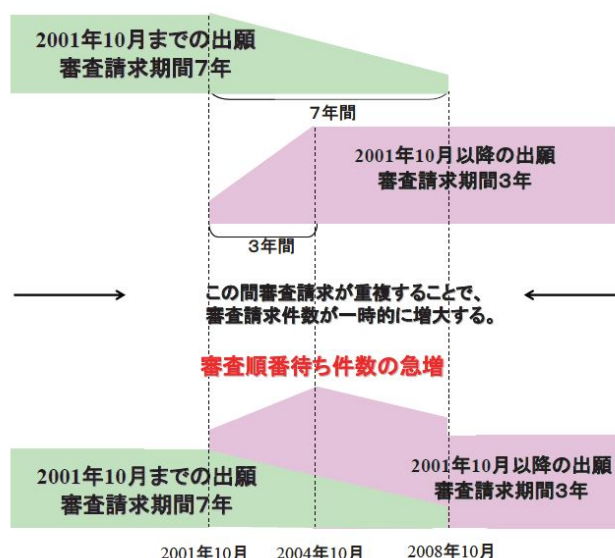
(vi) 受注規模	67
(vii) 顧客像	67
VIII. まとめ	69
1. 登録調査機関の今後の在り方	69
(1) 人材確保について	69
(2) 初期投資費用について	70
(3) 研修について	72
(4) 受注について	73
(5) 区分について	74
(6) 今後の競争環境について	75
2. 今後の特定登録調査機関の在り方	77
(1) 検索システムについて	77
(2) 利用促進とその課題について	77
資料編	
資料 I.	83

I. 序

特許庁においては、特許審査の迅速化のため、平成2年より先行技術文献調査を特許庁長官が指定する外部機関(公益法人を限定した指定調査機関)において行い、指定調査機関の先行技術文献調査の結果を審査官が活用することにより、特許審査に利用していた。

平成15年、特許出願の増加や審査請求率上昇等の影響により、審査順番待ち件数が年々増加した結果50万件を超え、審査順番待ち期間も25ヶ月になった。また平成11年の特許法改正で審査請求期間が7年から3年へ短縮された影響により、審査請求期間7年と3年の出願が重なり、審査請求件数に一時的な急増(審査請求のコブ)が生じ、さらに30万件審査待ち件数が増加することも懸念されていた。

【図表1】新旧審査請求制度の共存による審査請求急増¹



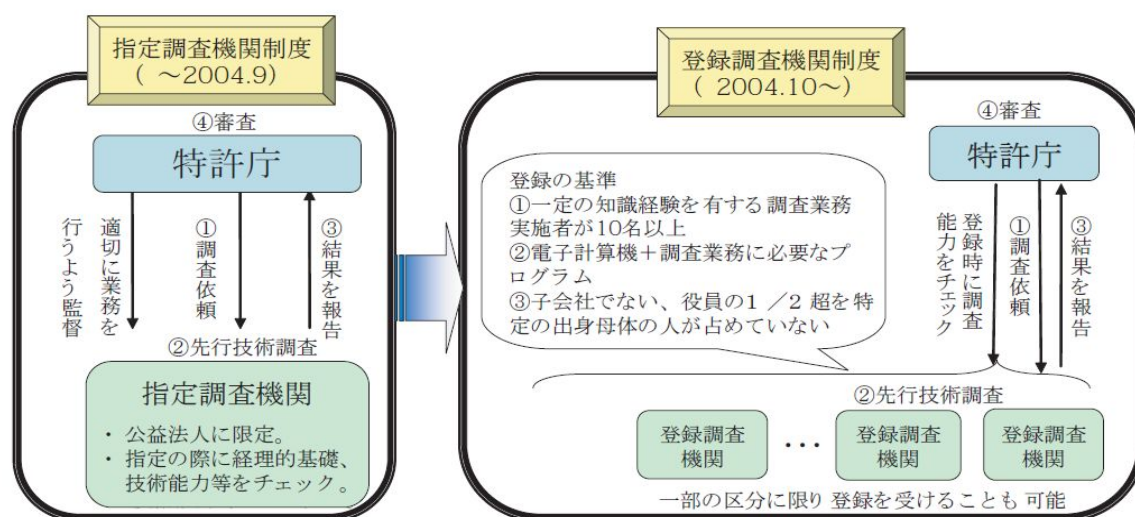
そこで、政府は、長期目標として平成25年に審査待ち順番期間を11ヶ月とすることを掲げ、迅速・的確な特許審査に向けた次のような取り組みを平成16年に行った。

- ・通常審査官の増員に加えて任期付審査官を採用することによる審査体制の抜本的な強化を行った。
- ・工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という）を改正して指定調査機関制度から公益法人要件を撤廃し、一定の条件を満たせば、民間企業が検索外注業務に参入できる登録調査機関制度を導入することで検索外注の一層の拡充を行った。特例法の改正時に衆議院経済産業委員会及び参議院経済産業委員会により、多くの民間機関が新たな登録調査機関として参入することができるよう積極的に支援し環境整備に努める旨の付帯決議がされている。

¹特許行政年次報告書 2010年版 4頁（特許庁）

- ・登録調査機関の能力を出願人等も利用できるようにし、出願人による効率的な審査請求を促すための環境を整備するため、登録調査機関が特許庁長官から特に登録を受けることによって、特許出願人等からの先行技術調査も受託する特定登録調査機関として、審査請求されていない特許出願に対して、特許出願人等からの依頼に応じて先行技術調査を行い、その調査報告を交付することを可能とする特定登録調査機関制度を導入した。特許出願人等はその調査報告の結果を参照して、審査請求の有無、特許請求の範囲の補正を行うか否か等を検討することができ、さらに、当該調査報告を提示して審査請求を行えば、審査請求料の減額を受けることが可能となった。

【図表 2】登録調査機関制度の導入²

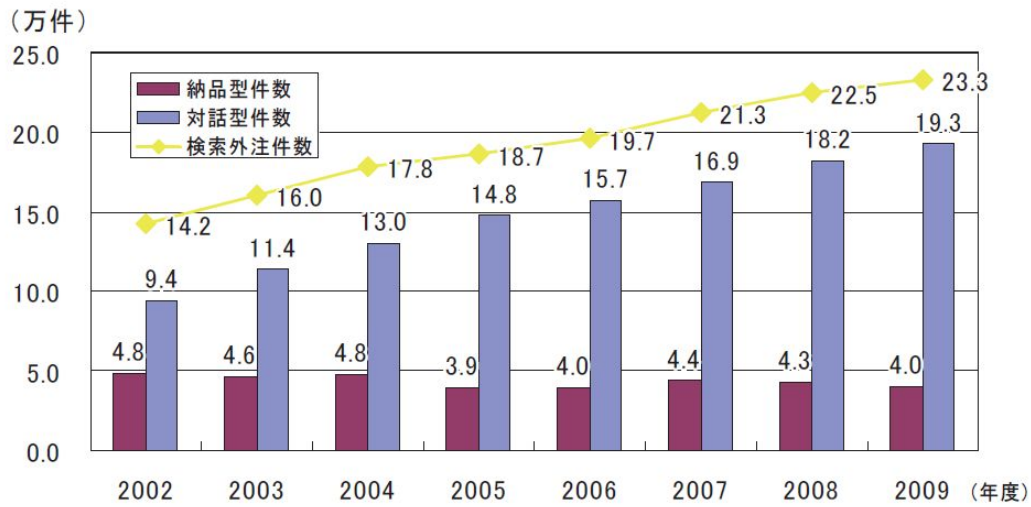


登録調査機関が請け負う検索外注件数は、年々増加しており、平成16年に約17.8万件だった外注件数は、平成21年度は約23.3万件まで拡大した。審査官による本願発明や先行技術文献の内容理解の効率化を図るとともに審査官から調査業務実施者に指示・指導を行うことにより審査官のサーチノウハウをフィードバックできる対話型検索外注³の比率も年々向上しており、平成21年度は全検索外注件数の83%を占め、審査の効率化に寄与している。

²特許行政年次報告書 2005 年版 5 頁（特許庁）

³登録調査機関の調査結果の報告形態は、調査業務実施者が審査官と直接面談して、先行技術調査の結果報告を行う対話型検索外注と、先行技術調査の結果を記載した報告書を納品する納品型検索外注の2種類がある。

【図表 3】 検索外注件数の推移⁴

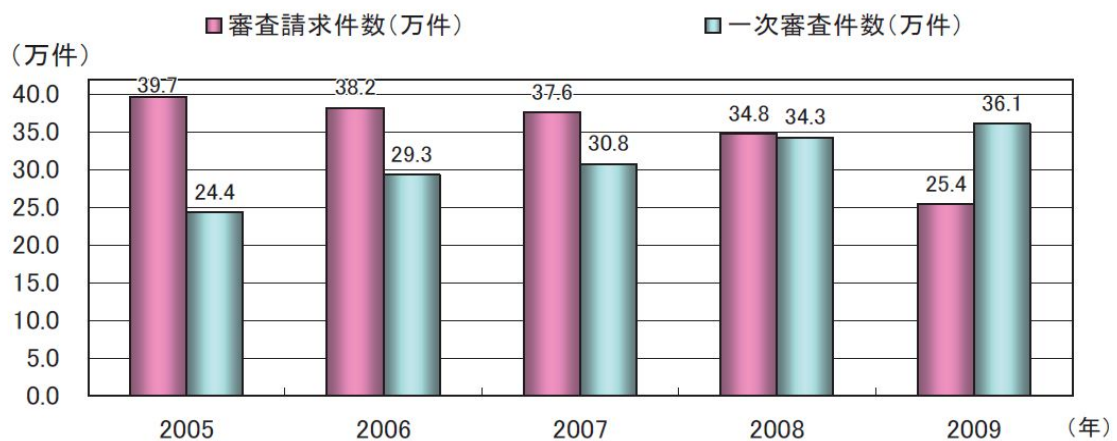


(備考) 納品型は、検索報告書によって、検索の報告が行われる外注方式。

(資料) 特許庁作成

審査請求のコブは、平成 20 年 9 月末で審査請求期間 7 年の全ての出願が審査請求期間満了を迎えたことにより解消している。平成 21 年は取り下げ、放棄件数の増加の影響もあり、一時審査件数が審査請求件数を上回っており、平成 21 年末の時点で審査順番待ち件数は、71.7 万件に減少した。同年末の時点の審査順番待ち期間は 29.1 ヶ月であったが、審査順番待ち件数の減少が進むにつれて、審査順番待ち期間も徐々に減少に転じていくものと見込まれる。

【図表 4】 審査請求数と一次審査件数の推移⁵

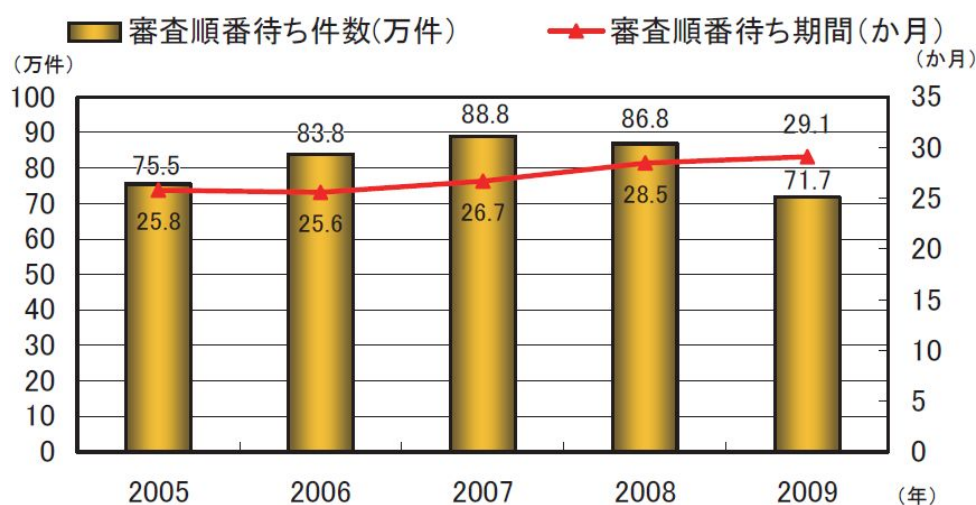


(資料) 統計・資料編第 1 章 1.

⁴特許行政年次報告書 2010 年版 149 頁 (特許庁)

⁵特許行政年次報告書 2010 年版 10 頁 (特許庁)

【図表 5】 審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移⁶



(資料) 統計・資料編第2章1. (1) 及び第2章3.

審査順番待ち件数には、審査請求料の納付繰延制度¹を利用しているものが含まれていない

特許出願件数は平成 18 年、審査請求数は平成 20 年から減少している。また審査順番待ち期間について掲げた目標の達成時期も迫っている。検索外注の件数に関しては、拡大の時期から一定規模に収束する時期への変換を迎えつつある。

登録調査機関制度に関しては、特例法に公益法人要件が規定されていたときに指定調査機関だった 1 機関を含め、現在 9 機関が登録され、機関数が増加し、競争が拡大している。

以上のような背景から登録調査機関の参入環境を含めた登録調査機関制度の今後の在り方を検討することが必要である。

一方、特定登録調査機関制度に関しては、特定登録調査機関としての登録を受けた者は平成 21 年 4 月に登録を受けた 1 機関のみである。平成 21 年 4 月から平成 23 年 2 月 8 日までの期間において、特定登録調査機関で作成された調査報告を利用した出願は 150 件程度にとどまっており、民間の先行技術調査の市場規模に比べて、特定登録調査機関制度が十分に活用されているとは言い難い。加えて、上記平成 16 年の特例法改正の附則第七条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新々特例法第四章第三節の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同節の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と記載されている。

以上のような背景から特定登録調査機関制度の参入環境及び利用促進を含めた特定登録調査機関制度の今後の在り方を検討することが必要である。

なお、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会による平成 22 年 11 月 30 日付

⁶特許行政年次報告書 2010 年版 10 頁 (特許庁)

けの報告書案⁷には、「知的財産をめぐる現下の状況を考慮し、イノベーションの促進や企業の国際戦略の支援へとつなげるべく、料金引下げ分が出願人に還元されることが望ましい」と報告されている。特定登録調査機関制度における審査請求料の軽減措置については、制度導入時に「出願人自身による先行技術調査の奨励という政策課題を勘案した上で適切に設定する必要がある」という指摘⁸があり、審査請求料が改定される場合には、特定登録調査機関の調査報告の利用に係る審査請求料の軽減措置について検討を要する。

以上のような背景により、登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度の在り方に関する施策検討のための基礎資料作成を目的として本調査研究を行った。

⁷産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について（案）」89-91 頁 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tokkyo_syiryou033/01.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

⁸平成 15 年度産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会
第 6 回特許戦略計画関連問題ワーキンググループ 資料 7 「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」
26-27 頁 <http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai05/paper07.pdf> [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

Ⅱ． 実施した調査の概要

1． 調査手法

本調査研究では、今後の登録調査機関制度の在り方及び特定登録調査機関制度の在り方に関して検討を行うためのデータを以下の①～⑥に定め、ヒアリングで収集し分析を行った。

下記①～⑥までのうち、収集するデータに応じたヒアリング先を選定してヒアリングを行った。

- ①登録調査機関の参入環境
- ②登録調査機関の現状の問題意識、事業の将来像
- ③特定登録調査機関の参入環境
- ④特定登録調査機関制度に対する意見
- ⑤先行技術調査市場
- ⑥海外の状況

(1) 登録調査機関へのヒアリング

上記①、②、③、④のためデータ収集を目的とする。

現在登録調査機関として検索外注業務に参入している全9機関に「登録調査機関の参入環境」、「登録調査機関としての現状の問題意識」、「登録調査機関としての事業の将来像」、「特定登録調査機関の参入環境」についてヒアリングを行った。その他、「登録調査機関であることその他業務への影響」及び「検索外注業務と民間需要の違い」についてもヒアリングを行った。

(2) 民間先行技術調査会社へのヒアリング

上記①、④、⑤のためのデータ収集を目的とする。特許庁ホームページの特許情報提供事業者リスト集 (<http://www.jpo.go.jp/kanren/gyousya.htm>) 掲載の先行技術調査会社、平成22年度中小企業等特許先行技術調査支援事業において特許庁が選定した先行技術調査会社、特許情報サービス連合会 (<http://www.fpis.jp/>) 会員の先行技術会社、技術情報サービス懇談会 (<http://www.atis.gr.jp/>) 会員の先行技術会社から抽出した20社に「民間先行技術調査会社からの視点による登録調査機関の参入環境」、「民間先行技術会社か

らの視点による特定登録調査機関」、「先行技術調査の業務形態」についてヒアリングを行った。「先行技術調査の業務形態」の詳細なヒアリング項目は、登録調査機関の参入環境、登録調査機関及び特定登録調査機関に対する意見、事業内容、調査に対応している技術分野、調査ツール、先行技術調査範囲、価格決定方法、先行技術調査の顧客像、調査事業に含まれる各調査の件数比率と売上比率、受注規模、先行技術調査の実施時期（出願前、審査請求前、外国出願前）別の件数比率、海外からの調査依頼、今後の事業展開である。

（３） 特定登録調査機関の調査報告を利用した出願に関する調査

ヒアリングに先立ち特定登録調査機関が出願人に交付した調査報告が利用された特許出願 100 件程度について分析を行った。特定登録調査機関の調査報告は、IPDL（Industrial Property Digital Library；特許電子図書館）の審査書類情報にアップロードされている。

（４） 特定登録調査機関の調査報告を利用した企業へのヒアリング

上記④、⑤のためのデータ収集を目的とする。特定登録調査機関の調査報告を利用した企業のうち 3 社に「利用者からの視点による特定登録調査機関」、についてヒアリングを行った。また出願人の立場から「先行技術調査の実施状況」及び「民間の先行技術調査会社の利用状況」についてもヒアリングを行った。

（５） 海外庁及び海外庁が依頼している先行技術調査機関へのヒアリング

上記⑥のためのデータ収集を目的とする。先行技術調査の外注は海外においても行われている。そこで海外庁として韓国特許庁（以下「KIPO⁹」という）及び米国特許商標庁（以下「USPTO¹⁰」という）、USPTO が依頼している先行技術調査機関 2 社にヒアリング調査を実施し、「海外の検索外注制度」及び「海外の検索外注業務」についてヒアリングした。韓国については YOUNG & RUBICAM 特許法人、米国については Fish & Richardson P.C. がヒアリングを行った。

なお、KIPO 依頼している先行技術調査機関は、以下の理由によりヒアリングを行うことができなかった。

「特許庁の先行技術調査事業における‘保安’は何より重要な事項であり、特許庁でも定期的の実態調査をしている程である。特に、特許庁告示第 16 条では“専門機関の役・

⁹Korean Intellectual Property Office

¹⁰United States Patent and Trademark Office

職員は調査業務と関連して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない”と規定している。毎年事業計画書を提出する度に、特許法第 226 条(秘密漏洩の罪など)、および第 226 条の 2(専門機関などの役職員に対する公務員擬制)に基づく 秘密維持および保安義務遵守の誓約書を提出しており、先行技術調査機関としては先行技術調査事業と関連するヒアリングの要請に応じることはできない状況である。」

(6) 海外グローバル企業及び海外グローバル企業が依頼する先行技術調査会社へのヒアリング

上記⑥のためのデータ収集を目的とする。海外グローバル企業に「先行技術調査の実施状況」及び「民間先行技術調査会社の利用状況」を、海外先行技術調査会社に「先行技術調査の業務形態」についてヒアリング調査した。海外グローバル企業として韓国 2 社、米国 3 社、海外先行技術調査会社として韓国 2 社、米国 1 社を選定した。韓国については YOUME 特許法人、米国については Fish & Richardson P.C. がヒアリングを実施した。

2. ヒアリング結果の整理・分析

登録調査機関、民間先行技術調査会社からのヒアリング結果は、ヒアリング結果が多岐にわたったため、下記手順であらかじめ整理・分類した。分析は整理した分類ごとに行った。

(1) 登録調査機関のヒアリング結果の整理

登録調査機関からのヒアリング結果を以下の観点で分離した。

- ①登録調査機関の参入時に対応が困難だった要件
- ②登録調査機関としての現状の課題及び登録調査機関制度に対する意見
- ③特定登録調査機関の参入時に対応が困難な要件、特定登録調査機関制度に対する意見

それぞれを類似する課題ごとにまとめ、下記の各グループに分類した。

①登録調査機関の参入時に対応が困難だった要件

- | | |
|----------------|-----|
| (a) 人材確保について | 7 件 |
| (b) 研修について | 2 件 |
| (c) 初期投資費用について | 3 件 |
| (d) 受注について | 2 件 |

(e) 投資資金の回収について	1 件	
②登録調査機関としての現状の課題及び登録調査機関制度に対する意見		
(a) 人材についての課題・意見		
人材確保	3 件	
人材高齢化	2 件	
シニア人材の有効な雇用先	3 件	
区分あたり人数を引き下げた場合に対する意見	5 件	
その他	1 件	
(b) 人材教育についての課題・意見		
法定研修	5 件	
検索指導者研修	1 件	
その他	1 件	
(c) 検索システムについての課題・意見		
使用更新に伴う課題	3 件	
高額投資	1 件	
過剰投資リスクの可能性	2 件	
調達方法変更の提案	3 件	
商用データベース使用した場合に対する意見	3 件	
(d) 受注についての課題・意見		
競争激化	4 件	
外注件数の割り当て方法	2 件	
滞貨減少後の不安	3 件	
(f) 収益と経費に関する課題・意見		
採算制への疑問	2 件	
経費の設定	3 件	
(g) 区分見直しに関する課題・意見	5 件	
(h) 業務遂行上の課題・意見		
対話型検索外注	5 件	
審査官の対応バラツキ	2 件	
案年の難度	1 件	
その他	3 件	
(i) その他	3 件	

③特定登録調査機関の参入時に対応が困難だった要件、特定登録調査機関制度に対する意見

(a) 検索システムに関する課題・意見

検索外注業と個別に用意する点	6 件
データの制限がある点	1 件

(b) 受注に関する課題・意見

顧客獲得の見込み	4 件
調査価格	2 件

(c) 調査時期等に関する課題・意見

1 件

(d) 人材について

2 件

(e) その他

2 件

(2) 民間先行技術調査会社のヒアリング結果の整理

民間先行技術調査会社からのヒアリング結果を類似する課題ごとにまとめ、下記の各グループに分類した。

(a) 人材確保について

13 件

(b) 研修について

既存事業との両立	6 件
地方での開催の要請	1 社
研修期間及び費用	3 社

(c) 子会社が参入できない

2 件

(d) 初期投資費用について

13 件

(e) 受注について

2 件

(f) 採算性への疑問

1 件

(g) 対話型への対応

2 件

(h) 調査件数の多さ

1 件

(i) 参入に一定のメリット

3 件

(j) 参入否定的

3 件

(k) 委託件数割り当て方法

1 件

(i) 区分

4 件

(m) 商用データベースの使用

2 件

(n) 特定登録調査機関

8 件

Ⅲ. 制度及び運用の概要

1. 現行制度の概要

現行の登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度について述べる。

(1) 登録調査機関に関する法律等

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下「施行規則」という）、特許法等関係手数料令などである。

(2) 登録調査機関の登録

特例法第 36 条第 2 項では区分ごとの登録を規定している。区分とは技術区分のことである。詳しくは後述する。特例法第 37 条第 1 項では、登録の申請があり、かつ、その申請が登録の基準のすべてに適合するときは、特許庁長官は、申請者を登録調査機関として登録しなければならないことを規定している。

(3) 調査業務実施者に関する要件

特例法第 37 条第 1 項第 1 号

次のいずれかに該当する者が調査業務を実施し、その人数が前条第二項の区分ごとに十名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であって、科学技術に関する事務（研究を含む。ロにおいて同じ。）に通算して四年以上従事した経験を有し、かつ、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う研修を修了したもの

ロ 学校教育法 に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であって、科学技術に関する事務に通算して六年以上従事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

「第 1 号は登録調査機関において調査業務を実施する者が具備すべき要件及びその人数を定めている。調査業務は、調査業務を実施する者個々の専門的知識等の個人的資質によ

るところが大きく、必要な能力を有さない者が調査業務を行った場合には、調査業務の質が低下し、特許審査の迅速性に与える影響が大きい。そこで、調査業務を実施する者に必要とされる能力を定めるとともに、最低限備えるべき人数についても、区分ごとに10名以上を要する旨を定めた。¹¹⁾

登録申請区分において独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という）の研修（以下「法定研修」という）の修了者の延べ修了者数が10以上であれば、当該区分の登録要件としての人数を満たすことができる。例えば、調査業務実施者が総勢10名の場合でも、全員が所定の2区分について法定研修を修了しているならば、調査機関は当該2区分に登録することができる。検索外注の区分は技術分野別に1～39まであり、施行規則の別表第2により規定される。

（４） 登録調査機関が備えるべき機器に関する要件

特例法第37条第1項第2号

電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること

「調査業務は、特許出願に係る先行技術の有無について、検索システム等を用いて調査をし、新規性の有無等についての判断材料を特許庁の審査官に提供することがその主たる業務であるが、このような業務を行う上では、先行技術の検索を行うための検索システム（プログラム）及びそれを実行するための端末が必要となるため、これらを保有することを登録要件としたものである。¹²⁾

（５） 登録調査機関の中立性に関する要件

特例法第37条第1項第3号

調査機関登録申請者が、特定の者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

ロ 調査機関登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める

¹¹⁾ 産業財産権法（工業所有権法）の解説 平成16年法律改正（平成16年法律第79号）第1章 27頁 http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h16_kaisei/04.pdf（特許庁）〔最終アクセス日：2011年2月20日〕

¹²⁾ 産業財産権法（工業所有権法）の解説 平成16年法律改正（平成16年法律第79号）第1章 27頁 http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h16_kaisei/04.pdf（特許庁）〔最終アクセス日：2011年2月20日〕

同一の者の役員又は職員（過去二年間にその同一の者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

「公正性について、新規に登録を受けようとする者と出願人となりうる者の親会社・子会社関係及び役員の具体的構成に着目し、その調査機関の意思決定が特定企業等の強い影響下に置かれ、特定の者に対し有利又は不利な取扱いを行うことを防ぐ趣旨の規定を置くこととした。¹³⁾

（６） 登録調査機関の機密保持

特例法第 39 条において準用する同法第 26 条に規定される。

特例法第 26 条 登録情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

２ 情報処理業務に従事する登録情報処理機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（７） 特定登録調査機関の登録、審査請求料の軽減

登録に関しては、特例法第 39 条の 2～第 39 条の 5 に規定される。審査請求料の軽減に関しては、特許法手数料令に規定される。

特定登録調査機関は、登録調査機関としての登録区分ごとに登録される。また特定登録調査機関の登録を受ける際に、原則として新たな登録要件は課されていない。

特例法第 39 条の 2 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。

特例法第 39 条の 4 第 39 条の 2 の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

¹³⁾産業財産権法（工業所有権法）の解説 平成 16 年法律改正（平成 16 年法律第 79 号）第 1 章 28 頁 http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h16_kaisei/04.pdf（特許庁）[最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

特例法第 39 条の 5 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第 39 条の 2 の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

「特定登録調査機関に求められる能力自体は、登録調査機関が備えるべき能力と変わるところはない。特定登録調査機関となるのは、既に登録調査機関の登録を受けている者に限られるため、原則として、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな登録要件を課す必要はないと考えられる。¹⁴⁾」

出願人は、特定登録調査機関の調査報告を提示して審査請求すると、審査請求料が「1 件につき 134,900 円に一請求項につき 3,200 円を加えた額」となり、審査請求料の軽減措置を受けることができる。特定登録調査機関に対しては調査料金が発生する。

2. 登録調査機関参入までの流れ

例えば 12 月に特許庁から次年度の検索外注の公募があるとすれば、参入予定者は応募期間終了前に登録調査機関としての登録を完了させなければならない。検索外注業務の実施予定者が 10 月から始まる第 3 回法定研修で全員合格すれば、公募された検索外注業務に応募することができる。しかし必ずしも全員が研修を修了できないことを考慮すると、第 3 回法定研修より前に開催される研修を検索調査業務の実施予定者に受講させることも検討しなければならない。登録を受けるためには、業務場所、検索端末、人材を確保する必要があり、その後実際に検索外注業務を開始するまでの間保持しなければならない。参入予定者は、参入準備段階では先行投資額を極力減らしつつも、希望区分への確実な登録に留意することになる。

¹⁴⁾産業財産権法（工業所有権法）の解説 平成 16 年法律改正（平成 16 年法律第 79 号）第 2 章 42 頁 http://www.jpo.go.jp/shiryou/hourei/kakokai/pdf/h16_kaisei/05.pdf（特許庁）[最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

【図表 6】登録調査機関参入までの流れ（H22FY～23FY の例）

	INPIT 研修 平成 22 年度開催時期 第 1 回法定研修 (H22/4/2～5/26) 第 2 回法定研修 (H22/7/2～8/20) 第 3 回法定研修 (H22/10/4～11/24) 第 4 回法定研修 (H23/1/6～2/25)	検索外注応募期間 平成 23 年度検索外注事業公募の 発表日 H22/12/10 応募期間 H22/12/25～H23/1/19	他に考慮すべき期間
4 月	第 1 回法定研修		・人材確保期間 ・業務場所確保期間 ・端末調達期間 ・第 3 回法定研修終了時点で登録申請すれば次年度の検索外注の応募に間に合う。
5 月			
6 月			
7 月	第 2 回法定研修		
8 月			
9 月			
10 月	第 3 回法定研修		
11 月			
12 月			
1 月	第 4 回法定研修	応募期間	
2 月			
3 月			
4 月	検索外注業務開始		

（１） 人材

参入予定者は申請区分あたり 10 名の法定研修修了者を登録申請時までに確保しなければならない。申請区分の人材募集にあたって、審査室からの要望をまとめた人材要望シートを参考にすることができる。

求められる調査業務実施者の人材像

- ・登録調査機関業務では、調査が特定の範囲に限られており、その分野における深い経験・知識が要求される。
 - ・調査者は、該当技術分野における専門家としての高度な知識及びコミュニケーション力が求められる。
 - ・知識が十分であっても、審査官の質問に対する的確に応じられる者でないと務まらない。
- <登録調査機関ヒアリング>

(2) 法定研修

INPIT は、次のような内容で法定研修を行っている。

特許法等に関する講義

筆記試験第 1

検索に関する講義と実習

筆記試験第 2 (区分三十筆記試験)

グループディスカッション

面接評価第 1

対話型審査に関する講義と演習

検索報告書の作成

面接評価第 2

「研修修了」となるかどうかは、筆記試験及び面接評価の結果を総合的に評価して決定される。最初の 1 区分に対する研修の受講料は 213,000 円である。既にある区分の調査業務実施者になっている者が、他区分の研修を受講する場合は、一部の講義が免除され、受講料は一区分あたり 45,000 円に減額される。研修は東京で開催され、新規に研修を受講した場合の全体の期間は 2 ヶ月弱である。

(3) 検索システム

参入予定者は、審査官端末と同一仕様のハードウェアからなる検索端末、その検索端末を特許庁の回線に接続する際に用いるゲートウェイサーバ、検索アプリケーション (F ターム検索用プログラム) を登録申請時まで用意しておかなければならない。これら検索システムをなす要素のうち市場から調達ができない検索アプリケーション等については特許庁から貸与される。検索システムは特許庁のデータベースに接続して用い、特許庁の審査官端末と同様の検索機能を有する。

検索システムの仕様は 4 年程度を目処に改定され、各機器の本体費用、回線費用、導入までにかかる経費、保守・サポート費用、機器の運用委託費用、及び新規機種への更新費用等は、登録調査機関が負担する。

(4) 調査場所

参入予定者は、調査業務実施者等の入退室の管理を行うことができ、他の業務を行う場

所とは区別された検索外注業務用の調査場所を登録申請時までに確保しなければならない。

3. 検索外注業務の応募から契約まで

(1) 公募

平成 23 年度の検索外注公募に関しては、平成 22 年 12 月 10 日に公募の条件が発表され、公募締め切りは平成 23 年 1 月 19 日であった。

応募者は区分ごとに以下の事項を記載した書類を特許庁に提出する。

- ・ 区分の受注希望件数
- ・ 区分の調査業務指導者氏名
- ・ 区分の調査業務実施者数（指導者を含む）
- ・ 区分の調査業務指導者及び調査業務実施者予定人件費総額

その他財務状況の安定性、セキュリティ保持状況に関する資料など。

(2) 外注先の選定

同一区分に応募する登録調査機関が複数となった場合、当該区分における評価結果、当該区分における納品実績、応募時に提示された当該区分における予定人件費総額を応募件数で除した予定人件費単価などに基づき、調査機関の順位づけを行う。財務状況の安定性、セキュリティの保持状況及び指導連絡体制に問題のある調査機関を除外し、さらに予定人件費単価が所定の範囲を超える場合を除外した上で、順位の高い調査機関から、その処理能力に応じて外注件数の割り当てを行う。具体的な割り当て方法は次の (3) に示すとおりである。

庁外の弁護士、弁理士等の有識者の会議員からなる調査業務外注先選定会議（平成 23 年度の検索外注公募に関しては、平成 23 年 1 月 25 日に開催された）にて、各調査機関の応募区分毎の品質、過去の納品実績、指導連絡体制、予定人件費単価、さらに各調査機関のセキュリティの保持状況、財務状況の安定性等を評価する。既に登録調査機関として外注業務を行っている調査機関については、調査機関の調査業務結果を審査官が評価する（検索外注案件に対する評価は、品質管理の観点から 3 ヶ月に一回、調査業務実施者ごとの評価として登録調査機関に通知される）。

(3) 検索外注業務の件数割り当て方法

外注件数が 10,000 件で、A 機関、B 機関、C 機関が同一区分で競合する場合であって、A 機関の受注希望件数：9,000 件、B 機関の受注希望件数：2,000 件、C 機関の受注希望件数：1,000 件とする。

(例 1) 評価順位が 1 位：A 機関、2 位：B 機関、3 位：C 機関のとき、受注件数は、A 機関が 9,000 件、B 機関が $10,000 - 9,000 = 1,000$ となる。A 機関と B 機関で外注件数の 10,000 件が全て割り当てられるため、C 機関は受注ゼロになる。

(例 2) 評価順位が 1 位：C 機関、2 位：B 機関、3 位：A 機関のとき、受注件数は、C 機関が 1,000 件、B 機関が $10,000 - 1,000 = 9,000$ 件となるが、9,000 件は B 機関の希望件数以上となってしまうため、B 機関には希望件数である 2,000 件が割り当てられる。また A 機関は $10,000 - 1,000 - 2,000 = 7,000$ 件の受注となる。

【図表 7】例 1 と例 2 それぞれの割り当て件数

調査機関	受注希望件数	評価(例 1)	受注件数	評価(例 2)	受注件数
A	9,000 件	1 位	9,000 件	3 位	7,000 件
B	2,000 件	2 位	1,000 件	2 位	2,000 件
C	1,000 件	3 位	0 件	1 位	1,000 件

(4) 特許庁との契約締結

外注先選定会議の結果、応募した検索外注業務に対して割り当てがあった登録調査機関は、割り当て件数に応じた予定人件費総額（基本給、諸手当、賞与、福利厚生費、退職給与引当金等）に、検索外注業務の実施に必要な他の経費（検索端末リース料、調査場所賃料、対話型納品のための交通費等）を加算して直接経費を算出し、この直接経費にさらに間接経費を加算して得た希望請負金額からなる見積書の特許庁に提出する。この希望請負金額は、見積書を提出した登録調査機関が請け負う全調査件数に対する総額となっている。最終的な契約金額は、特許庁が作成する予定価格（非公表）の制限の範囲内で決定される。登録調査機関ごとの契約金額は、特許庁のホームページに公表される。

4. 検索外注業務の概要

(1) 外注対象案件

以下の案件以外が検索外注対象とされている。

- ・発注時に出願公開されていない案件
- ・平成2年以降に出願された協定・準協定出願¹⁵（願番が80万台である出願）
- ・着手済の案件
- ・非PL¹⁶案件（平成2年11月30日までの出願）
- ・PCT¹⁷非自己指定優先基礎出願
- ・JPOがISR¹⁸を作成した国際出願（DO（Designated Office；指定官庁）自己指定）
- ・特定登録調査機関が作成した調査報告が添付された案件

平成21年度外注件数は23.3万件¹⁹、平成21年の一次審査件数は361,469件²⁰である。
検索外注の一次審査件数に対する利用率はおよそ64%である（23.3万／361,469件≒64%）。

(2) 区分と審査官の組織体制との対応付け

登録区分と審査官の組織体制の関係を理解するためには、まず特許庁の審査組織を把握する必要がある。区分は審査組織に対応して設けられたからである。審査部は第一部から第四部まであり、審査部には技術分野ごとに分かれた複数の審査室が含まれている。例えば審査一部の場合、計測、ナノ物理、材料分析、応用光学、光デバイス、事務機器、自然資源、アミューズメント、住環境の各審査室がある。一方、特許庁では、日本の特許文献を技術範囲ごとに独自に区分し、各技術範囲にはテーマコードと呼ばれる記号を割り当てている。特例法改正時の区分作成時の経緯から、現在でも多くの登録区分は審査室に対応し、それぞれの名称が同じ場合は、検索外注の依頼先と依頼元の関係になっている場合が多い。ところが、審査室が担当する技術分野を見直す際、一部のテーマコードを他の審査室に移動させることがある。その場合、登録区分と審査室の対応関係は崩れる。そのような区分に登録している登録調査機関は、登録区分の技術分野とは異なる名称の審査室が担

¹⁵防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定の議定書第3項の規定の適用を受ける特許出願。

¹⁶PLとはPaperlessの略、非PLとは紙出願を意味する。

¹⁷Patent Cooperation Treaty；特許協力条約

¹⁸International Search Report；国際調査報告書

¹⁹特許行政年次報告書2010年版 149頁（特許庁）

²⁰特許行政年次報告書2010年版 9頁（特許庁）

当する案件を取り扱うことになる。

登録調査機関の登録区分に含まれる技術分野は、テーマコードで定義される。各審査室の担当する技術分野もテーマコードで定義される。登録調査機関の登録区分と審査室の対応関係は、正確にはテーマコードを介して示される。

登録調査機関		区分に含まれるテーマコード
登録区分	技術分野	
31	電子商取引	5J104
		．．．
		．．．

審査部	審査室	担当するテーマコード
審査四部	情報処理	5J104
		．．．
		．．．

登録区分 31 の案件でテーマコード 5J104 の技術は、情報処理の審査室が審査を担当する。

(3) 調査ツール

検索者（調査業務実施者）は、検索端末にインストールされた F ターム検索プログラムを用いて検索を行う。原則として、F ターム、FI 等を用いた検索キーによる調査は必須で、全文テキスト検索のみは不可となっている。区分 30（有機化合物）に関しては、F ターム検索に加え CAS（Chemical Abstracts Service）を利用した化学構造式検索も行う。

(4) 調査範囲

検索者は、日本国特許庁が発行した特許・実用新案公報、日本語で出願された国際公開公報を調査範囲として検索する。検索対象文献は、特許法第 29 条、第 29 条の 2 又は第 39 条の規定によって先行技術となりうる範囲にあり、かつ公開されている文献である。外注対象案件が公開済み案件に限定されるため、調査実施時点で未公開の先願は存在しない。したがって先願調査は調査範囲に含まれない。外国特許公報、非特許文献等は、検索外注業務における検索対象になっていない。本願発明が属するテーマの他に、当該テーマに関連するテーマの検索が必要となる蓋然性が高い場合は、区分内外を問わず、その関連テーマについても検索を実施する。

(5) 調査の依頼

検索外注対象案件は1年に6回、2ヶ月ごとに特許庁から通知される。早期審査もしくはJP First 案件についても公開済みの案件であれば、納期に余裕がない場合を除き、検索外注対象となる。検索外注案件の納品期限は、特許庁が指定した期日である。

(6) 調査結果の報告

登録調査機関は、電子データ及び書面による検索報告書等を特許庁に納品する。検索者は、対話型検索外注の場合、本願の技術内容、検索方針、サーチ結果及び提示文献の技術内容等を特許庁にて審査官に対話説明する。検索者は、対話の際に審査官から補充検索を指示された場合には、審査官が指示した検索範囲について特許庁内で検索を実施し、その結果を説明する。

(7) その他

登録調査機関は、区分ごとに検索指導者を配置し、検索報告の校閲及び検認、検索者に対し検索報告書の作成及び検索報告に必要な指導・監督・管理、特許庁職員との連絡調整等を行わなければならない。

5. 特定登録調査機関業務の概要

(1) 対象案件

登録区分の審査請求前かつ出願公開済みの出願について先行技術調査業務を行うことができる。業務の公正性・中立性の観点から、特定登録調査機関は自己又はその子会社の特許出願についての先行技術調査は行うことができない。

(2) 調査者

特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

調査業務実施者 1 名あたりの平均処理件数は 120 件/名である（23.3 万/1942 $\div$ 120）。

平成 21 年度外注件数は 23.3 万件²¹、平成 22 年 4 月現在の調査業務実施者の総人数は 1942 名²²である。

（３） 検索システム

登録調査機関に用いる検索端末とは別に特定登録調査機関の業務用の検索端末を用意しなければならない。

（４） 調査ツール

特許庁の検索システムを使用した検索は必ず行わなければならない。

（５） 価格決定方法

調査料金は特定登録調査機関が決めることができる。

（６） 審査請求料の軽減

出願人は審査請求書に調査報告番号を記載すれば、請求の手数料が軽減される。調査報告は、特定登録調査機関から特許庁に提出され、審査請求時に審査請求人から提出する必要はない。

²¹特許行政年次報告書 2010 年版 149 頁（特許庁）

²²特許行政年次報告書 2010 年版 150 頁（特許庁）

6. 現在の登録状況

平成 23 年 1 月 18 日現在、登録調査機関には 9 機関が登録され、特定登録調査機関には 1 機関が登録されている。各登録調査機関の登録区分等は次の図表のとおりである（登録年で記載し、調査機関の参入数が多い区ほど濃い色で表している）。

【図表 8】各機関登録状況

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
技術分野	計測	ナノ物理	材料分析	応用光学	光デバイス	事務機器	自然資源	環境 アミューズメント	住環境	自動制御	動力機械	運輸	一般機械	生産機械	搬送組立	繊維包装機械	生活機器	熟機器	ス機器 福祉・サビ	無機化学
一般財団法人工業所有権協力センター	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16
テクノサーチ株式会社										平成 20	平成 17	平成 17	平成 17	平成 19	平成 19		平成 23	平成 19	平成 23	
社団法人化学情報協会																				
株式会社技術トランスファーサービス			平成 21					平成 18											平成 20	
株式会社先進知財総合研究所	平成 23			平成 21	平成 19	平成 21														
パテントオンラインサーチ株式会社								平成 19												
株式会社パソナグループ			平成 21				平成 23			平成 20										
株式会社古賀総研																				
株式会社サムライネットワーク																				

区分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
技術分野	金属加工	金属電気化学	半導体機器	医療	生命工学	環境化学	有機化学	高分子	学 プラスチック光	有機化合物	電子商取引	ス インターフェー	情報処理	伝送システム	電話通信	デジタル通信	映像機器	画像処理	情報記録	特定登録調査機関
一般財団法人工業所有権協力センター	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	平成 16	
テクノサーチ株式会社																				平成 21
社団法人化学情報協会										平成 17										
株式会社技術トランスファーサービス																				
株式会社先進知財総合研究所		平成 23																		
パテントオンラインサーチ株式会社																				
株式会社パソナグループ							平成 23	平成 23	平成 21				平成 22	平成 23						
株式会社古賀総研	平成 22		平成 20																	
株式会社サムライネットワーク												平成 22	平成 22							

IV. 登録調査機関に関するヒアリング結果

1. 登録調査機関の参入環境

(1) 登録調査機関の参入時に対応が困難だった要件

登録調査機関のヒアリング結果を以下に示す。

登録調査機関の参入環境として人材確保、初期投資費用、法定研修の対応が困難だったという回答になっている。特に人材確保の困難性を指摘する意見が多かった。また、受注が確実にない点を指摘する意見もあった。

<人材確保について> ・1 区分あたり 10 人の調査業務実施者を揃えること。 ・調査業務実施者は、該当技術分野における専門家としての高度な知識及びコミュニケーション力が求められる。そのような人材を 10 人揃えるのは難しい。 ・検索指導者を確保するのは難しい。特許庁 OB 等でないと難しい職務であるが、そのような人材を民間企業が雇用することは容易ではない。 <初期投資費用について> ・参入時の準備段階にコストがかかる。受注の確定前に高額な端末、セキュリティの確保された業務場所を確保しておかなければならない。 ・調査業務用端末の高精細モニター、PC とも一般の機器よりはるかに高額である。 <研修について> ・法定研修修了の予見性があまり高くないため、法定研修修了者を登録調査機関としての登録のために設定した目標時期までに揃えるのが難しい。 <受注について> ・検索外注業務の公募は例年 12 月に行われるが、登録調査機関としての登録は、入札前に済ませなければならない。登録予定日の前には入札時に申告する予定件数をこなせるだけのシステムを用意し、さらにセキュリティの規定を満たす場所・設備を用意し、予定件数の調査が可能な人数の調査者が INPIT の法定研修を修了していなければならないことになる（一区分につき最低 10 人）。人材に関しては、登録予定区分に関する専門家を 10 人確保するのもさることながら、INPIT の研修が年に 4 回であることと、修了の予見性が低いことから、かなり余裕を持って募集をかけなければならないのが大変である。また検索外注業務に指定される端末には高解像度の特殊モニターが含まれており、発注から受領まで数カ月程度かかるためシステムについても余裕を持った発注が要求される。12 月の公募は次年度の業務に係るものであり、実際の業務開始は公募開始した年の次年の 4 月か

らになる。そうすると少なくとも4ヶ月間はシステム、場所、人材に関して投じた投資が回収できない状態となる。以上のようなプロセスを経て参入しても予定件数が希望通り落札できるとは限らないところが厳しいと言える。

(2) 民間先行技術調査会社からの視点による登録調査機関の参入環境

民間先行技術調査会社のヒアリング結果を以下に示す。

登録調査機関の参入環境として、人材確保や初期投資費用の対応が困難という意見は、登録調査機関のヒアリング結果と同様だった。法定研修に関しては、既存事業の調査者が受講する場合、法定研修の期間を考慮すると既存事業が滞ってしまうため、既存事業の人材を調査業務実施者とすることはできず、新たに人材を採用して、既存事業とは別事業として立ち上げない限り検索外注業務には参入できないという意見があった。他に資本関係に依存した参入制限要件は不要ではないかという意見もあったが、この点に関して資本が独立系の調査会社からの意見はなかった。

<人材確保について>

- ・調査者を1区分10名揃えるのは大きなハードルである。

<研修について>

- ・法定研修の期間を考慮すると、既存の事業に従事している人材を用いて、既存事業を回しながら参入することは難しい。
- ・既存事業を保持しつつ参入するのは困難なことから、先行技術調査に実績がある企業であっても、新たに登録調査機関専門の部署を作って、立ち上げることが要求される。

<初期投資費用>

- ・総じて高額な初期投資が参入の阻害要因になっている。

<受注について>

- ・参入しても受注数がまったく担保されない点は厳しい。

<非子会社要件について>

- ・資本関係に依存した参入制限（非子会社要件）は見直しても良いのではないかと。例えば、自己及び子会社の特許出願に加え、親会社の特許出願についても、調査不可とする運用を採用する。そうすることで、登録調査機関の中立性を満たすことができる。

2. 登録調査機関の現状の問題意識

(1) 登録調査機関としての現状の課題及び登録調査機関制度に対する意見

登録調査機関のヒアリング結果を整理した項目ごとに以下に示す。

(i) 人材について

検索外注業務の参入時の環境では、人材確保が最も大きな課題として認識されていた。人材確保に関する課題は、継続的に検索外注業務を行う上でも挙げられている。しかし、確保そのものについての意見は参入時よりも少なくなり、代わって既に雇用した人材の年齢に関する意見が挙げられている。

登録調査機関が定年を迎えた技術者 OB の有効な再雇用先として機能しているという意見がある一方で、比較的若い人材を雇用するのは困難な面があり、高齢化を不安視する意見があった。

<シニア人材の有効な再雇用先>

- ・登録調査機関制度は、シニアの技術者にとっての雇用先として歓迎されており、日本の頭脳の活用として良い制度である。
- ・調査業務実施者はメーカーの OB が多い。登録調査機関制度は、そのような OB が企業で培った技術の知見を活かし、定年後に社会貢献できる制度であり、第2の人生において非常にやりがいのある業務である。シニア人材の再雇用場所としての位置づけは今後とも続けていきたい。

<人材確保>

- ・調査業務実施者の確保が課題である。
- ・調査業務実施者の要件からは比較的高コストな人材像となる。それに対し、検索外注業務の契約額を考慮すると高額な給与設定は難しい。以上のような前提で30代～40代の人材を採用しようとする、給与面で折り合いがつかないことが多く、雇用可能な人材が限定されてしまう。
- ・調査業務実施者は、一般的に該当区分の技術者 OB であることが多く、メーカーで技術者だったときの専門家としての知見を活かして、審査に資する調査を行うことができる。しかし当機関の登録区分で主流となる技術は、技術者 OB が現役の頃はメカ分野だったのに対し、最近ではコンピューター分野になっている。例え、技術者 OB と言っても、最近の主流技術は専門外であり、技術者 OB が調査業務実施者として対応するのが難しい区分となっている。

<人材高齢化>

・最近では定年前に早期退職して当機関に入社する調査者もいるが、過去に入社した調査者は高齢化しつつあり健康面で心配がある。また調査者の年齢が特定の年齢に偏っているのも、ある時期に熟練者が一気に離職する可能性があり、将来の不安要素である。

(ii) 人材教育について

法定研修を東京以外の地方で開催することを望む声が複数あった。法定研修の期間は比較的長期間に及び、その間の費用負担や受講者の心身的負担の観点から地方での開催が望まれている。

<法定研修>

・地方で登録調査機関として開業しようとする場合、法定研修のための宿泊費／交通費は、研修受講者か、調査機関のいずれかの持ち出しとなる。法定研修を地方でも開催していただけないか。

・法定研修の地方実施等、東京で受講しなくてもよい方法を検討していただきたい。ホテル住まいで研修を受けなければならないのは、研修受講者にとって負担が大きい。

(iii) 検索システムについて

継続的に業務を行う上では、検索システムの費用が高額なことに基づき仕様変更に伴って発生する下記問題があるとの指摘があった。

- ・仕様の残年数が短い時点で検索システムを納入すると、検索システムのための経費が上がり、結果として検索外注費用もコストアップする
- ・検索システムに係る投資が回収不能となるリスクが定期的に発生する

複数の登録調査機関から検索システムの調達方法について変更を求める意見があった。

<仕様更新に伴う課題>

・登録調査機関の検索システムの仕様は、おおむね4年ごとに更新され、最長でも4年ごとにシステムを入れ替えなければならないことになる。新たにシステムを納入する時期が仕様制定の直後でない場合は、次のシステム入れ替えまでの年数が短くなる。やむを得ない事情等で、仕様制定から3年経過後にシステムを納入する場合、1年しか使用できずリース費用も高額になる。現運用においてシステムに係る経費が高くなってしまうのは、調査機関には不可抗力の面があると考えられる。

・検索端末等は4年で更新するため、従来4年ごとに償却されている。このため当機関のリース資産が4年ごとに大きく増加、減少を繰り返しており、事業継続する上でのリスク要因となっている。

＜過剰投資リスク＞

・100名分の仕事を受託した翌年に、80名分の仕事しか受託できなかったような場合も、端末が余ってしまいその分のコストを負担しなければならず、事業リスクとなる。

＜調達方法変更＞

・端末等についてはリースからレンタルに変更する等の配慮をご検討いただければ幸いである。

(iv) 受注について

登録調査機関が競争の激化及び受注の不安定化を懸念する意見が多かった。競争が激化している原因は、参入機関が増えたことに加え、既存の調査機関が登録区分数を増やしていることが影響していると考えられる。現在の競争激化ばかりでなく、近い将来、審査順番待ち件数や審査順番待ち期間に係る問題が収束した後の検索外注事業への懸念を表明する意見も見受けられる。平成23年度の検索外注の公募では、平成16年に特例法が改正されて以来、初めて前年より公募数が減少しており、各調査機関の間の競争は今後も激化することが予想される。

＜競争激化＞

・参入機関数、参入区分数が拡大方向になっており、複数の登録調査機関による同一区分での競争が激化している。

・今後は公募件数が減少することで登録調査機関の間の競争はますます激化し、希望件数を受注できないリスクが高くなる点が問題と考える。受注ゼロのリスクを回避するためには、複数区分への登録が不可欠であろう。

＜外注件数の割り当て方法＞

・現在の外注件数の割り当て方式は、評価により受注数が大きく変動する方式となっている。登録調査機関の能力が向上して質の差が小さくなると評価順位が変動しやすくなり、受注件数は不安定化する。

＜滞貨減少後＞

・現在はまだ審査滞貨が12ヶ月以上ある。しかし、審査滞貨が12ヶ月未満になったとき、年度初めに特許庁と検索外注業務について契約する時点では、その年度内に特許庁が外注可能な件数（登録調査機関の年度受注件数）が確定していないことになる。

・審査待ち案件のコブの減少や、出願・審査請求の減少にともなう仕事量の減少が不安で

ある。

- ・審査請求待ちの件数を減らすのが本業務の目的だが、将来審査待ち件数が無くなってきた場合のビジネスモデルがどうなるのか気がかりである。

- ・区分毎の受注件数の2、3年先の推移が予測しづらいため、先行投資の判断が難しい。任期付き審査官の動向は、検索外注に何らかの影響を与える可能性があり、予想をより難しくする要素になっている。今後の受注予測に苦慮する点は、既存の参入者に対して影響があるだけでなく、参入予定者にとっても参入に踏み切れない要因になると思われる。

(v) 区分について

類似技術が異なる区分に分かれている点、区分内に関連性の高くない技術が含まれる点、区分内に複数の審査室にまたがる技術が含まれる点が指摘されている。それぞれ、別登録が必要になる、調査業務実施者が専門外の技術を調査する、対話型外注に対応しづらい等の課題が発生する可能性がある。

- ・現在の区分は、類似技術が別区分に分かれている場合がある。そのような区分は集約していただきたい。一方で、同一区分に関連性の高くない複数の技術が含まれる場合もある。区分とそれに含まれる技術の関係を見直し、違和感のない区分構築とすることが望まれる。複数の類似技術が同一区分に集約されれば、重複登録を省くことができ公募対応しやすくなる。

- ・現在1つの区分が複数の審査室にまたがる場合があるので、少なくとも区分と審査室の対応を1：1としていただきたい。

- ・区分が集約化すると調査精度は低下するが、運用の柔軟性が増す。区分が細分化すると調査精度は増すが、運用の柔軟性が低下する。

- ・登録区分を集約して減らすことは考えられる。調査者に現在特許庁が求めている当業者レベルの専門性は薄まる可能性があるが、幅広い知識での検索が可能となることも考えられる。

(vi) 業務遂行上の課題について

次のような業務遂行上の課題が挙げられている。

<対話型検索外注>

- ・対話型検索外注への対応は難しい。過去に対話専用人材の設置を検討したが、断念したことがある。

- ・調査業務実施者はシニア世代の方が多いのが現状である。健康問題の観点からも、対話

型納品の機会を地方で設けていただけないか。

- ・地方所在の企業の利便性の観点では、対話型外注を TV 会議で実施することなども検討していただきたい。

＜その他＞

・年度当初に年間計画を作成しているが、契約件数を当初人員だけでこなすのは難しく（例えば思いがけない病欠などがあるため）、年度の途中で新人を投入して対応しているのが実情である。

・現在の運用では、契約件数以上調査しても検収していただかず、受注数±ゼロの件数を納品することが求められる。調査対象案件や調査処理能力は日々変動する可能性がある。例えば、出願人が調査対象の案件を取り下げる場合や、調査者が病欠する場合などでそれらは変動しうる。一方で、契約数を下回る件数しか調査できないと、次年度の受注に悪影響が出る可能性がある。そこで、年度末に処理件数が減少側に振れそうな事態が発生すると、処理を急ぐあまり、処理数が契約件数を超過してしまうことがある。しかし上記のように契約件数以上調査しても検収していただけない。以上のように年度末は処理数に関して非常にシビアな管理が求められている。契約件数を超過したとしても、ある範囲内に収まるのであれば許容していただきたい。

（２） 登録調査機関としての事業の将来像

登録調査機関のヒアリング結果を整理した項目ごとに以下に示す。

登録区分を拡大することを予定している登録調査機関が最も多い。検索外注以外の他調査事業への参入を考えている調査機関もある。

＜登録区分拡大＞

- ・複数区分の登録を目指す。
- ・今後受注が伸びそうな区分に登録すること。
- ・引き続き現在担当している技術区分を中心に強化していきたい。他区分についても当機関の能力が生きる分野での参入を模索していきたい。
- ・対応区分を増やし、人材を複数の区分間において柔軟に動かせるようにする。
- ・既に雇用している調査業務実施者に複数区分の資格を取得させ、資格を持っているひとつの区分で件数が少ない場合でも、別の区分とあわせて一人前の件数を確保することで、サーチャーの業務量・報酬の安定につなげる。

＜他事業への参入＞

- ・今後、検索外注の受注件数が減少した場合は、一般の出願人から依頼される調査を行お

うと考えている。

- ・登録調査機関としての活動を通じてスキルを蓄積して、調査に関わる他事業に参入すること。

＜その他＞

- ・登録調査機関の将来は、特許庁が本事業の今後をどうお考えになっているかに大きく左右される。本事業に対する将来像を明確にしていきたい。

V. 海外の検索外注制度及び運用

1. 韓国の検索外注の概要

韓国の検索外注の概要について、以下に示す。

KIPO は、平成 4 年（1992 年）から審査官の審査負担を減らすために先行技術調査を先行技術調査専門機関（以下「専門機関」という）に依頼し、迅速な審査を支援する事業を推進している。

【図表 9】先行技術調査事業の推進実績²³

	92-03	04	05	06	07	08	09
審査処理件数	1,055,698	151,793	180,432	240,665	143,554	109,313	105,507
外注件数	208,210	78,080	78,824	80,825	74,432	78,593	59,782
外注率（%）	19.7	51.4	43.7	33.6	51.8	71.9	56.7
執行額（百万ウォン）	35,777	15,777	16,316	17,021	16,897	17,711	15,836

*注：外注率=（外注件数÷審査処理件数）×100

【図表 10】PCT 国際出願の先行技術調査事業の推進実績²⁴

年度		2009
審査処理件数	自国	5,699
	他国	11,169
外注件数		5,672
外注単価（ウォン）		568,000
執行額（百万ウォン）		3,222
外注比率*（%）		50.8%

*注：外注比率=（外注件数÷外国 PCT 審査処理件数）×100

²³http://www.kipo.go.kr/kpo/route/FileDown.jsp?path=/upload/ip_info/&fn1=whitepaper2010.pdf&fn2=2010_%C1%F6%BD%C4%CO%E7%BB%EA%B9%E9%BC%AD.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

²⁴2010 年知的財産白書 73 頁 KIPO

http://www.kipo.go.kr/kpo/route/FileDown.jsp?path=/upload/ip_info/&fn1=whitepaper2010.pdf&fn2=2010_%C1%F6%BD%C4%CO%E7%BB%EA%B9%E9%BC%AD.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

(1) 調査機関に関する法律等

特許法第 58 条第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 2、同法施行令第 8 条の 2、第 8 条の 3、実用新案法第 15 条及び同法施行令第 9 条第 1 項があり、特許庁告示第 2009-45 号の先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領（以下「特許庁告示」という）がある。

事業計画公告により KIPO の先行技術調査計画が発表され、既に指定を受けている専門機関ごとの委託件数割り当て案が掲載される。特許庁が専門機関の新規参入を求めるときは、専門機関指定計画が発表され、専門機関の指定を希望する調査会社が公募される。

(2) 調査者

特許庁告示は、調査者の能力要件として、一定の学歴、研修を履修していることを求めており、最低限備えるべき人数についても、技術分野別に 10 名以上を要する旨（特許・実用新案の場合）を定めている。

特許庁告示第 3 条 2 号

調査業務を遂行することができる専門担当体系及び調査員を備えていること

イ. 専門担当組織及び専用事務室を備えていること

ロ. 調査員の数は専門機関指定業務分野に応じて次の要件を備えていること

但し、専門機関指定後 2 年目からは第 9 条第 2 項に規定された調査員 1 人当りの年間調査件数の範囲内で調査員を調整することができる

(1) 特許・実用新案登録出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める技術分野別に 10 名以上であること

(2) 国際出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める最小人数以上であること

ハ. 調査員は正規職勤労者また期間制勤労者(期間を定めて勤労契約を締結した者)であって、検索能力及び専門機関指定業務分野に応じて次の要件を備えていること

(1) 特許・実用新案登録出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める技術分野に関連した学士以上の学位を保有した者

(2) 国際出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める技術分野に関連した学士以上の学位を保有した者であって、英語能力検定試験基準点数(別表 2)以上を保有するか、特許庁長が認める国際出願先行技術調査教育過程を履修した者

ニ. ハ目で規定する検索能力を保有する者とは、次のいずれか一つに該当する者をいう

(1) 特許庁長が認める 80 時間以上の特許・実用新案登録出願の先行技術調査教育過程を履修した者

(2) 2 年以上の先行技術調査業務(専門機関の特許庁先行技術調査業務、特許庁の特許技術動向調査事業、特許庁の審査及び先行技術調査業務をいう。)を担当したと認められる者

(3) 調査機関が備えるべき機器について

専門機関は先行技術調査に必要な文献及び装備などを保有することが求められる。

(4) 調査者の研修

研修は 80 時間のオンライン教育であり、特許情報入門、先行技術調査理論、先行技術調査実習により構成され、教育課程別の試験を受けて 70 点以上取得時に履修が認められる。

(5) 検索外注の技術区分

専門機関の指定区分は、機械金属建設、科学生命工学、電気電子・情報通信の 3 区分である。ただし先行技術調査事業計画の公告には、外注予定件数は機械金属建設、科学生命工学、電気電子、情報通信の 4 つの技術区分ごとに分けて掲載される。当該 4 区分は、KIP0 の審査組織である機械金属建設審査局、化学生命工学審査局、電機電子審査局、情報通信審査局と対応する。

【図表 11】'11 年技術分野別の調査依頼件数(案)²⁵

特・実出願は'11 年審査処理予想件(203,404 件)の 40.1%である 81,500 件を依頼

区分	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信	合計
審査処理予想件数(件)	64,905	61,218	38,410	38,871	203,404
調査物量(件)	26,006	24,529	15,390	15,575	81,500 (22,168)
審査局別比率(%)	31.91	30.10	18.88	19.11	100.00

* () は、事業予算であり、単位は百万ウォン

²⁵2011 年特許・実用新案先行技術調査事業計画公告 KIP0

(6) 外注対象案件

国内の特許・実用新案出願または PCT 国際出願。特許・実用新案出願については、公開前の出願も検索外注対象となる。ただし国際出願され国内段階に移行した案件で、既に国際調査報告書が作成されている案件は、検索外注の対象外である。PCT 国際出願については、他国に第 1 国出願された案件のみが検索外注の対象になる²⁶。

(7) 調査ツール

検索外注のための調査ツールは指定されていない。調査ツールは専門機関の選択事項となっている。ただし、専門機関は、韓国、日本、米国、EPO 及び WIPO の特許・実用新案文献を収録した DB を保有しているか、これらの文献を収録した DB に常時接続して検索できる環境を備えることが求められる。

【図表 12】 検索可能であることが要求される範囲²⁷

区分	文献種類	期間	資料形態
韓国	特許公告および公開	1947 年～	全文
	実用新案公告および公開	1947 年～	全文
日本	特許公開	1975 年～	全文
	実用新案公開	1975 年～	全文
米国	特許公告および公開	1975 年～	全文
EPO	特許公開	1978 年～	全文
WIPO	PCT 公開	1978 年～	全文

*2004 年現在の特許庁の DB 保有基準である。

(8) 先行技術調査範囲

調査範囲としては、韓国特許/実用新案公報(公開、公告)、日本特許/実用新案公報(公開/公告)、米国特許文献、ヨーロッパ特許庁特許文献及び PCT 国際公開、そして必要に応じ

²⁶YOUME 特許法人調べ

²⁷特許庁告示第 2009-45 号 先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領 別表 1 KIPO

て、論文など非特許文献も調査範囲に含まれる。公開前の特許・実用新案登録出願も検索外注対象となるが、調査実施時点で未公開の先願は調査範囲に含まれない。調査者は調査対象案件の IPC を中心に調査を遂行するが、当該 IPC に限定して調査しなければならないということではない。

(9) 価格決定方法

事業計画公告に予想単価が掲載されている。専門機関からの見積りが考慮された上で、全ての専門機関に対して調査単価を一律に定められる。

「2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業計画公告」に掲載の外注単価等

’11 年特・実審査処理件数及び先行技術調査依頼件数(案)

- ・特・実審査処理予想件数:203,404 件

- ・先行技術調査依頼件数:81,500 件

* 先行技術調査依頼件数:81,500 件(特・実審査依頼予想件数の 40.1%)

* 22,168,000,000 ウォン=調査件数(81,500 件)×外注単価(272,000 ウォン)

「2011 年国際出願先行技術調査事業計画公告」に掲載の外注単価等

- ・事業予算:4,314 百万ウォン

- ・調査依頼件当たり予想単価:628,000 ウォン

* 4,314,360,000 ウォン=調査件数(6,870 件)×外注単価(628,000 ウォン)

(10) 委託先決定方法

委託件数の決定は特許庁告示の第 10 条でその計算式を定めており、それに基づいて毎年調査物量を決定して配分する。

(11) 調査納期

特許・実用新案出願の場合には 70 日、PCT 国際出願は 40 日と定められている。納期は 10 日以内で延長可能である。調査者が担当審査官と事前協議し、審査課長が承認した場合に延長することができる。納期を超過すると、1 日あたり単価の 1000 分の 2.5 がペナルティーとして徴収される。

(1 2) 調査機関の民間活用

韓国には、審査着手時期が異なる 3 つの審査ルート(優先審査(日本の早期審査に相当)、一般審査、猶予審査)がある。従来の優先審査では、ベンチャー企業の特許出願や国家又は地方自治体の職務に関する特許など一部の出願に限定されていた。しかし現在は、専門機関の調査報告を特許庁に提出すれば、いかなる出願人も優先審査を受けることができる。

専門機関による先行技術調査費用は、1 件あたり約 60 万ウォン～70 万ウォン²⁸である。2009 年の優先審査の利用実績は 2,662 件²⁹である。

専門機関の指定状況は【図表 13】に示すとおりである。現在検索外注業務を担当しているのは、財団法人韓国特許情報院³⁰、株式会社 WIPS、株式会社 IP ソリューションの 3 機関である。3 機関とも全区分の指定を受けている。株式会社韓国 IP 保護技術研究所は 2009 年 12 月に自主的に指定取り消しを特許庁に要請し、専門機関の指定を取り消されている。2009 年から始まった PCT 国際調査の検索外注は、韓国特許情報院だけが受注している。

【図表 13】 韓国の専門機関の指定状況³¹

	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998 年	(財) 韓国特許情報院	(財) 韓国特許情報院	(財) 韓国特許情報院
2005 年	(株) WIPS	(株) WIPS	(株) 韓国 IP 保護技術研究所
2006 年			(株) WIPS
2008 年	(株) IP ソリューション	(株) IP ソリューション	(株) IP ソリューション

(1 3) 韓国の専門機関

・財団法人韓国特許情報院

所在地： 韓国ソウル特別市

²⁸2010 年知的財産白書 143 頁 KIPO

http://www.kipo.go.kr/kpo/route/FileDown.jsp?path=/upload/ip_info/&fn1=whitepaper2010.pdf&fn2=2010_%C1%F6%BD%C4%CO%E7%BB%EA%B9%E9%BC%AD.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

²⁹ANNUAL REPORT 2009 18-19 頁 KIPO http://www.kipo.go.kr/upload/en/download/annualreport_2009.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

³⁰KIPI (Korea Institute of Patent Information)

³¹2010 年知的財産白書 72 頁 KIPO

http://www.kipo.go.kr/kpo/route/FileDown.jsp?path=/upload/ip_info/&fn1=whitepaper2010.pdf&fn2=2010_%C1%F6%BD%C4%CO%E7%BB%EA%B9%E9%BC%AD.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

業務内容：KIPO からの特許・商標調査、IPC 付与業務の受託、韓国特許庁が提供している特許情報検索システム KIPRIS³²の運用。一般の出願人からの先行技術調査も受注している。平成 7 年（1995 年）に KIPO により設立された。

- ・株式会社 WIPS

所在地：韓国ソウル特別市

業務内容：特許・商標調査、特許分析、特許情報システム販売、包袋取り寄せ。一般の出願人からの先行技術調査も受注している。

- ・株式会社 IP ソリューション

所在地：韓国ソウル特別市

業務内容：特許・商標調査など。

【図表 14】専門機関別の外注物量（2010 年）³³

専門機関	機械金属建設		化学生命工学		電気電子		情報通信		調査物量合計 (件)	占有率 (%)
	調査物量 (件)	占有率 (%)	調査物量 (件)	占有率 (%)	調査物量 (件)	占有率 (%)	調査物量 (件)	占有率 (%)		
韓国特許情報院	16,121	81.43	13,227	77.11	12,001	87.38	12,058	87.38	53,407 (14,543)	82.82
WIPS	2,059	10.40	2,007	11.70	828	6.03	832	6.03	5,726 (1,559)	8.88
IP ソリューション	1,617	8.17	1,919	11.19	905	6.59	910	6.59	5,351 (1,457)	8.30
合計	19,797	100.00	17,153	100.00	13,735	100.00	13,799	100.00	64,484 (17,559)	100.00

2. 米国の検索外注の概要

米国の検索外注の概要について述べる。

（1）調査機関に関する法律等

USPTO は、登録制の検索外注制度を採用していない。USPTO 向けに行われている外部調査は PCT 国際調査のみで、これは RFP³⁴による手続きにおいて検索外注の請負者として選定された民間調査会社によって行われている。契約（RFP の調査業務仕様書を含む）が、検索外注の請負者と USPTO の間の関係を定める。

³²Korea Intellectual Property Rights Information Service

³³特許庁公告第 2011-8 号 2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業計画公告 KIPO

³⁴Request for proposal; 提案依頼書

2006 年に USPTO が出した RFP2006³⁵では、契約を受注する調査会社は、PCT 国際調査報告（様式 210）及び見解書（様式 237）の作成が義務付けられると明記されている。同 RFP は、提案には、提案料金及び PCT 国際調査の検索外注の請負者になろうとする調査会社の適格性の詳細を含めることが要件とされている。RFP2006 には、契約発注のための評価要素についても記載されている。RFP2006 の結果、2 社の外注請負者との間で、USPTO が 1 年間の期間延長を 4 回行う権利を有する 1 年契約が結ばれた。この期間延長の権利は全て行使され、新 RFP は 2011 年前半に発表される予定である。

（２） 調査者

調査者の選考及び調査報告の質に関する責任は、検索外注の請負者が負っている。USPTO は、調査契約の発注前に、RFP に入札する各調査会社の提案書に記載された学歴、経歴、資格を審査する。USPTO は、各外注請負者の調査承認職員に関する学歴、経歴、及び資格を審査及び承認する。

RFP では調査者の人数を定義していない。検索外注の請負者は、契約要件及び USPTO から実際に割り当てられた件数を満たすだけの人材を配置する責任を負っている。

＜調査機関ヒアリング＞

・分類ごとの調査者の人数は、その時々各分類の調査業務の分量による。過去 5 年を平均すると、分類ごとに約 15 人から 35 人の調査者を雇用している。現在の検索外注の契約は、技術分類に分けられているものの、調査者には、当該事例の技術における経験を有する場合にのみ調査案件が割り当てられる。

・当社のアナリスト（調査者）になるには、特許弁護士、特許弁理士、特許審査官経験者、もしくは科学アドバイザーのいずれかでなければならない。当社の科学アドバイザーは全て、科学もしくは工学分野での上級学位（修士号・博士号）、または米国特許弁理士登録試験を受験するために必要な単位を取得済みの学士号のいずれかを有さなければならない。さらに、科学アドバイザーは全員、特許性調査及び分析の実施において 3 年以上の経験を有さなければならない。

・調査者の雇用状態がパートタイムなのかフルタイムなのか、また生産性目標によって大きく異なるが、1 人年間 50 件から 250 件の調査を行っている。

・区分ごとに平均 12 人。

・各調査者には通常、1 つの技術区分が割り当てられる。当該区分を担当するグループデ

³⁵RFP2006 USPTO

<http://web.archive.org/web/20060929185105/www.uspto.gov/web/offices/ac/comp/proc/pctsearch3/pct3rfp.pdf> [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

イレクターが、適切な適格性を持つ調査者に案件を割り当てる。

- ・当社は、USPTO 契約および民間調査向けに、個別の調査グループを有する。一方のグループの調査者が、他方のグループの作業を行うこともまれにある。
- ・当社の特許アナリスト（調査者）は全員、最低でも調査領域における学士号を有しており、多くは上級学位および/または法律の学位を有している。多くが USPTO において特許弁理士または特許弁護士としての実務を行うために登録している。

（３） 調査者の研修

調査者用に特定の研修を用意し、研修を修了した者だけに検索外注業務を行わせるようになっていない。しかし過去に検索外注の請負者の従業員に対して研修を実施したことがある。USPTO が実施した研修は、ビデオ会議によって行われた。対象は 3 つの分野で、全技術分野に適用可能な調査戦略の提案、クレームの解釈に関する個別の技術固有の提案、ならびに電気、機械、及び化学生命技術分野それぞれについての分類であった。

＜調査機関ヒアリング＞

・研修のカリキュラムは、過去の経験に基づいて設定している。当社のアナリストは全て、クレームの解釈、調査戦略、及び予見性・自明性の法的概念等のテーマに関して当社による独自の訓練を受講しなければならない。さらに、アナリストは全て、さまざまな検索エンジンに関する定期的訓練を、Dialog, Innovation, Lexis Nexis, STN, GenomeQuest などのベンダーから直接受講する。また、PCT 契約にかかわる USPTO 職員から直接訓練を受ける。これは、USPTO が内部の審査官に実施する訓練と同じもので、分類、クレームの解釈、及び調査戦略に関する訓練が含まれる。

・各アナリストは、各調査プロジェクトにおいて、経験豊富な上位のアナリストからの実地訓練を受ける。上位のアナリストは、調査プロジェクトの初期調査を行い、調査を行う分類、キーワード、分野を提案する。これを受けたアナリストは、上位アナリストの提案を用いて調査を行い、調査報告の作成を開始する。上位アナリストは、調査履歴及び調査報告を実質的に点検し、調査範囲が適切であること、及びもっとも関連性のある技術が発見されていることを確保する。上位アナリストは、補足的な調査を行ったり、アナリストによる追加調査や修正を要求することがある。上位アナリストが調査報告を承認すると、プロジェクトマネージャーが最終点検を行い、納入前に顧客のパラメーターが満たされていることを確保する。

・当社の調査者全員は、およそ 4 週間にわたる当社の社内講師による詳細特許調査研修を受講している。当社は、従業員に対する継続的教育の支援も行っている。

(4) 調査機関が備えるべき機器

基本的システム要件は、高品質のパーソナルコンピュータである。しかしながら USPTO は、主にセキュリティを保証するために、検索外注の請負者の IT システムのチェックを入念に行っている。

(5) 検索外注の技術区分

調査会社は、RFP に明記された技術分野のうちの一部または全てに入札することができる。USPTO は、調査契約の発注時に、どの技術分野が含まれるかを決定する。現在のところ、現行の外注請負者 2 社のうち 1 社は、8 つの技術分野全てについての契約を有しており、もう 1 社は 4 つの技術分野についての契約を有している。RFP の CLIN (Contract Line Item Number ; 契約行項目番号) に対応する 8 つの技術分野があり、RFP に明記されているように、それぞれについて多くの関連技術区分が含まれている。具体的な領域は、2006 年 RFP の別表 7 において特定されている。

8 つの技術分野は、審査官の組織体制には対応していない。技術分野の構造は、調査上の配慮にのみ基づいている一方、審査官の組織体制は、管理及び歴史的な配慮に基づくものである。

RFP の別表 7³⁶

CLIN	技術分野
0001	ビジネス方法
0002	ライフサイエンス
0003	機械
0004	コンピュータ及び情報科学
0005	電気通信
0006	物理科学
0007	バイオテクノロジー
0008	化学

³⁶RFP2006 USPTO

<http://web.archive.org/web/20060929185105/www.uspto.gov/web/offices/ac/comp/proc/pctsearch3/pct3rfp.pdf> [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

(6) 外注対象案件

PCT 第 1 章の調査報告の 100%が、検索外注の請負者によって作成されている。

USPTO が国際調査機関に指定された PCT 出願件数³⁷

2007	2008	2009	2010 3 rd quarter まで
30,500	21,377	15,454	11,572

*数値は国際出願日基準である。

(7) 調査ツール

調査ツールの指定はない。各外注請負者が、(1)WIPO 発行の PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン、(2)特許審査便覧（「MPEP」）第 1800 章で発表された USPTO の PCT ガイドライン、(3)MPEP 第 719.05 条及び第 900 章の一般的な USPTO 調査ガイドライン、ならびに (4)RFP の条件に従った調査を実施する責任を負う。検索外注の請負者は、USPTO による WEB ベースの米国特許審査官データベースの公開バージョン（PubWEST）を利用できる。

<調査機関ヒアリング>

・委託された PCT 国際調査報告及び見解書に関する調査業務における主なリソースは、PubWEST 及び PubEAST、USPTO 調査ツールである。その他、主に使用するデータベースとしては、Dialog, Thomson Innovation, Lexis Nexis, STN, GenomeQuest, EPO esp@cenet, WIPO PatentScope, USPTO PATFT & APPFT, JPO IPDL, Google, Google Scholar などがある。さらに、委託された調査業務に関するスクレオチド及びアミノ酸配列の検索には、USPTO が所有する ABSS (Automated Biosequence Search System) データベースを使用している。いかなる調査においても、選択される調査ツールは、技術や調査の種類によって異なる。当社のアナリストは、調査の種類や技術の主題に応じて、使用するデータベースの選択及び優先順位付けを行い、調査に関連する情報を含む可能性が最も高いデータベースを活用するための訓練を受けている。ここで挙げたリストは網羅的なものではなく、当社が利用しうる情報の限界を示すものではない。

・可能な限り最良の先行技術を提供するために、米国および米国以外の特許情報ならびに非特許文献を含め、包括的な調査が行われる。当社の主な情報源は Minesoft Patbase デ

³⁷Quarterly Report: Performance Indicators (Jul - Sep. 2010) WIPO 14 頁
http://www.wipo.int/export/sites/www/ipstats/en/statistics/pct/pdf/performance_indicators.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

データベースで、USPTO の EAST/PubWest データベースよりも好んで使用している。これは、Minesoft Patbase の方が、米国以外の文献をより広範に含むためである。USPTO の EAST/PubWEST データベースも使用しており、当社の考えでは EAST のインターフェイスが最良である。これ以外に当社のサーチャーが利用可能な情報源には、以下を含む。Questel Orbit.com, LexisNexis TotalPatent, Thomson Innovation, Thomson PatentWeb, Elsevier Engineering Village, ProQuest, Dialog, STN, IEEE Xplore, ACM (Association for Computing Machinery), Dow Jones Factiva, PubEAST/PubWEST, DOAJ (Directory of Open Access Journals), OpenDOAR, PubMed, Scirus, Scitopia, Google Scholar, ScienceResearch.com, Scienc.gov, WorldWideScience.org, TechXtra, and Science Accelerator, Various Digital Libraries

(8) 先行技術調査範囲

調査範囲に指定はないが、検索外注の請負者は、最良の先行技術を見つけることが義務付けられている。各調査報告には、調査した資料を特定する「調査履歴」を含めなければならない。USPTO は、品質審査手続きの一環として、検索外注の請負者の調査戦略及び結果を含む調査報告のサンプルを検査する。

<調査機関ヒアリング>

- ・通常、ほとんどの種類の調査において、国内及び海外特許の参考文献（登録特許及び公開特許公報を含む）、並びに非特許文献の参考文献が考慮されている。
- ・調査の範囲は調査対象事例の技術分野に集中するものの、適度に関連性があると考えられる他の技術分野についても考慮している。これは、発明家が自身の発明を全体として捉える上で、その技術の主題に注目していた可能性があると考えるのが論理的だからである。
- ・可能な限り最良の先行技術を提供するために、米国および米国以外の特許情報ならびに非特許文献を含め、包括的な調査が行われる。
- ・検索外注業務の調査範囲は、調査対象案件の属する技術分野のみで良い訳ではなく、類似技術も含まなければならない。

(9) 価格決定方法

各技術分野における各外注請負者との契約の1年ごとの価格は、入札によって決まる。価格は契約発注及び調査案件の割り当てにおける要素の1つではあるが、最も重要な要素という訳ではない。各技術分野において各外注請負者に実際に割り当てられる調査件数は、

契約で指定される範囲内で、USPTO が決定する。

(10) 委託先決定方法

外注請負者に対する外注案件の割り当ては、検索外注の請負者の能力及び過去の業績、ならびに USPTO のニーズを考慮して USPTO が行う。契約期間中を通して、全ての調査報告が USPTO による審査を受け、エラーについての評価が行われる。さらに品質審査プロセスの一環として、無作為に抽出された報告に対して、さらに詳細に及ぶ検査も行われている。検索外注の請負者のエラー率実績が RFP に明記されたパーセンテージを超える場合、業務の割り当ての中止、USPTO による期間延長権の不行使、または不履行による契約の解除が行われる場合がある。

<調査機関ヒアリング>

・分類ごとの調査件数は、ある分類では約 500 件の調査、またある分類では約 2500 件と、出願動向及び各分類内での競合企業との間での USPTO による調査機関の選択によって、さまざまである。

(11) 調査納期

外注機関に対する納期は 30 日(カレンダーデイ)である。調査報告の遅延日数に応じて、金銭的罰則が適用される。

(12) 米国の検索外注機関

・Landon IP

所在地：米国バージニア州

設立：1949 年

業務内容：特許・商標調査、特許分析、包袋取り寄せ、技術翻訳、特許出願書類の代行作成など。

・Cardinal IP

所在地：米国イリノイ州

設立：2002 年

業務内容：特許・商標調査、特許分析、特許訴訟・ライセンスのアセスメントなど。

(13) 検索外注業務の参入環境

ヒアリングの結果を以下に示す。

<調査機関ヒアリング>

・USPTO は、調査機関の登録を行っていない。PCT 契約実施の成功のために満たすべき最難関の要件は、連邦情報セキュリティ管理法（FISMA）のガイドラインに合致するために行う IT 資源の認定、並びに機密データを取り扱うための USPTO 要件を当社が満たすことの保証であった。
・最も難しい段階は、(1)適格なサーチャーの探し当て採用すること、(2)セキュリティ要件を含む政府の IT 要件を充足することである。

3. 各国検索外注の比較

各国の検索外注の比較を以下の図表に示す。

【図表 15】 各国の検索外注の比較

		日本	韓国	米国
検索外注の対象	国内	○特許（公開済み案件）	○特・実（未公開案件含む）	×
	PCT	×	○	○
技術区分		39 区分	3 区分：機械金属建設、化学生命工学、電機電子・情報通信	8 区分：ビジネス方法、ライフサイエンス、機械、コンピュータ及び情報科学、電気通信、物理科学、バイオテクノロジー、化学
区分あたり人数		10 名以上	10 名以上（特許・実用新案の検索外注の場合）	指定なし
調査ツール		特許庁が貸与する F ターム検索用プログラム	調査ツール指定なし。自社開発されたツールを使用するか、購入して使用するか、調査ツールは調査機関の選択事項である	調査ツール指定なし。各調査機関が、WIPO 発行の PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン、RFP の条件等に従った調査を実施する責任を負う
調査範囲		国内特・実公報、日本語で出願された国際公開公報	韓国特・実公報、日本特・実公報、米国特許文献、ヨーロッパ特許庁特許文献及び PCT 国際公開、そして必要に応じて、論文など非特許文献も調査範囲に含まれる	調査範囲に指定はないが、検索外注の請負者は、最良の先行技術を見つけることが義務付けられている 実態として国内外公報、非特許文献が調査範囲に含まれる
調査価格		調査機関ごとに個別	全ての調査機関に対して一律	調査機関ごとに個別

Ⅵ. 特定登録調査機関に関するヒアリング結果

1. 特定登録調査機関の参入環境

特定登録調査機関の活用状況について説明する。

特定登録調査機関は平成 21 年 4 月 1 日に 1 機関が登録され現在に至っている。特定登録調査機関で作成された調査報告を利用した出願のうち 104 件が審査請求され、そのうち 29 件が補正されている（平成 23 年 2 月 8 日現在）。登録からまだ 2 年しか経過しておらず、審査された案件はまだ少ない。調査報告に対する出願人や審査官の行動を分析できるほどの審査実績はない。審査実績が増えた段階では、審査官の再サーチの有無や拒絶の有無について評価する必要があるだろう。

登録調査機関のヒアリング結果を整理した項目ごとに以下に示す。

（１） 検索システムについて

特定登録調査機関の業務をするためには、検索システム、調査場所を検索外注業務とは分けて個別に用意しなければならない。また必要に応じて特定登録調査機関の業務のために調査業務実施者を雇用しなければならない（検索外業務を担当する調査業務実施が兼任しても良い）。特定登録調査機関の業務では、顧客獲得が難しいと考えている登録調査機関は多く、検索外注業務よりも受注予測が難しいことから、新たに設備投資等が発生することに疑問を呈する意見が多かった。既に検索外注業務用に用意してある設備で特定登録調査機関の業務を行えるようにすることを望む意見が多い。

< 個別に用意 >

・ 特定登録調査機関としての業務で用いる端末は、登録調査機関としての業務で用いる端末とは個別に用意しなければならない。また顧客を新たに開拓しなければならない点は、民間調査会社の業務と同様である。そうすると初期投資が必要な分、特定登録調査機関としての業務は参入が難しいと言えよう。

・ 登録調査機関用とは別に、検索システム、調査場所等の先行投資が必要なのに対し、受注見込みが明らかでないこと。受注見込みが立たない限り参入できない。

< データの制限 >

・ 検索システムの使用に当たって特定登録調査機関の業務は検索外注業務に比べて、例えば、データの一部（古いデータ）は特定登録調査機関の業務には使えないという制約がある。

(2) 受注について

特定登録調査機関の区分に関して、出願人から指摘を受けたことがあるという意見があった。特定登録調査機関の登録区分は、登録調査機関の登録区分と同一であり、出願人は、当該登録区分に含まれる技術に係る出願を選んで調査依頼をしなければならない。出願人の指摘はその点に起因すると思われる。現在の審査請求料の軽減額では出願人に対する訴求力が弱いという意見もあった。

<顧客獲得の見込み>

・当機関が参入している技術区分にて対象となる顧客は、特定技術に関する大手メーカーが中心となる。一方、特定技術に関連する技術区分は当機関が担当している区分以外に複数あり、これら顧客からは特定技術に関する全区分が対象とならなければ仕事を出す意味が薄いとの指摘を受けており、当面参入する予定はない。

<調査価格>

・特定登録調査機関の運用コストに見合った調査料金は比較的高額になる。それに対し、現在設定されている軽減額では、出願人に対するコスト面での訴求が難しい。

(3) 人材について

人材については次のような意見があった。

・検索外注業務は余力なしで行っているため、調査業務実施者に特定登録調査機関の業務を兼任してもらうこともできない。また需要があるかどうか分からない業務に人材を集めることはできない。

(4) 登録調査機関からの視点による民間需要

登録調査機関からの視点による民間需要として、登録調査機関であることその他業務への影響及び検索外注業務と民需の違いについて、登録調査機関にヒアリングした結果を以下に示す。

(i) 登録調査機関であることその他業務への影響

次のような結果になっている。

・登録調査機関は、審査に資するハイエンド調査を提供する調査機関であり、一般の出願人から依頼される調査業務の実施にあたり、顧客の信頼を確保する決め手とな

っている。

- ・登録調査機関であることを売りにするには、登録調査機関の存在が周知されていることが条件になるが、それほど周知されていないと思われる。
- ・どのような影響があるかわからない。

(ii) 検索外注業務と民間需要の違い

次のような結果になっている。

- ・特許庁の場合、調査者に所定要件有り、調査範囲は決められた範囲、ツールは審査官端末である。民間需要の場合、調査者の要件無し、調査範囲は顧客の要望に基づき変化する。例えば外国特許文献、非特許文献についての調査を希望される場合もある。
- ・特定登録調査機関の業務と検索外注に関しては、法制度の趣旨に則り、同一の調査実施方法、同一品質レベルとなる。しかし特定登録調査機関の業務の顧客ニーズは様々で、理解しやすい簡便な報告書・説明など顧客に応じたフレキシビリティが必要である（特定登録調査機関の業務の報告書に対する顧客のニーズは審査官のニーズとは異なる）。

2. 特定登録調査機関に対する意見

(1) 民間先行技術調査会社からの視点による特定登録調査機関

登録調査機関のヒアリング結果を以下に示す。

特定登録調査機関をコンペティターと目して、民間調査会社の事業に影響が出ること懸念する意見があった。特定登録調査機関の調査報告を利用すると審査請求料が軽減される。公平性をチェックすることの必要性を指摘する意見もあった。現在は特定登録調査機関の利用は活発ではないが、特定登録調査機関は潜在的には、民間調査会社のコンペティターになる位置づけにある。

<民間先行技術調査会社ヒアリング>

- ・特定登録調査機関はコンペであり、参入が増えると当社の業務に影響が出るかもしれない。
- ・特定登録調査機関による調査は、審査請求料の軽減措置付き（約 20%減額）であり、既存の調査会社の事業を圧迫する恐れがある。民間の調査会社と特定登録調査機関の間で競争環境の公平性が満たされているかどうかチェックすることは必要である。

(2) 利用者からの視点による特定登録調査機関

特定登録調査機関の調査報告を利用した企業のヒアリング結果を以下に示す。

特定登録調査機関による調査の質に対する評価は高いという結果になっている。特定登録調査機関の調査報告にしたがって補正をした事例は 29 件（補正あり）/104 件（審査請求あり）である。審査請求しなかった案件数は非公表なため不明であるが、出願人は特定登録調査機関の調査報告を利用し、質の高い権利取得、拒絶応答回数削減を実現する行動をしている。

料金については、調査工数に対して妥当と評価されている一方、調査コストがかかる点が指摘されている。審査請求料の軽減措置があっても、トータルコストは民間の先行技術調査会社を利用したときより高く、現在の審査請求料の軽減額は、特定登録調査機関制度を利用するインセンティブにはなっていないという意見があった。

公開前調査への対応、出願前調査への対応を望む意見があった。

調査を依頼できるのは、特定登録調査機関の登録区分の技術に含まれる案件に限定され、出願人は案件を選択してから調査を依頼しなければならないという指摘もあった。

<特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング>

<特定登録調査機関を利用する理由>

- ・トライアルのために活用した。

<特定登録調査機関を利用することのメリット>

- ・補正により、質の高い権利が取得できる。
- ・無駄な審査請求をしないで済む。
- ・将来の中間処理工数が減る。
- ・登録調査機関の調査業務実施者は、登録区分の技術に関係する元技術者が多く、技術に詳しいこと。

<特定登録調査機関の利用による審査請求料の軽減>

- ・インセンティブになっていない。
- ・審査請求料の軽減措置があっても、トータルの料金は民間の調査会社を利用したときよりも高くなっている。

<特定登録調査機関による調査の質>

- ・質の水準は高い。
- ・特定登録調査機関による調査は、審査官による調査と同等である。出願人としては審査請求するか否かの判断のために調査を行っており、その用途では、オーバークオリティな面もある。

＜特定登録調査機関の料金＞

- ・質に対して、妥当だった。
- ・調査報告の質に見合った料金ではあるが、審査請求前調査に多用するには、審査請求料のさらなる減額などがないとペイせず、妥当とは言えない。

＜特定登録調査機関の改善点＞

- ・登録区分の技術に係る案件しか調査を依頼できないため、案件を選んで依頼しなければならないこと。
- ・公開前の出願が調査対象になるなら、特定登録調査機関への重要案件の調査ニーズはより高まると考えている。
- ・出願前調査を依頼できれば、出願人としては有用な選択肢となると考えている。
- ・調査内容を絞ってコストダウンすること。

VII. 先行技術調査市場

1. 民間先行技術調査会社の業務形態について

民間先行技術調査の業務形態をヒアリング結果に基づいて分析する。それにより登録調査機関及び特定登録調査機関と民間調査会社との業務形態の相違点などについて比較する。

(1) 調査事業以外の事業

民間調査会社は、調査事業以外の事業を行っていることが多い。先行技術調査会社が行っている調査事業以外の事業についてヒアリング結果をまとめたのが以下の表である。民間調査会社は、翻訳、外国出願、ソフトウェアの販売・開発、情報サービスなどの事業も行っている。また他に商品開発支援、知財戦略、人材派遣などの事業も行っている調査会社もある。

翻訳	外国出願のための英文明細書の作成、外国公報の日本語への翻訳などを行うサービス。
外国出願	外国出願の代行サービス。
ソフトウェアの販売・開発	特許検索ソフトや特許管理ソフトの販売・開発。
情報サービス	国内特許公報及び世界各国特許公報の複写、包袋の取り寄せなどを行うサービス。

(2) 調査に対応している技術分野

調査に対応している技術分野についてヒアリング結果をまとめたのが以下の表である。全分野に対応している調査会社は 11 社である、医薬・バイオ・化学のいずれか以外はほぼ全分野に対応している調査会社は 5 社である。また特定の技術分野に特化した調査会社は 4 社であった。

全分野に対応	10 社
医薬・バイオ・化学のいずれか以外はほぼ全分野に対応	6 社
特定の技術分野に特化	4 社

技術区分は、概して機械/電気/化学の3区分を基本としており、情報通信を電気に含ませている場合と単独区分として分離させている場合とがある。調査者の担当技術分野は、調査者個人のバックグラウンドに応じ、さらに細分化された範囲に決められていることがあるが、調査会社は、調査者が担当技術分野の枠を超え、比較的広い技術範囲に対応することを求めている。

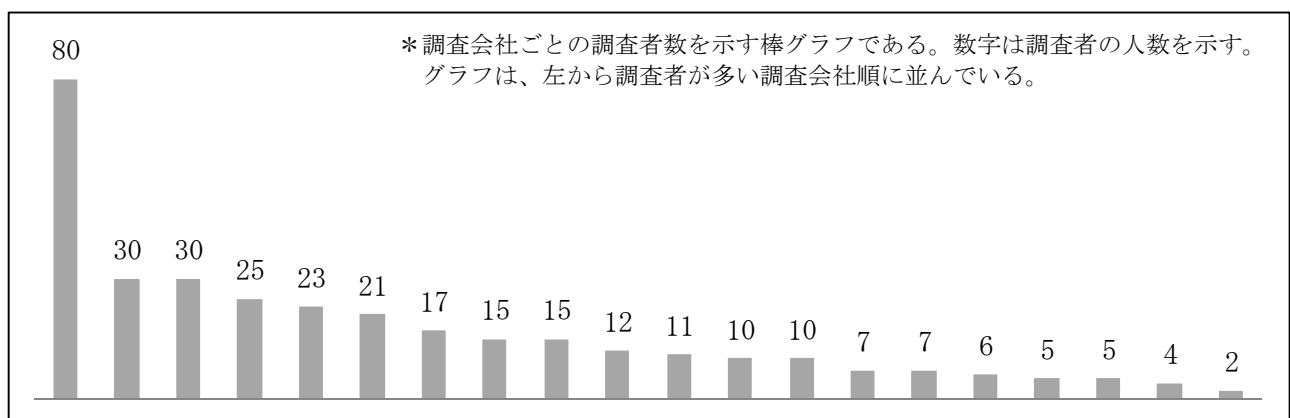
- ・スタッフ固有のバックグラウンドは重視するが、なるべく違う分野にもチャレンジしてもらうようにしている。トレンドに合わせていくためには、狭い範囲にとどめておく訳にはいかないからである。
- ・当社では、大分類として、技術区分を機械／電気電子情報通信／化学で区切っている。調査者の担当技術分野は、さらに細分化した管理をしており、担当者ごとのテーマコード対応リストを作成している。1人の調査者が担当するのは、少なくとも2以上のテーマコードになっている。調査者は経験を積むことにより、原則として大分類の範囲内で、対応するテーマコードの数を増やしていく。

(3) 調査者

民間調査会社20社の全調査者数は、次の図表のようにになっている。

調査に対応する技術分野の広さに対して、調査者の人数はそれほど多くない。1人の調査者が担当する技術範囲が広いことを示している。調査者の採用条件については、即戦力を求める調査会社もある一方で、新卒を採用している調査会社も多い。民間調査会社の調査者像は、技術を理解する基礎的素養を備えているが必ずしも技術の専門家とは限らず、比較的若い人材も含まれる。

【図表 16】 各調査会社の調査者数



(4) 調査ツール

ほとんどの調査会社が商用データベースを用いて先行技術調査を行っている。化学物質の構造検索をするときは専用データベースを利用する。顧客で構造検索を済ませた後に調査依頼されるため、専用データベースはあまり使わないという意見も一部にあった。

使用データベース	重複回答あり	使用上位	重複回答あり
商用データベース	19 社	データベース A 使用 (固定料金)	8 社
		データベース B 使用 (固定料金)	8 社
		データベース C 使用 (固定料金)	6 社
		データベース D 使用 (従量課金)	5 社
独自データベース	2 社		
IPDL	1 社		
INPIT の端末	1 社		

(5) 先行技術調査範囲

先行技術調査の調査対象は国内公報が中心である。外国公報や非特許文献を調査対象とする場合もあるが、調査範囲の設定は顧客の調査目的によって変わり、顧客からの依頼に基づくものである。

- ・先行技術調査関する限り国内公報が対象である。
- ・顧客の戦略に応じて、検索対象は国内公報だけの場合もあれば、海外公報を含む場合もある。
- ・政府系機関の外国出願支援に係る調査では、外国特許文献、非特許文献も調査対象に含まれるため、それらの範囲も調査対象に含めている。

(6) 価格決定方法

調査料金は、固定料金の場合も案件に応じた変動料金の場合もある。固定料金の場合、案件によらず料金は一定とし、料金の範囲内で調査範囲を調整する場合と、基本料金の調査範囲を予め決めておき、その範囲を超える条件の調査となるときに、基本料金に超過分の料金を合わせて調査料金とする場合がある。個別料金の場合、時間チャージや使用したデータベース等の実費に基づく案件ごとの調査料金となる。

< 固定料金を採用する場合 >

- ・基本は固定料金だが、請求項数が所定数以上になる場合、その分は別料金である。
- ・固定料金の場合、工数に応じた金額とすることはできない。そこで検索母集団の数を予め見積もり、案件によらず母集団の件数が均一化するようにしている (1 件当たり約

200-300 件）。

- ・ある程度数を依頼する顧客の場合、予算計上の都合から固定料金が好まれる。

＜変動料金を採用する場合＞

- ・請求項数、技術分野、テーマの困難性に応じて料金は異なる。視覚的に把握できる技術はスクリーニング工数が少ないが、文章を良く読み込まないと理解できない技術はスクリーニング工数が大きくなり料金も高くなる。
- ・難解な技術、構成要件が多い、外国文献・非特許文献が調査対象、特殊なデータベースを用いる場合など、調査に要する時間が通常よりかかる場合、実費がかかる場合は、案件に応じて個別に金額を設定する場合がある。
- ・請求項の数、スクリーニング件数、報告書の形態（クレームチャートまで必要か否かなど）で料金を変えている。
- ・時間チャージで料金を算出する。

（７） 先行技術調査の顧客像

調査会社の顧客は、固定客の大手企業、固定客の中小企業、中小企業調査支援事業の対象となる中小企業、特許事務所、公的機関などがある。主に大手企業の固定客を顧客とする調査会社が最も多いという結果になっている。

顧客は主に大手企業	15 社（固定客）
顧客は主に中小企業	3 社（うち 2 社の顧客が固定客、1 社の顧客は中小企業調査支援事業の対象となる中小企業）
顧客は主に特許事務所	1 社（固定客）

＜大手企業が顧客の場合＞

- ・調査業界の顧客として大手企業の固定客が多いのは、ある程度の量を定常的に受注できることからである。
- ・顧客数自体は少なく、古くから付き合いのある顧客と密な関係を築いている。
- ・大手企業は調査子会社を有している場合が多いが、子会社と当社を競合させているようだ。そうすることで子会社の調査品質向上を図っているのではないか。また子会社がキャパシティオーバーしたときのバッファとしても当社を位置付けていると思われる。
- ・リーマンショック後、先行技術調査に関して、国内調査は自社内で実施する顧客が増えたが、海外調査では外注は継続されている。
- ・大手企業からの先行技術調査のニーズとしては出願前調査の依頼が多い。

＜中小企業が顧客の場合＞

- ・中小企業支援事業で先行技術調査を当社に依頼する中小企業を除くと、中小企業からの依頼は少ない。
- ・中規模企業で先行技術調査を定常的に外注するところは少ない。
- ・中小企業の場合、業務を継続的に依頼する固定客化することはあまりない。
- ・数は少ないが特許取得に意欲が高い中小企業の固定客もいる。
- ・中小企業支援の先行技術調査が縁で、当社の定常的な顧客となった中小企業もある。

＜特許事務所が顧客の場合＞

- ・事務所における固定客はそれ相応の出願がある顧客が多く、流動客はもっぱら個人・中小企業となり、発明（クレームイメージ）が確定していない場合が多い。そうすると、事務所としては、先行技術を把握してクレームの検討という流れになるため、調査が必須となる場合が多い。

＜先行技術調査に関するその他の意見＞

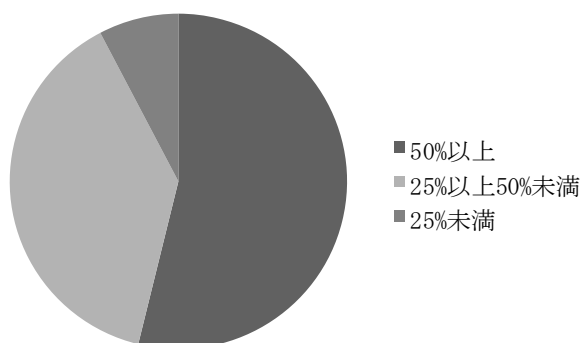
- ・当社で開催しているセミナーの聴講者に対して営業活動を行う場合があるが、営業活動の感触では、先行技術調査の潜在需要は高いように思える。
- ・調査業務の再委託を受ける場合もある。
- ・クリアランス調査は流動客から依頼される場合もあるものの、先行技術調査について流動客から依頼されることは少ない。
- ・技術範囲が狭い事業を行っている会社は、先行技術の状況を自社内で良く把握しており、先行技術調査を外注することはまれである。
- ・地方企業は地方のサーチ会社との関係が深いようであり、食い込むのが難しい。

（８） 各調査の件数比率と売上比率

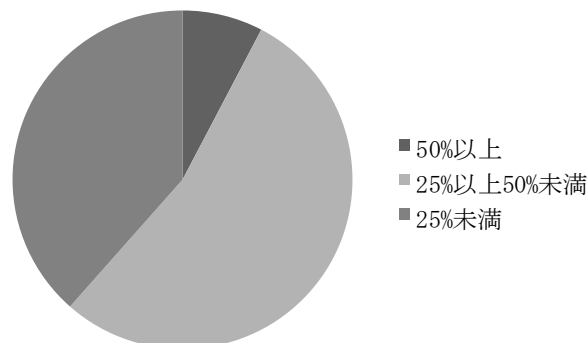
調査事業に含まれる技術動向、先行技術、無効資料、クリアランスの各調査の件数比率と売上比率の関係について述べる。件数比率及び売上比率の両方について回答のあった13社からの回答に基づいて作成したのが以下で示す円グラフである。円グラフは、先行技術調査の比率を25%未満、25%以上50%未満、50%以上の3つに分け、先行技術調査の件数比率と売上比率を対比したときに、3つの各比率に属する調査会社数の変化を示している。先行技術調査が全調査中の件数に占める比率は高いものの、売上に占める比率は件数比率ほど高くない調査会社が多い。調査事業の中の先行技術調査の件数比率が、80%を超える調査会社が3社あったのに対し、先行技術調査の売上比率が50%を超えているのは1社のみであった。調査会社は、先行技術調査に加え、技術動向、無効資料、クリアランス調査など他の様々な種類の調査を受注することで、調査事業における売り上げを確保している。

先行技術調査の 件数比率が；		先行技術調査の 売上比率が；	
■ 50%以上	7 社 (>80%=3 社)	■ 50%以上	1 社 (=80%)
■ 25%以上 50%未満	5 社	■ 25%以上 50%未満	7 社
■ 25%未満	1 社	■ 25%未満	5 社

先行技術調査の
件数比率 (N=13)



先行技術調査の
売上比率 (N=13)

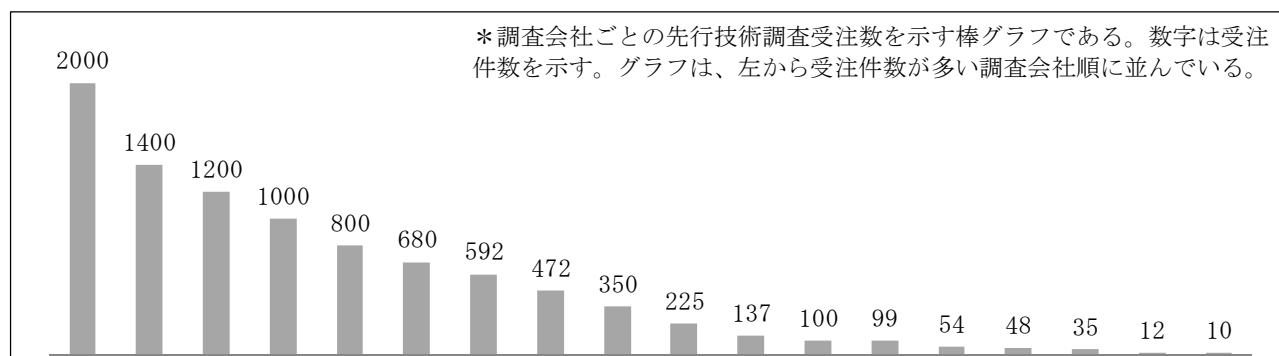


- ・技術動向調査（パテントマップ、定点観測など）
- ・先行技術調査（出願前、審査請求前、外国出願前等における、自社特許の権利化可能性に係る調査）
- ・無効資料調査（登録特許の無効性、他社公開特許の権利化可能性に係る調査）
- ・クリアランス調査（自社技術テーマの他社特許侵害に係る調査）

(9) 受注規模

受注規模は以下の図表のようになっている。

【図表 17】平成 21 年度先行技術調査受注件数



(10) 先行技術調査の実施時期

特定登録調査機関による調査時期は、出願後、審査請求前に限定されている。また調査対象は公開済みでなければならない。出願人が先行技術調査を行う時期は、審査請求前以外にも出願前、外国出願前など目的に応じて多様であり、いずれの時期にもニーズがあり得る。民間調査会社のヒアリング結果から、出願人の先行技術調査を行う時期に対するニーズを調査する。先行技術調査の実施時期について、回答があったのは 20 社中 19 社であった。そのうち国内出願前調査件数比率が最も多い先行技術調査会社は 11 社、審査請求前件数比率が最も多い先行技術調査会社は 5 社、外国出願前件数比率が最も多い先行技術調査会社は 1 社であった。国内出願前調査の件数比率が最多でない場合を含めると、17 社が国内出願前調査を受注している。出願人と先行技術調査会社との間の民－民契約に基づく先行技術調査では、調査会社は機密性が高い国内出願前の発明に対する調査を受注している。

先行技術調査のうち件数比率が最も多い調査時期	
国内出願前調査	11 社
審査請求前	5 社
外国出願前	1 社

(11) 海外からの依頼

海外から無効資料調査を依頼された調査会社が最も多く、先行技術調査やクリアランス調査はあまり依頼されていない。

海外から依頼された調査	重複回答あり
先行技術調査	2 社
無効資料調査	12 社
クリアランス調査	3 社

<依頼経路>

- ・特許事務所経由で企業名を明かさずに依頼されたことがある。
- ・依頼は企業から直接されるが、過去に当社を利用した事務所等から紹介されることが多いようである。
- ・海外事務所経由で依頼される場合も、企業から直接依頼される場合もある。
- ・事務所からの紹介よりもホームページを見るか、口コミで当社を探すことが多いようである。当社は海外の展示会などでも営業活動をしており、その活動が効を奏している。

<依頼内容>

- ・無効資料調査では、例えば US 公報で調査しても良い資料が見つからなかったときに、日本についての調査が検討され、当社に依頼する流れのようである。
- ・外国からの依頼は、特許の他、意匠、商標もある。特許文献だけでなく、一般文献の調査もある。

(12) 今後の事業展開

海外展開と既存事業拡大という回答が多く、コンサルティング業務展開がそれに続いている。個別企業の事業戦略に属するため、ヒアリングでも詳細は明らかになっていないが、民間調査会社の海外展開への意欲が高いのは事実である。コンサルティング事業は、顧客の課題解決に参画することで調査の受注機会も増える可能性があることから、調査事業とのシナジー効果を狙っているものと考えられる。

活動内容	重複回答あり
海外展開	8 社
既存事業拡大	7 社

コンサルティング業務展開	5 社
登録調査機関の参入環境を見守りつつ参入検討	2 社

2. 出願人の先行技術調査会社に対するニーズ

出願人 3 社に「先行技術調査の実施状況」及び「民間の先行技術調査会社の利用状況」についてヒアリングした結果を以下に示す。

(1) 先行技術調査の実施時期

出願前に内部人材及び外部調査会社が先行技術調査を行っている点は、各社共通であるが、他の出願時期に応じた調査実施の有無、調査の実施者は、出願人により異なっている。

先行技術調査実施状況

		日本 A 社	日本 B 社	日本 C 社
調査時期別実施状況	出願前	◎◎	◎◎	◎◎
	審査請求前	◎◎ 一部のみ調査	◎ 早期審査対象のみ調査	◎
	外国出願前	○ 一部のみ調査	◎	×
◎：外注で調査を実施する ○：内部で調査を実施する ×：調査を実施しない				

(2) 調査時期ごとの調査の目的及び外注活用

先行技術調査の調査時期ごとの外部調査会社活用状況を出願人別に示す。

A 社：出願前調査にもっとも注力し、外部調査会社をもっとも多く利用するのは出願前調査である。内部調査を重視しているが、内部人材の調査工数不足の解消のため外部調査会社を利用する。外国出願要否および出願国等の戦略構築に利用するために精度の高い出願前調査を望んでおり、内部人材による調査と比べて遜色ない結果が得られる見込みの高い案件から外注して質の低下を防いでいる。

< 出願前調査 >

- ・調査の結果に基づき、技術の重要度に応じて、外国出願要否および出願国等の戦略構築

に利用する。

- ・原則は内部で調査する。工数の関係で一部についてのみ外注している。
- ・質、料金とも標準的であれば良い。戦略の基礎とするためある程度高い質を要求するが、外注件数が多いため高額な料金は好ましくない。

<審査請求前調査>

- ・比較的重要な案件については、審査請求前調査を行う場合もある。出願前調査を全件行っているので、出願の一部について行っている。
- ・質、料金とも標準的であれば良い。審査請求前調査の質に関する要求レベルは、国内出願前より高いとは考えない。ただし安かろう悪かろうでは調査の意味がない。

<外国出願前調査>

以下の理由から全件内部で実施している。

外国出願の判断時期は、国内出願からそれほど時間が経過しておらず、国内出願の担当者が引き続き担当することが多い。担当者が出願前調査が十分でなかったと判断した場合にフォロー的な位置づけで実施する。例えば、国内出願時点では、出願日の確保を優先させ、外国特許調査にまで手が回らなかったときのフォローなどである。

<外注の位置付け>

- ・内部のリソース不足を補う目的で外注を活用しているが、外注によって調査の質が落ちるのは好ましくない。そこで、分類等が十分整備されて検索式を立てるのが容易な技術や、理解が容易な技術など、外注しても調査結果は変わらないと思われる案件から外注している。

<外注先新規選定時に重視すること>

質、柔軟性、費用の順に重視する。

柔軟性には、技術理解、納期、処理件数、報告形態などのファクターが含まれる。なお、当該ファクターが調査会社側の都合で変更できない場合は、依頼者側での調整が増えることとなり、依頼者としては依頼しづらくなる。

B 社：社内調査の再確認のために外部調査会社を利用しており、調査会社の高い調査能力を利用するという位置付けである。審査請求時の調査は早期請求のために行っている。

<出願前調査>

- ・基本は社内で全件調査（発明者）するので、外部民間調査会社を使うのは再確認のため。外部は調査能力が高い。

<審査請求前調査>

- ・調査結果を早期審査に関する事情説明書に記載するための、調査結果の質を求めるため。

<外国出願前調査>

- ・調査能力が高いため、外部民間調査会社を活用する。

<外注の位置付け>

原則、全件社内で調査を行うが、社内調査結果に満足できない場合、改めて、外部民間調査会社による調査を行う。

<外注先新規選定時に重視すること>

費用、品質、納期。

C 社：内部人材で調査を実施するコストを削減するため外部調査会社を利用する。また明らかに新規性、進歩性が無いと思われる案件を抽出する目的で審査請求前調査を全件外注し、コストを非常に重視している。

<出願前調査>

- ・料金が安ければ、質が低くても良い。当然、質は高い方が良いが、主な目的が、重要性の低い案件、明らかに新規性、進歩性が無いと思われる案件等の先行技術調査の社内コスト削減にある。

<審査請求前調査>

- ・料金が安ければ、質が低くても良い。当然、質は高い方が良いが、主な目的が新規性が無い、進歩性が低い案件を抽出するためである。
- ・国内出願前調査の時点では、未公開だった先願への対応。国内出願前調査では、調査が不十分だった場合のフォロー的な位置づけ。
- ・審査請求料改定後は全件審査請求前調査を行うようになった。

<外注の位置付け>

- ・案件の重要度とコストのバランスをみて内部と外注を切替え。重要案件は内部で調査している。主な目的が新規性が無い、進歩性が低い案件を抽出するためである。

<外注先新規選定時に重視すること>

コスト、調査精度、納期。

3. 海外の先行技術調査

(1) 海外本拠のグローバル企業

(i) 先行技術調査の実施時期

海外グローバル企業 5 社に「先行技術調査の実施状況」及び「民間の先行技術調査会社の利用状況」についてヒアリングした結果を以下に示す。

先行技術調査実施状況

		韓国 D 社	韓国 E 社	米国 F 社	米国 G 社	米国 H 社
調査時期別実施状況	出願前	◎	◎	◎	◎	○
	審査請求前	◎ 優先審査対象のみ調査	×			
	外国出願前	◎	×	×	×	×
◎：外注で調査を実施する ○：内部で調査を実施する ×：調査を実施しない						

(ii) 調査時期ごとの調査の目的及び外注活用

先行技術調査の調査時期ごとの外部調査会社活用状況を企業別に示す。

韓国 D 社：調査の客観性の確保、及び内部人材の工数不足から先行技術調査を全て外注している。出願前は特許事務所、審査請求前（優先審査用）及び外国出願前は主に KIPPI などに調査を依頼する。外国出願前調査については料金が高くても質を重視した綿密な調査を行っている。

<出願前調査>

- ・外部調査機関(主に代理人事務所)。

明細書を作成する主体が調査を行うことによって、明細書を作成する際に調査結果を反映させ、より充実した内容とするため。

- ・国内出願前には明細書の品質向上のために概略的な先行技術調査を行う。
- ・質、料金とも標準的であれば良い。

<審査請求前調査>

・ 早期に権利化が必要な場合に優先審査優先審査（日本の早期審査に相当）を行う場合に調査を行う。

・ 専門機関に依頼する。専門機関の審査結果を優先審査の申請に活用することができるため。

・ 質、料金とも標準的であれば良い。

<外国出願前調査>

・ 海外出願は主に事業上重要な案件であるため、綿密な先行技術調査により先行技術を回避する請求項の設定及び必要な実施例などを補充して、特許可能性を高め、広い範囲の特許権を確保するために行う。

・ 専門機関に依頼する。

専門機関により、綿密な先行技術調査を行うためのものであり、調査結果に対する分析は主に代理人事務所で行う。

・ 国内出願後、特に海外出願前には主要特許の特許性などを確保するために、より綿密な先行技術調査を行う。

・ 質が高ければ、料金が高くても良い。

<外注のスタンス>

・ 客観性の確保、及び調査人材の不足から外注で調査を行っている。

<外注先新規選定時に重視すること>

・ 費用、調査人材、調査経験。

韓国 E 社：内部では先行技術調査を行っていない。内部人材の調査スキル不足、調査工数の不足から外部調査機関に外注する。

<国内出願前調査>

・ 国内出願前にのみ先行技術調査を行う。

・ 質、料金とも標準的であれば良い。

<外注のスタンス>

・ 調査をすることができる能力を持つ人材が不足し、そのような能力を持っている人材は、調査業務まで行なう余裕がないため内部で調査を行わず外部調査機関に外注する。

<外注先新規選定時に重視すること>

・ 該当分野での評判、担当者の能力、費用。

米国 F 社：内部では先行技術調査を行っていない。他国（インド）の調査会社に教育を行って先行技術調査を外注し、コストパフォーマンスに留意している。

＜国内出願前調査＞

- ・出願前の先行技術調査の目的では、外部の調査会社のみを利用している。
- ・内部では先行技術調査を行っていないが、当社が教育を行ったインドの機関に外注している。このアプローチをとっているのは、調査費用を削減するためである。
- ・当社にとって、質も料金も重要である。インドの機関に教育を行っているのはそのためである。

＜外注のスタンス＞

- ・調査の質、専門性、料金を考慮して、インドの特定の会社を選択した。
- ・インドの調査機関に外注することで、コストパフォーマンスが格段に高くなるため。
- ・外国の調査会社を利用するとき、必ずしも出願する国にある調査会社に依頼するとは限らない。

＜外注先新規選定時に重視すること＞

- ・質、料金、スピード

米国 G 社：ほぼすべての先行技術調査を個人の調査専門家に外注している。

＜国内出願前調査＞

- ・通常は国内出願前にのみ先行技術調査を行う。
- ・調査会社が質の高い先行技術調査報告を、妥当な料金で提供することを確保している。

＜外注のスタンス＞

- ・ほぼ全てが外部の調査会社による。これらの調査会社は、おそらくは先行技術調査の専門家である。当社は通常、個人の調査専門家を利用している。

＜外注先新規選定時に重視すること＞

- ・1. 発明の主題に関する経験の深さ、2. 納期遵守、3. 報告書の品質にばらつきがないこと

米国 H 社：通常、内部人材が先行技術調査を行っている。内部人材が時間的、専門知識、言語の問題で調査に対応できないときに先行技術調査を外注した事例がある。

＜国内出願前調査＞

- ・当社では通常、先行技術調査を社内で行っている。これは、当該の技術について最も詳しい人物が調査を実施および評価する方が、より良い調査を実施できると考えているためである。
- ・外部調査サービスを購入するとしたら、質と料金の間で良好なバランスがとれているこ

とを望むだろう。

<外国出願前調査>

- ・通常はこの時点での調査を行っていないが、もし行くとすれば、おそらく当社の社員によって行うだろう。
- ・これは、当該の発明に関連する技術に詳しい人物によって調査を行った方が、正確なものになると考えているためである。

<外注のスタンス>

- ・私の見解では、これまでに当社が調査を外注した事例は、主に社内のリソースの制約によるものである。たとえば、必要な時間的枠組み内に調査を実施するための社内リソースを持たない場合、調査の主題に関するなんらかの専門知識が当社に不足している場合、もしくは外国語文献を調査したいのにその言語に精通したリソースを持たない場合などである。

<外注先新規選定時に重視すること>

- ・作業の質、料金、納期の順守。当社からの委託業務を依頼、受信、および管理するための技術があるとなおよい。

(2) 海外本拠のグローバル企業が依頼している先行技術調査会社

海外本拠のグローバル企業が依頼している先行技術調査会社のヒアリング結果を以下に示す。以下各項目について列記する。

(i) 事業範囲

韓国 I 社	知的財産権に関する出願、紛争、調査、コンサルティング、技術取引等。
韓国 J 社	知的財産権に関する出願、紛争、調査等。
米国 K 社	特許・法律・技術翻訳、特許調査、特許分析、国際情報検索、全額出資の子会社が特許関連の研修プログラムを提供。

(ii) 調査者

韓国 I 社	調査専任人員は 6 名であり、その外他の業務を平行して行う人材は相当数である。
韓国 J 社	6 名
米国 K 社	約 75 人

(iii) 調査ツール

韓国 I 社	WIPS
韓国 J 社	WIPS
米国 K 社	可能な限り最良の先行技術を提供するために、顧客の依頼範囲に応じて、米国および米国以外の特許情報ならびに非特許文献を含め、包括的な調査が行われる。当社の主な情報源は Minesoft Patbase データベースで、USPTO の EAST/PubWest データベースよりも好んで利用している。これは、Minesoft Patbase の方が、米国以外の文献をより広範に含んでいるためである。USPTO の EAST/PubWEST データベースも使用しており、当社の考えでは EAST のインターフェイスが最良である。

(iv) 先行技術調査範囲

韓国 I 社	主に国内外の特許文献、特別な要請がある場合に限り非特許文献まで拡張する。
韓国 J 社	国内外の特許文献を中心に行なう。
米国 K 社	調査範囲は、顧客の要請で決定する。範囲は、「4 時間以内に見つけられる最良の先行技術」から「あらゆる場所を検索して可能な限り全てを見つける」までと幅広い。

(v) 価格決定方法

韓国 I 社	・調査範囲によってその変動幅が非常に大きく、出願を前提にする場合とそうではない場合によっても料金は変わる。クライアントの要請に応じて異なるように定めるに過ぎない。定期的な場合には、クライアントが固定料金を希望するケースが多く、非定期的な場合には個別料金を適用するケースが多い。 ・料金表では、調査対象 DB(KR、JP、US、EP、WIPO)を追加すると基本料金に加えて、料金が加算されるようになっている。算出された料金は上限額を表しており、実際の調査に所要した時間に応じてその上限額の範囲内で請求するようにしている。このような料金表が用意されてはいるが、それとは無関係に、クライアントからの要請に応じて概略の調査によって見積りを算出して提供し、クライアントから正式依頼を受けて進行するケースが多い。見積りを事前に提供するか、または調査料の上限額がクライアントから指定され
--------	---

	て依頼される場合が多い。一部クライアントは契約によって1件当たりの料金が固定料金になっているケースもある。
韓国 J 社	・特定クライアントとの特定料金となっているため、公開することは困難であるが、有効な文献を見つけたか否かによって料金変動する体系となっている。 ・契約により固定料金で行っており、調査範囲や調査ツールによって変動しない。
米国 K 社	当社は1時間あたり130ドルの料金を設定している。調査料金は、要請範囲や技術などによって異なる。

(vi) 受注規模

	技術動向調査、先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査の売上比率	先行技術調査の総受注件数	先行技術調査のうち出願前調査、審査請求前調査、外国出願前調査の件数比率	先行技術調査を依頼する顧客の規模、業種
韓国 I 社	約 5%:50%:15%:10% (政府事業に関する先行技術調査を除くと、約 40%:30%:20%:10%)	約 700 件 (ただし、政府事業に関する先行技術調査件数が約 80%を占めており、一般企業からの依頼件数は約 150 件程度)	約 80%: 1%: 19%	政府事業に関する先行技術調査の件数は、政府政策によって変動するため、これを除き、一般企業からの受注件数を基準とすると、漸進的に増加傾向にある。
韓国 J 社	約 0%:99%:1%:0% (技術動向調査及びクリアランス調査は殆どなく、無効資料調査が時折あるが、売上げに対比する程度に多くはない)	約 270 件	100%: 0%: 0%	増加する傾向にある。
米国 K 社	売上高を基準にすれば、出願前調査が約 40%、クリアランス調査 (有効性、侵害、および自由利用を含む) が約 50%。	2500 件以上	不明。顧客が出願前調査の目的やタイミングを当社に伝えることはまれである。	毎年増加傾向である。

(vii) 顧客像

韓国 I 社	業種に特に偏る現象は見られないが、韓国企業の場合には、主にグローバル企業であり、外国企業の場合には、韓国に主なクライアントを持つ会社の場合が大部分である。無効調査の場合には、周囲の推薦や紹介を通じて依頼が
--------	--

	来て、先行技術調査及びクリアランス調査の場合には固定客の場合が多い
韓国 J 社	固定客であって、特定の傾向が把握できない。
米国 K 社	当社の顧客は、あらゆる種類の技術にまたがり、個人から大手までのあらゆる種類の企業（40%）および特許弁理士（60%）である。近年では、企業からの依頼の割合が増えている。

VIII. まとめ

1. 登録調査機関の今後の在り方

これまでに述べた各ヒアリング結果、その分析結果、海外調査の結果に基づき、検討を要する項目ごとに述べる。

(1) 人材確保について

<参入環境の視点から>

人材についての要件は、特例法第 37 条第 1 項第 1 号に規定される。
同号によれば、一定の学歴、職務経験、法定研修修了、区分ごとに 10 名以上が規定される。

[関係する調査結果]

- ・区分ごとに 10 名の調査業務実施者を揃えることが困難である³⁸。
- ・人数を引き下げた場合、調査業務実施者の育成が非効率になる³⁹。
- ・民間調査会社の調査者数は少ない⁴⁰。
- ・韓国の制度でも区分ごとに 10 名以上となっている⁴¹。

[検討結果]

検索外注業務は、調査業務実施者の個人的資質によるところが大きいとしても、調査機関を単位として登録する制度である以上、調査機関の組織力を利用して調査業務実施者個人の調査能力の研鑽や業務上の不具合の改善、さらには労務管理まで行うことを期待しているものであり、少なくとも調査機関が組織的な対応が可能かどうかという観点では、調査機関が雇用すべき適切な調査者の人数を最低人数として規定することは必要である。さらに調査業務実施者数が少ない事業者は、間接経費の割合が大きくなり、外注コストには不利に働く。この要件の改正を検討する場合には、以上のような観点を考慮する必要がある。

なお、特例法の要件は、区分あたり 10 名以上であり、本要件に関して、区分の在り方の方向からの検討もあり得る。これについては後述する。

³⁸登録調査機関及び民間先行技術調査会社ヒアリング

³⁹登録調査機関ヒアリング

⁴⁰民間先行調査会社ヒアリング

⁴¹韓国特許庁告示

(2) 初期投資費用について

検索システムについては、特例法第 37 条第 1 項第 2 号に規定される。同号によれば、電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有することが登録の要件として規定される。

< 参入環境の視点から >

[関係する調査結果]

- ・ 初期投資が高額である⁴²。
- ・ 高精細モニター、PC からなる検索端末は一般の機器より高額である⁴³。
- ・ 韓国の制度にも専門機関として指定を受けるための要件として検索システムを具備する点の規定がある⁴⁴。

[検討結果]

初期投資には、検索端末、調査場所などが含まれるが、ここでは特に意見の多い検索システムについて述べる。

より安価なハードウェアを検索外注業務用に提供することについて検討が必要ではないか。もちろん高スペックな検索端末を用いた方が調査業務は効率的に行えるのかもしれない。しかし参入のしやすさを考慮するなら、特許庁の審査官端末の仕様より低いスペックであっても、安価な仕様のハードウェアを選択肢として提供することが考えられる。登録調査機関向けの検索端末の仕様を検討する必要がある。

< 参入後の環境の視点から >

[関係する調査結果]

- ・ 検索システムに係る投資が回収不能となるリスクが仕様改定（おおむね 4 年で改定）に伴って定期的に発生する⁴⁵。
- ・ 検索システムの仕様の残年数が短い時点で検索システムを納入すると、検索システムのための経費が上がり、結果として検索外注費用もコストアップする⁴⁶。
- ・ 端末をレンタルにできないか⁴⁷。
- ・ 検索システムは、検索外注以外の用途で利用できない。
- ・ 韓国の制度にも検索システムを具備する点の規定がある⁴⁸。

⁴²登録調査機関及び民間先行技術調査会社ヒアリング

⁴³登録調査機関及び民間先行技術調査会社ヒアリング

⁴⁴KIPO ヒアリング

⁴⁵登録調査機関ヒアリング

⁴⁶登録調査機関ヒアリング

⁴⁷登録調査機関及び民間先行技術調査会社ヒアリング

〔検討結果〕

登録調査機関制度では、登録の要件さえ満たせば登録できるものの、登録しても受注は担保されない。調査機関は、受注できた場合は検索システムの費用を経費として特許庁に請求できるが、受注できなかった場合は、検索システムに対して投じた投資を回収できない。現在の運用では、検索システムを検索外注以外の用途に用いることはできない。しかしながら、調査機関が自前で高額な検索システムを用意するのを義務付けるのであれば、受注できなかったときには、当該システムを用いて、特許庁のデータベースに検索外注業務以外の目的（例えば特定登録調査機関としての業務も考えられる）で接続し利用することを認めない限り、調査機関が投じた投資とのバランスが悪い。この課題は検索システムが高額なことに起因している。安価な仕様のハードウェアを提供できれば、解決する可能性がある。

ところで、参入時の初期投資費用対応に関する登録調査機関の意見は、民間調査会社よりも少なかった。参入予定者は、参入に必要な原資を用意した上で参入するため、特段その点を課題とは考えていないためと思われる。検索システムの投資に関しては、現状の課題としての意見の方が、参入時の意見よりも多く寄せられている。これは参入後に発生する検索端末に係る課題が大きいということを意味しているのであろう。その一つとして、審査官端末の仕様更新に伴い、登録調査機関の検索システムもおおむね4年に一度入れ替えが生じることに基づく課題がある。

調査機関は検索システムを通常リースで納入している。最長でも4年毎にシステム変更しなければならないため、仕様制定時に検索システムを導入する場合と、仕様制定から数年経過した段階で検索システムを導入する場合とでは、リース費用が異なる。新規に登録申請するタイミング、区分人数の増員、新たな区分への登録申請するタイミングは、本来調査機関のビジネス戦略に依存するものの、検索システムの納入時期に応じては、検索外注に係るコストが変わってしまうという現象が起きている。また制度上、受注が担保されないことから、納入した検索端末が過剰投資になるリスクが仕様変更のたびに訪れることになる。

仮に検索システムの仕様を現在のままとする場合は、特許庁からのレンタル方式などにも考えられる。調査機関間の競争により、調査機関の受注数は、年度ごとに大きく変動する可能性がある。一方、外注件数の変動幅は年度ごとに一定数に収まるはずである。そうすると受注に成功した調査機関で稼働している端末全体の数もほぼ一定になり、特許庁が端末を一括でリースするリスクは少ない。また現行の運用において各調査機関で稼働している端末に対する経費は、契約金額に含まれており、特許庁が支払う金額となっている。

⁴⁸韓国特許庁告示

なお、韓国の検索外注では、特許庁のデータベースにアクセスする必要はない。調査機関がアクセス可能とすべき公報の収録範囲を指定する方式である。この方式の場合、調査機関は、民需と共用するための設備投資として検索環境を整備することができる。調査機関自身が他の用途で利用できる設備投資を前提にするのであれば、検索システムに係る初期費用が高額になったとしても、調査機関にとって必ずしもデメリットとは言えないことになる。

日本の検索外注では、審査の効率化の観点から対話型検索外注が主流になっている。対話型を前提にするのであれば、調査業務実施者が検索に用いたデータベースが、審査官端末のデータベースと異なっていることが、対話の効率化を損ねる可能性がある点に留意しなければならない。

以上、検索システムの扱いについて述べた。検索システムの扱いは、外注コストに影響を与えるファクターであり、すみやかに議論を進めるべきである。

（３） 研修について

特例法第 37 条第 1 項第 1 号では、調査業務実施者が法定研修を修了したものであることを規定している。

< 参入環境の視点から >

[関係する調査結果]

- ・ 法定研修の修了予見性が低い⁴⁹。
- ・ 法定研修の期間は 2 ヶ月弱となっており、既存事業の従事者が受講できない。当該従事者を調査業務実施者とした参入は困難である⁵⁰。
- ・ 法定研修の受講が必須な点自体に否定的な意見はなかった⁵¹。
- ・ 韓国の制度は 80 時間のオンライン教育である⁵²。

[検討結果]

法定研修の受講が必須な点自体に否定的な意見はなく、検討すべきは法定研修の運用の問題である。

今回の調査は INPIT へのヒアリングを実施していないため、予見性に関する問題の所在は明確になっていない。複数の機関から予見性が低いという意見があったという事実を述

⁴⁹登録調査機関ヒアリング

⁵⁰民間先行技術調査会社ヒアリング

⁵¹登録調査機関ヒアリング

⁵²韓国特許庁告示

べるにとどめる。

現在の法定研修は期間が長く、既存事業の従事者を調査業務実施者にして参入することが難しい。参入時は全て新規に採用した人材に対して、又は既存事業の時間を相当削って、研修を受講させなければならなくなる。広い範囲の年齢層から人材を集めるためにも、他の業務と両立できる法定研修の在り方について検討する余地があるのではないかな。

< 参入後の環境の視点から >

[関係する調査結果]

- ・ 法定研修を地方でも開催するべき⁵³。
- ・ 登録区分拡大を予定している登録調査機関が多い⁵⁴

[検討結果]

指定調査機関の公益法人要件撤廃が議論されていた当時、公益法人の撤廃は「東京での人材確保が困難となっている技術分野において人材を他の地域に求める可能性を拡大する」⁵⁵という意見があった。現在は2機関が東京以外で検索外注業務を実施している。今後、地方所在の調査機関の参入を活発化させるためにも、法定研修の地方開催は検討を要する事項である。

ヒアリングでは区分追加の場合の研修の在り方について特に意見はなかった。登録調査機関の将来の事業像として登録区分の拡大を予定している調査機関は多い。既に法定研修に修了している調査業務実施者が、他の区分の研修を受講する場合には、法定研修の簡略化を検討する必要があるのではないかな。区分追加を容易化することで、参入が活発化することも期待できる。なお、区分追加の場合は、講義の受講が免除されるため、少なくとも区分追加に限って、法定研修の地方での受講を可能にする方法もある。

(4) 受注について

[関係する調査結果]

- ・ 現在の外注件数の割り当て方式は、評価点数が僅差でも受注件数が大きく変動する⁵⁶。
- ・ 将来像として登録区分を拡大することを予定している登録調査機関が最も多かった⁵⁷。

⁵³登録調査機関ヒアリング

⁵⁴登録調査機関ヒアリング

⁵⁵平成15年度産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会

第6回特許戦略計画関連問題ワーキンググループ 資料7 「世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて」
22頁 <http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai05/paper07.pdf> [最終アクセス日：2011年2月20日]

⁵⁶登録調査機関ヒアリング

⁵⁷登録調査機関ヒアリング

- ・審査順番待ち件数、期間減少後の受注予測がわからない⁵⁸。
- ・韓国の外注件数の割り当て方式は、以下のような式（詳細は韓国特許庁告示第 10 条参照）に基づいて算出され、前年度の実績がベースとなり、今年度の件数割り当てがなされる⁵⁹。

$$\text{配分比率} = \left(\frac{\text{当該専門機関の品質評価点}}{\text{当該専門期間の前年度の品質評価点}} \right) \times \left(\frac{\text{当該専門機関の前年度の受注件数}}{\text{前年度の委託件数の合計}} \right)$$

×

（当該専門機関の前年度の受注件数／前年度の委託件数の合計）

〔検討結果〕

検索外注の件数は拡大の時期から一定規模に収束する時期への変換を迎えつつあり、競争環境は維持しつつも、より受注安定性が高くなる受注方式の検討が必要ではないか。

特許庁は、登録調査機関の要望を踏まえつつ、登録調査機関にとって、受注予測が立てやすい情報を引き続き提供していくことが必要である。

（５） 区分について

〔関係する調査結果〕

- ・区分集約化の希望⁶⁰。
- ・検索外注に関して、韓国は 3 区分、米国は 8 区分に分類している。韓国は審査官の組織体制に対応し、米国は米国審査官の組織体制には対応していない⁶¹。
- ・民間調査会社は、技術分野の区切りを 3 区分程度に分類している⁶²。

〔検討結果〕

区分設定は調査業務実施者の専門性にかかわり、調査精度に影響を与えるものであるから、審査に資する調査を提供するという意味においては、登録調査機関制度の根幹にかかわっていると見える。登録調査機関にとっても非常に大きな意味を持つ。例えば、参入時に困難性が高いという指摘の多い人材確保の問題は、区分の見直しにより人材の選定の幅が広がり、緩和される可能性がある。他に登録後の受注戦略、対話型検索外注への対応、特定登録調査機関の業務などにも影響を与える。

しかし、現状の区分は、平成 16 年の特例法改正当時の審査室の区分（審査室の区分とは審査処理案件数等のバランス（業務バランス）から規定される部分もある）に合わせて省

⁵⁸登録調査機関ヒアリング

⁵⁹韓国特許庁告示

⁶⁰登録調査機関及び民間先行技術調査会社ヒアリング

⁶¹KIPO、USPTO ヒアリング

⁶²民間先行技術調査会社ヒアリング

令で規定されたものであり、半ば人為的に設けた壁とも言える。またその後の技術の進展もあり、技術的なまとまりとは乖離した部分が生じてきている。結果、参入障壁となっている部分もある

区分の全面見直しは、業務の枠組みが大きく変わってしまう恐れがあり、登録調査機関のニーズを調査した上での見直しをすることが必要ではあるが、根幹にかかわるのは、登録単位としての区分であるから、登録区分と公募時の単位を異ならせるといった運用、例えば登録区分を大まかにする一方、公募時の単位はそれを細分化するなどの方策や、登録区分は純粹に技術的なまとまり（例えば国際特許分類）で策定し、応募区分は審査室との対応とする等も考えられる。区分設定の細かさが日本とは異なっているため、一概に比較はできないが、韓国では指定区分数より公募区分数の方が多くなっている。

（6） 今後の競争環境について

登録調査機関制度は、審査請求のコブが発生する時期を支え、平成25年の目標である審査順番待ち期間11ヶ月の実現を目前にしている。「特許特別会計の収支状況については、先行技術調査の外注拡大、任期付審査官の採用、国際的なワークシェアリング等特許審査の迅速化・効率化の取組みにより、審査処理件数を増加させつつ、支出の効率化を図った結果、今般特許料金の引下げが可能な見込みである。⁶³」と報告されているように、審査の効率化に果たした役割に一定の評価を得ている。さらなる審査の効率化のために今後も貢献すべき制度である。

ところで、上記のように現在、審査請求料の引き下げが検討されている。審査請求料が引き下げられた場合、その引き下げられた金額よりも高い外注単価を許容することは難しい。外注単価が審査請求料を上回っている登録調査機関に対しては、コストダウンを要請することになるであろう。またコストダウンを促進するための施策として、現状においても価格要素として予定人件費単価が順位づけの考慮対象とはなっているが、例えば、外注単価をより重視した受注件数決定方法とすることも選択肢の一つになるかもしれない。しかしながら、外注単価をより重視するとすれば、検索システムの扱いや外注件数割り当て方式の変更など、現在、登録調査機関が問題意識を持っている事項について、早急に改善しなければならない。特に検索システムについては、仕様変更が調査機関には不可避に外注単価のコストを上げる原因となっているという指摘があった。少なくとも登録調査機関自身の責任の範囲外で発生するコストに係る問題は取り除く必要がある。適切な競争環境の元でこそ初めて競争が成り立つのであり、民間企業が登録調査機関に対して参入する意

⁶³産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について（案）」89-91 頁 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tokkyo_syiryou033/01.pdf [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

欲を削ぐ結果にならないよう、競争のための環境を整えることが重要である。

2. 今後の特定登録調査機関の在り方

これまでに述べた各ヒアリング結果、その分析結果、海外調査の結果に基づき、検討を要する項目ごとに述べる。

(1) 検索システムについて

＜参入環境の視点から＞

〔関係する調査結果〕

・登録調査機関用とは別に検索システム、業務場所等の先行投資が必要なのに対し、受注見込みが明らかでない⁶⁴。

〔検討結果〕

特定登録調査機関となるのは、すでに登録調査機関の登録を受けている者に限られるため、原則として、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな法定の要件は課されていない。しかし検索端末等を個別に用意しなければならない運用になっている。ヒアリング結果は、既に検索外注業務用に用意してある設備（検索システム及び業務場所）で特定登録調査機関の業務を行えるようにすることを望む意見が多い。特例法の趣旨にのっとり、参入しやすい環境を整備すべきである。検索外注の検索システムをそのまま特定登録調査機関の業務に利用することについての検討が必要である。

(2) 利用促進とその課題について

〔関係する検討結果〕

- ・特定登録調査機関の調査の質は高い⁶⁵。
- ・質の要求は出願前調査＞審査請求前調査。審査請求前調査としてはオーバークオリティな面がある⁶⁶。
- ・調査して審査請求した場合のトータル料金は民間調査会社を利用するよりは高い⁶⁷。
- ・公開前調査、出願前調査は依頼できない⁶⁸。
- ・調査対象が登録区分に限定される⁶⁹。

⁶⁴登録調査機関ヒアリング

⁶⁵特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング

⁶⁶特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング

⁶⁷特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング

⁶⁸特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング

⁶⁹特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング

- ・民間調査会社は機密性が高い国内出願前の発明に対する調査を受注している⁷⁰。
- ・民間調査会社の顧客が流動客のことは少ない⁷¹。
- ・特定登録調査機関はコンペの位置付けである⁷²。
- ・韓国では指定機関の調査結果を添付すると優先審査が受けられる⁷³。

〔検討結果〕

＜特定登録調査機関の区分＞

調査依頼できる技術が特定登録調査機関の登録区分に係る技術に限定される点に関しては、例えば、特定登録調査機関の区分を登録調査機関の区分と異ならせ、登録調査機関として登録されていない区分に対し登録することを認めるという考えもあり得る。しかし特定登録調査機関の登録に対しては、各区分において調査業務実施者に必要とされる専門知識は異なるところ、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな登録要件を課されていないのは、すでに登録調査期間の登録を受けている技術分野の区分に限られるためである。現在の特定登録調査機関の登録区分は、登録調査機関の登録区分に依存しており、特定調査機関制度単独での登録区分見直しはそのような前提を覆すことになる。すでに述べたように登録調査機関の区分についても検討の余地があり、そちらの検討を優先させるべきではないだろうか。

一方で、現在参入している特定登録調査機関は一機関であることから、特定の出願人しか利用できないという課題も別途ある。これについては特定登録調査機関への参入を促進させることで解消できる余地がある。現在、登録調査機関は登録区分の拡大を図っており、特定登録調査機関への参入が活発になれば、利用できない区分は徐々に縮小されていくはずである。

＜調査の質の高さを活かした利用促進＞

特定登録調査機関の現在の料金水準は、審査請求料の軽減があっても民間調査機関に調査を依頼して審査請求した場合のトータル金額を上回るという指摘があった。一方民間調査会社の料金は、顧客ニーズに合わせて調整させており、例えば、調査範囲を調整してコストを優先する調査メニューを設ける場合や大口の調査依頼に対し減額する場合もある。このように単純に料金だけで両者を比較することはできない。ここでは特定登録調査機関の調査の質に着目した検討を行う。

特定登録調査機関の検索外注の調査と同等であり、質の高い調査を提供している。質を

⁷⁰特定登録調査機関の調査報告を利用した企業ヒアリング

⁷¹民間先行技術調査会社ヒアリング

⁷²民間先行技術調査会社ヒアリング

⁷³民間先行技術調査会社ヒアリング

重視する用途の調査を見極め、そのような調査を特定登録調査機関の調査対象とすることで、現在よりも利用を促進できる可能性がある。先行技術調査には、審査請求前調査以外にも出願前調査や外国出願前調査のニーズがある。また出願人にとって重要な案件について、早期審査のための先行技術調査を依頼する場合は公開前の調査になる可能性がある。外国出願前の調査は明らかに公開前の調査になる。特定登録調査機関は、現在は公開後の出願しか調査できない。一方、民－民契約では機密性の高い出願前調査さえ民間調査会社に外注されている。特定登録調査機関の出願人による利用はまさに民－民契約の範疇である。公開前の出願の調査を認めない積極的な理由はないと考える。さらに出願前調査を調査対象にできれば、出願前調査のニーズは審査請求前調査のニーズよりも高いため、特定登録調査機関の利用は現在よりも促進される可能性がある。ここで、出願前調査への活用については、実務上解決すべき課題がある。第1に、出願前で請求項が確定していない案件の調査対象をどのように確定するかという点であり、第2に、調査の結果請求項を修正して出願したとして、修正がいわゆるシフト補正の範囲と同等である場合に、特定登録調査機関の調査報告を用いた審査ができず、審査官による先行技術調査が必要になる点である。出願前調査については、それらの点を考慮した上で、特定登録調査機関の調査範囲への適用の可否及び審査請求料の軽減措置適用の可否について検討しなければならない。特定登録調査機関の調査の質は十分高い評価を受けている。公開前調査や出願前調査への適用もその一例と言えるが、特定登録調査機関の調査の質に着目し、制度の利用を活発化させる検討が必要である。

<民間先行技術調査会社との競合>

民間先行技術調査会社は、固定客との取引が一般的であり、普段取引のない流動客からの先行技術調査を依頼されることは多くない。特定登録調査機関が広範囲の出願人からの先行技術調査を受注するためには、出願人にとってよほど大きなメリットがなければ利用は進まない。例えばコストは大きな利用動機になりうる。しかし多くの民間調査会社から特定登録調査機関は民間調査会社にとってのコンペティターに該当するとの意見があった。もし審査請求料のさらなる軽減措置により特定登録調査機関の利用促進を図る場合には、民間調査会社との競争を阻害することがないように留意すべきである。

資料編

資料 I

登録調査機関ヒアリング

登録調査機関の参入時に対応が困難だった要件

人材確保について

・ハイレベルな調査業務実施者を一区分 10 人集めること。
・検索外注業務を実施する調査者と民間から委託される調査業務を実施する調査者とは求められるところが違う。登録調査機関業務では、調査が特定の範囲に限られており、その分野における深い経験・知識が要求されるのに対して、民間からの委託業務では、顧客の要望が多様であるため、範囲が定まっておらず、幅広く柔軟に対応できることが必要。
・検索指導者を確保するのは難しい。特許庁 OB 等でないと難しい職務であるが、そのような人材を民間企業が雇用することは容易ではない。
同一の区分に調査業務実施者を 10 人ずつ揃えること。人材の要件は非常に大きな参入障壁となる。人材の要件さえクリアすれば、あとは資本金次第である。
阻害要因と言うほどではないものの、一区分に調査業務実施者を 10 人揃えるのは、チャレンジングであった。
・1 区分あたり 10 人の調査業務実施者を揃えること。
調査業務実施者は、該当技術分野における専門家としての高度な知識及びコミュニケーション力が求められる。そのような人材を 10 人揃えるのは難しい。特に採用時は意識していなかったが、結果として旧帝国大学卒業者が調査業務実施者の大半を占めることになっている。
・しいて言えば、事業開始前に 1 区分 10 人の調査者を確保することが新規参入のバリアであるが、質の高い調査を実施するためには当然のことである。

初期投資費用について

・調査業務用端末の高精細モニター、PC は一般の機器よりはるかに高額である。機器類はリースで調達する。
・参入時の準備段階にコストがかかる。受注の確定前に高額な端末、セキュリティの確保された業務場所を確保しておかなければならない。
・システムの準備費用が高額である。
・設備投資が高額であること。

研修について

・法定研修修了の予見性があまり高くないため、法定研修修了者を登録調査機関としての登録のために設定した目標時期までに揃えるのが難しい。
・現行法等で規定されるすべての参入条件を予め充足していないと参入できないのは厳しいのではないか。法定研修の修了要件が厳しく、受講者が研修をなかなか修了できない現在の運用が前提であるならば、例えば、仮免許のように最初は低いハードルで実地研修できる段階を設け、至らぬ点について特許庁からご指導を受けつつ、徐々に正式参入条件を満たしていくことを許容する制度とすれば良いのではないか。特許庁としても、参入初年度の調査機関における調査者 1 人あたりの処理件数は、参入後数年経過した調査機関における調査者 1 人あたりの処理件数よりもある程度少なくなってもやむを得ないと考えている状況もあるため、上記仮免許のような制度は妥当と考える。

受注について

・受注見込みがわからないと参入しづらいのではないか。
・検索外注業務の公募は例年 12 月に行われるが、登録調査機関としての登録は、入札前に済ませなければならない。登録予定日の前には入札時に申告する予定件数をこなせるだけのシステムを用意し、さらにセキュリティの規定を満たす場所・設備を用意し、予定件数の調査が可能な人数の調査者が INPIT の法定研修を修了していなければならないことになる（一区分につき最低 10 人）。人材に関しては、登録予定区分に関する専門家を 10 人確保するのもさることながら、INPIT の研修が年に 4 回であることと、修了の

予見性が低いことから、かなり余裕を持って募集をかけなければならないのが大変である。また検索外注業務に指定される端末には高解像度の特殊モニターが含まれており、発注から受領まで数カ月程度かかるためシステムについても余裕を持った発注が要求される。12月の公募は次年度の業務に係るものであり、実際の業務開始は公募開始した年の次年の4月からになる。そうすると少なくとも4ヶ月間はシステム、場所、人材に関して投じた投資が回収できない状態となる。以上のようなプロセスを経て参入しても予定件数が希望通り落札できるとは限らないところが厳しいと言える。

投資資金の回収について

・INPITの法定研修受講前にもトレーニングが必要なことから、事前に高額な投資が必要であるが、参入後の投資資金回収がうまくできない。

登録調査機関としての現状の課題及び登録調査機関制度に対する意見

人材について

人材確保	・調査業務実施者の確保が課題である。
	・調査業務実施者の要件からは比較的高コストな人材像となる。それに対し、検索外注業務の契約額を考慮すると高額な給与設定は難しい。以上のような前提で30代～40代の人材を採用しようとすると、給与面で折り合いがつかないことが多く、雇用可能な人材が限定されてしまう。 ・この仕事は審査官が納得できる資料を提供することが要であり、相応の使命感を持った人材ではないと適していないと考えるが、そのような志を持った人材が少ない。
人材高齢化	・調査業務実施者は、一般的に該当区分の技術者OBであることが多く、メーカーで技術者だったときの専門家としての知見を活かして、審査に資する調査を行うことができる。しかし当機関の登録区分で主流となる技術は、技術者OBが現役の頃はメカ分野だったのに対し、最近ではコンピューター分野になっている。例え、技術者OBと言っても、最近の主流技術は専門外であり、技術者OBが調査業務実施者として対応するのが難しい区分となっている。
	・最近では定年前に早期退職して当機関に入社する調査者もいるが、過去に入社した調査者は高齢化しつつあり健康面で心配がある。また調査者の年齢が特定の年齢に偏っているのも、ある時期に熟練者が一気に離職する可能性があり、将来の不安要素である。
シニア人材の有効な再雇用先	・時間経過とともに調査業務実施者の経験が増して能力アップになると同時に平均年齢が上がって能力が低下する面があるため、経験年数を増やしながら平均年齢が上がらない施策が必要である。
	・登録調査機関制度は、シニアの技術者にとっての雇用先として歓迎されており、日本の頭脳の活用として良い制度である。
	・調査業務実施者はメーカーのOBが多い。登録調査機関制度は、そのようなOBが企業で培った技術の知見を活かし、定年後に社会貢献できる制度であり、第2の人生において非常にやりがいのある業務である。シニア人材の再雇用場所としての位置づけは今後とも続けていきたい。
区分あたり人数引き下げ	検索外注業務は、シニア世代の持つ高度なスキルがお客様の満足につながる業務であり、シニア世代の方には、調査者としてやりがいを持って業務をしていただいている。当機関としても、定年を迎えたシニア世代の再雇用を担うとともに、日本の技術の海外流出を防ぐというビジョンを持って経営している。この事業にはそのような側面があるという点を御理解いただき、業界育成の観点で制度設計を検討されたい。
	・現状の最低10名揃えなどの条件を満たすことは容易ではない。但し、この条件を緩和させることによるデメリットを十分検証しない限り安易には変更するべきでないと考えている。
	・区分あたり的人数引き下げが考えられるが、競争はより激しくなると思われる。また引き下げた場合でも、人数設定には留意しなければならない。調査機関が組織的に対応できなくなる程度まで人数を引き下げることは好ましくない。 ・区分あたり的人数を減らして、調査者が数人の企業が数多く参入することになった場合、以下のようなデメリットが生じる可能性がある。 *多くの機関が参入することになり、契約管理などで特許庁の工数が増す。 *調査機関の入れ替えが頻繁になり、審査ノウハウが浸透しづらくなる。

	・参入を促進するなら少ない方が参入しやすい。複数の調査機関のうち、高い質を提供できる調査機関が受注件数をより多く獲得できるので、質は高まるであろう。ただし参入者が多すぎると、調査業務実施者の育成が非効率になる点や契約対応などの事務工数が煩雑になる点が特許庁にとって課題になると考える。 ・参入条件を緩和する方策として、区分当たりの人数引き下げが考えられるものの、現在の件数割り当て方法では、参入者が増えた場合に受注ゼロの調査機関が軒並み発生する可能性がある。一時的に参入者が増えたとしても、受注ゼロの調査機関ばかりになってしまうと、その後の後続参入者がいなくなる恐れがある。参入条件を緩和する際には、件数の割り当て方法の再考も合わせて必要となろう。
その他	・登録調査機関には、検索外注の公募前に、区分ごとの外注可能件数、及び区分ごとに求める調査業務実施者の知識や経験を記した人材要望シートが特許庁から配布される。登録調査機関は、それらの情報を元に応募区分、区分ごとの受注希望件数計画を策定するとともに必要な人材、設備を手配する。しかしそれら情報が特許庁から送付されてから、実際の公募までの期間が短く、人材等の手配が間に合わない。 ・検索外注業務は、実態の業務としては、裁量労働的になっているのではないかと考える。検索外注業務に対して裁量労働が適用されれば好ましいと考える。

人材教育について

法定研修	・INPIT の研修では、調査経験よりも、研究開発などの経験が重視されているように感じる。調査業務実施者は、審査官に対する技術サポートを期待されている面もあると考える。 ・INPIT の研修の修了予見性は低く、登録調査機関への新規参入、区分追加の場合のいずれも人材確保を計画通りに実行するのが困難である。 ・地方でも INPIT の研修を開催していただけないか。 ・地方で登録調査機関として開業しようとする場合、法定研修のための宿泊費／交通費は、研修受講者か、調査機関のいずれかの持ち出しとなる。法定研修を地方でも開催していただけないか。 ・法定研修の地方実施等、東京で受講しなくてもよい方法を検討していただきたい。ホテル住まいで研修を受けなければならないのは、研修受講者にとって負担が大きい。
検索指導者研修	・検索指導者の研修を新設していただけないか。検索指導者は特許庁での勤務経験がない限り、業務遂行が難しい職種であるものの、昨今の事情により元公務員が民間機関で勤務することは容易とはいえない。そこで検索指導者の研修を新設することで、検索指導者を育成することも必要なのではないか。
その他	・件数処理しないといけなこともあり、レベルアップのための時間を取りにくく、人材教育に時間を十分にかけられない。

検索システムについて

仕様更新に伴う課題	・登録調査機関の検索システムの仕様は、4年ごとに更新され、最長でも4年ごとにシステムを入れ替えなければならない。新たにシステムを納入する時期が仕様制定の直後でない場合は、次のシステム入れ替えまでの年数が短くなる。やむを得ない事情等で、仕様制定から3年経過後にシステムを納入する場合、1年しか使用できずリース費用も高額になる。現運用においてシステムに係る経費が高くなってしまいうのは、調査機関には不可抗力の面があると考えます。 ・特許庁が指定する検索端末のハードウェア、ソフトウェアの仕様はおおむね4年ごとに改定され、例えば登録調査機関の登録初年度が仕様作成から3年経過していると、次年度には検索システムを総入れ替えしなければならないことになる。仮に仕様が制定されたばかりのときにシステムを入れても、システム更新せずに済む期間は最長4年にとどまる。システムをリースする場合、更新までの期間の短さから高額なリース料となる。それに加えて保守料はシステムのリース料よりもさらに高額である。 ・検索端末等は4年で更新するため、従来4年ごとに償却されている。このため当機関のリース資産が4年ごとに大きく増加、減少を繰り返しており、事業継続する上でのリスク要因となっている。
-----------	--

投資高 額	・ 検索端末が高額であり、資本金に占める割合が高いこと。
過剰投資 リスク	・ 100 名分の仕事を受託した翌年に、80 名分の仕事しか受託できなかったような場合も、端末が余ってしまいその分のコストを負担しなければならない、事業リスクとなる。 ・ 既存区分の受注規模を維持しつつ、新たな区分に参入する際は、新区分の登録に先だってシステムを導入しなければならない。しかし新区分で受注ゼロとなってしまうと、システム導入費用が回収できない点が大きな経営リスクである。
調達方法 変更の 提案	・ 区分登録のための登録要件のうち、検索端末等については計画を提出するだけで登録要件を満たしていると判断しても良いのではないか。その分投資リスクが軽減されて、参入が相対的に容易になると考える。 ・ 検索端末等についてはリースからレンタルに変更する等の配慮をご検討いただければ幸いである。 ・ 検索端末は、特許庁がリースで入手し、登録調査機関が受注件数に応じた台数を特許庁からレンタルされる仕組みとしても良いのではないか？ ・ より安価な検索端末を用いたり、例えば特許庁の仲介により登録調査機関同士で検索端末を融通しあえる仕組みを検討していただきたい。
商用デー タベー ス使用	審査官が再サーチするとき、調査機関が閲覧した範囲を除くのが難しくなる。商用データベースの検索範囲をどのように設定するのか、また、特実検索業務用 P C でどのように検索可能とするのか検討する必要がある。 調査業務実施者の役割には、審査官の手足として審査官の業務の一部を分担することがあるため、審査官が使用するデータベースと異なるデータベースを使用したのではこの役割を果たせなくなり意味がない。 商用データベースでも審査官データベースと調査結果は同一になりうると考えるが、審査官データベースは操作性が優れている点が有利である。また審査に供する調査には、トレーサビリティが要求されると思われる。

受注について

競争激 化	・ 参入機関数、参入区分数が拡大方向になっており、複数の登録調査機関による同一区分での競争が激化している。 ・ 登録調査機関間の競争があり、複数区分で対応しないと、所望数を落札するのが難しくなってきた状況である。 ・ 件数が減少し、以前よりも競争が激しくなっている。事業の安定性を持たせるのが本事業の課題である。 ・ 今後は公募件数が減少することで登録調査機関の間の競争はますます激化し、希望件数を受注できないリスクが高くなる点が問題と考える。受注ゼロのリスクを回避するためには、複数区分への登録が不可欠であろう。
外注件 数の割 り当て 方法	・ 現在の外注件数の割り当て方式は、評価により受注数が大きく変動する方式となっている。登録調査機関の能力が向上して質の差が小さくなると評価順位が変動しやすくなり、受注件数は不安定化する。 ・ 選定会議で劣位した場合の受注件数「ゼロ」は、調査者という専門職を抱える企業としては過酷すぎる。わずかな評価の劣位で大きく受注数が変動するのは厳しい。 ・ 登録調査機関の受注順位は、調査業務の質的評価のみにより決定されるが、受注単価も考慮すべきと考える（受注単価が高ければ、一人当たりの調査業務実施者が処理する件数を少なくすることができ、質を向上させることができるため）。
滞貨減 少後	・ 区分毎の受注件数の 2、3 年先の推移が予測しづらいため、先行投資の判断が難しい。任期付き審査官の動向は、検索外注に何らかの影響を与える可能性があり、予想をより難しくする要素になっている。今後の受注予測に苦慮する点は、既存の参入者に対して影響があるだけでなく、参入予定者にとっても参入に踏み切れない要因になるとと思われる。

	・現在はまだ審査滞貨が12ヶ月以上ある。しかし、審査滞貨が12ヶ月未満になったとき、年度初めに特許庁と検索外注業務について契約する時点では、その年度内に特許庁が外注可能な件数（登録調査機関の年度受注件数）が確定していないことになる。 ・審査待ち案件のコブの減少や、出願・審査請求の減少にともなう仕事量の減少が不安である。
	・審査請求待ちの件数を減らすのが本業務の目的だが、将来審査待ち件数が無くなってきた場合のビジネスモデルがどうなるのか気がかりである。

収益と経費について

採算性への疑問	・国が民間企業（登録調査機関）に、赤字になりやすい態様で、事業を委託するのは問題ではないのか。出資企業は出資先の企業が赤字になることに敏感であり、赤字経営は許されない。 ・技術の高度化・複雑化に伴い業務の難度が上がっているのに対し、単価が下がっている状況。
	・参入当初から利益の上がる事業とは考えていなかったが、参入から年数が経過するにつれて、契約条件がますます厳しくなっており、収益性の見込めない事業となっている。
経費	・登録調査機関が実際に費やしている経費と特許庁が認める経費とを一致させるようにしないと、調査機関は事業を継続的に行うことが難しくなる。
	・現在認められている一般管理費の上限でさえも、十分とは言えないため、一般管理費の削減を迫られることになった場合に対応に苦慮するであろう。
	・契約のベースとなる見積書に利益の項目を含められるよう検討していただきたい。

区分見直しについて

・現在の区分は、類似技術が別区分に分かれている場合がある。そのような区分は集約していただきたい。一方で、同一区分に関連性が高くない複数の技術が含まれる場合もある。区分とそれに含まれる技術の関係を見直し、違和感のない区分構築とすることが望まれる。複数の類似技術が同一区分に集約されれば、重複登録を省くことができ公募対応しやすくなる。
・当機関が担当している複数の区分は、かなり技術的に近い区分となっている。このように技術的に近い区分については、見直して同一区分とするのが好ましい。
・類似技術が別区分になっている場合がある。そのような区分については、一つの区分に登録していれば、他の区分でも検索外注業務を実施できる仕組みにするのはどうか。 ・従来はテーマコード別に調査者がアサインされていたが、最近はテーマコード別にアサインされることはなく、1人の調査者が担当する技術分野は拡大している。
・登録区分を集約して減らすことは考えられる。調査者に現在特許庁が求めている当業者レベルの専門性は薄まる可能性があるが、幅広い知識での検索が可能となることも考えられる。

・区分が集約化すると調査精度は低下するが、運用の柔軟性が増す。区分が細分化すると調査精度は増すが、運用の柔軟性が低下する。 ・現在1つの区分が複数の審査室にまたがる場合があるので、少なくとも区分と審査室の対応を1：1としていただきたい。 ・1つの登録区分に含まれる案件群は、技術テーマに関連付けされた複数のテーマコードごとに分けて管理されている。また特許庁からの検索外注の発注は、2ヶ月に一度ずつ、年6回に分割して行われる。従来は審査滞貨件数が多かったため、特許庁は年度当初に、その年度内に処理するテーマコードごとの件数を決めることができた。さらに、各発注時期の案件群に含まれるテーマコードごとの件数を予め決めておくことも可能だった。調査機関は、各発注時期ごとのテーマコード件数が予め分かれば、発注時期ごとに、誰に、どの技術分野を、何件ずつ担当させれば良いか計画することができる。つまり調査業務実施者の専門性と負荷を考慮した業務計画に沿った業務の遂行が可能になる。ところが、最近では1回の発注あたりに含まれるテーマコードごとの件数は、発注されてみないとわからない状況になっている。調査業務実施者の専門性を考慮して、案件の担当を決めるのは難しい。おそらくこれは、審査滞貨が減少し、テーマコードによっては外注可能件数が不足し、どの時期の発注にどのテーマコードを含めるのか、特許庁もコントロールするのが難しくなっているためと思われる。しかし、このような状況下では、同一区分内とは言え、調査業務実施者は、専門外のテーマコードの調査を強いられることになる。その結果、調査業務実施者に過大な負荷がかかったり、サーチ精度が低下したりする恐れがある。またテーマが合わないことでサーチ精度が落ちると、調査機関の評価も低下してしまう。調査業務実施者に高度な技術専門性を要求しているにも関わらず、技術専門性が発揮できない状況が生じるのは好ましくないと考える。	
--	--

業務遂行上の課題について

対話型 検索外注	・対話型検索外注への対応は難しい。過去に対話専用人材の設置を検討したが、断念したことがある。
	・知識が十分であっても、審査官の質問に対し的確に答えられる者でないと務まらない。知識・経験はあってもコミュニケーション力の欠如のために応答がうまくできず審査官からの評判が芳しくない調査者はこの業務を続けることができない。
	・調査業務実施者はシニア世代の方が多いのが現状である。健康問題の観点からも、対話型納品の機会を地方で設けていただけないか。
	・地方所在の企業の利便性の観点では、対話型外注をTV会議で実施することなども検討していただきたい。
	・地方在中の調査機関は、出張ベースで特許庁に赴くため審査官と対話するときにスケジュールをぎりぎりに詰めていて余裕がない。
審査官の ラッキ 対応バ	・審査官によって業務の要求レベルが異なっている。
	・審査官が調査業務実施者に求めることができる要求作業レベルが標準化されていない。 ・調査業務実施者の調査結果は、審査官により評価される。A～Dのいずれかのランクが個人別の評価結果として付与され、定期的に調査機関に通知される。評価結果は登録調査機関の受注順位に影響するので、評価の妥当性は担保されなければならない。
案件の 度 難	・請求項の増加や技術の複雑化に伴い、1件を処理するための工数が増大している。
その他	・年度当初に年間計画を作成しているが、契約件数を当初人員だけでこなすのは難しく（例えば思いがけない病欠などがあるため）、年度の途中で新人を投入して対応しているのが実情である。
	・現在の運用では、契約件数以上調査しても検収していただけず、受注数±ゼロの件数を納品することが求められる。調査対象案件や調査処理能力は日々変動する可能性がある。例えば、出願人が調査対象の案件を取り下げる場合や、調査者が病欠する場合などでそれらは変動しうる。一方で、契約数を下回る件数しか調査できないと、次年度の受注に悪影響が出る可能性がある。そこで、年度末に処理件数が減少側に振れそうな事態が発生すると、処理を急ぐあまり、処理数が契約件数を超えてしまうことがある。しかし上記のように契約件数以上調査しても検収していただけない。以上のように年度末は処理数に関して非常にシビアな管理が求められている。契約件数を超過したとしても、ある範囲内に収まるのであれば許容していただきたい。

	・以下のような事務処理等には改善の余地があるのではないか（個々の作業の工数はそれほどでないとしても、同様な作業が複数存在することで煩雑なものとなる） (1) 案件データに審査官のアクセスを可能にするためだけに、週に数回、対話案件を事前報告しなければならない点。 (2) 納品データごとに個別にデータ変換が必要な点。 ・ 検索端末はインターネット接続できないようになっている。検索外注業務には必ずしも要求されていないが、審査に資する調査の性質から、必要に迫られて非特許文献の調査をすることがあり、不便に感じている。 ・ ソフトのバージョンアップに当たって問題が発生することがあり、業務に支障が出ている。
--	--

その他

・ 民間の活力をうまく利用するためには、厳しい運用ルールを緩和して、民間企業が工夫できる余地を残す仕組みとすることも必要なのではないか。登録調査機関の業務で蓄積したスキルを、他に展開可能とする運用ルールをご検討いただきたい。例えば、（アクセスログは記録されており、不正はできないので）審査官端末の用途限定を緩和することにより、登録調査機関が持っている質の高い調査を他用途にも活用できる可能性がある。
・ 新規区分に参入する際の他社との競合状況について、従前よりも可視化が進んできたが、未だ分かりにくい点があり、参入のリスクになっている。 ・ 受注件数をきちんとこなすと同時に検索報告書の質を維持向上するために、調査業務実施者の能力向上が肝要である。
・ 現在の外注件数の割り当て方式は、評価により受注数が大きく変動する方式となっており、質的競争力を強化する必要がある。

特定登録調査機関の参入環境、特定登録調査機関制度に対する意見

検索システムについて

個別に用意	・ 全体的にフレキシビリティを欠く仕組みである。 ・ 検索外注業務とは別に検索端末を揃える必要があるが、検索外注業務の検索端末をそのまま特定登録の業務にも利用できるようにしたほうが参入しやすい。
	・ 特定登録調査機関の業務に用いる検索端末は、検索外注業務とは別に用意しなければならない。また業務実施場所も検索外注業務とは分離しなければならず、個別に鍵のかかる場所を用意しなければならない。受注規模が大きくなると、OA 関連設備にかかる費用と釣り合わない。 ・ 検索外注業務の検索システム（特にデータベース）を特定登録調査機関の業務でも使えるようにして欲しい。受注見込みが難しい特定登録調査機関の業務専用に検索システムを用意するのは、余分なコスト負担になる。
	・ 特定登録調査機関の業務では、検索外注と同等の品質が要求されることから、検索外注と同様に審査官端末による調査が要求される。特定登録調査機関においては、登録調査機関用の端末とは別の端末を用意する必要がある上、アプリケーションプログラムの使用料もかかる。需要が明確でない業務に対して投資することはできない。
	・ 特定登録調査機関としての業務で用いる端末は、登録調査機関としての業務で用いる端末とは個別に用意しなければならない。また顧客を新たに開拓しなければならない点は、民間調査会社の業務と同様である。そうすると初期投資が必要な分、特定登録調査機関としての業務は参入が難しいと言えよう。
	・ 登録調査機関用とは別に、検索システム、調査場所等の先行投資が必要なのに対し、受注見込みが明らかでないこと。受注見込みが立たない限り参入できない。
	・ 特定登録調査機関の業務とは別に設備投資が必要なこと。

データの制限	・検索システムの使用に当たって特定登録調査機関の業務は検索外注業務に比べて、例えば、データの一部（古いデータ）は特定登録調査機関の業務には使えないという制約がある。
--------	--

受注について

顧客獲得の見込み	・参入への意欲はあるが、調査対象が審査請求前の調査に限定され、また区分も限定されるのはデメリットである。それでも、ある程度受注見込みが立てられる可能性があればよいが、見込みがない場合は、参入が難しいと考える。
	・当機関が参入している技術区分にて対象となる顧客は、特定技術に関する大手メーカーが中心となる。一方、特定技術に関連する技術区分は当機関が担当している区分以外に複数あり、これら顧客からは特定技術に関する全区分が対象とならなければ仕事を出す意味が薄いとの指摘を受けており、当面参入する予定はない。
	・データベースの使用料により調査単価が高額になってしまうこと、検索は自社内で行う出願人が多いことなどから顧客を獲得できる見通しが立たず、参入は困難と考えている。
	・新規顧客獲得などを含め受注が不安定である。民需は景気の波に左右されやすい。
調査価格	・特定登録調査機関の運用コストに見合った調査料金は比較的高額になる。それに対し、現在設定されている軽減額では、出願人に対するコスト面での訴求が難しい。
	・特定登録調査機関の業務にはコストがかかるため、現在の審査請求料軽減額では、価格面で魅力を出すことができない。

調査時期等について

・顧客ニーズは様々で、理解しやすい簡便な報告書・説明など顧客に応じたフレキシビリティが必要であり、顧客満足度を高める調査・報告の工夫が必要。 ・顧客の特許業務において先行技術調査を必要とするタイミングが開発時など上流化し、審査請求時の再調査ニーズが薄い。出願人のニーズは出願前調査の方が高いと考えている。 ・外国出願にはコストがかかることから、調査精度が高い外国出願前調査のニーズはあると思われる。しかし特定登録調査機関の業務は公開済案件の調査に限られており（調査時期は出願から1年半以降）、外国出願のための調査（調査時期は出願から1年未満）はできない。 ・特定登録調査機関の業務は民-民契約に基づく業務であり、出願人が望むならば、未公開の出願について特定登録調査機関が調査できるようにしても良いのではないかと。

人材について

・検索外注業務は余力なしで行っているため、調査業務実施者に特定登録調査機関の業務を兼任してもらうこともできない。また需要があるかどうかかわからない業務に人材を集めることはできない。
・調査業務実施者を別途雇用しなければならない。

その他

・検索外注業務と特定登録調査機関の業務を掛け持ちしている調査者の業務管理に苦慮する。さらに事務員も検索外注業務で手一杯であるにも関わらず、特定登録調査機関の業務のために顧客対応する工数が発生している。 ・特許庁から出願大手企業に対して、特定登録調査機関による調査の活用を指導して欲しい。 ・特定登録調査機関の参入に要する初期投資と民間需要の不確かさを考慮すると、特定登録調査機関とし

ての業務より、むしろ民間調査会社としての業務を行う方が良い。

登録調査機関であることが検索外注業務以外の業務にどのように影響するか

・未だ業務開始して日が浅いので具体的な影響度は不明だが、当機関の信用度アップに貢献していると考えている。
・審査官が実際にデータベースをどう利用するか把握できることにより、システム強化などユーザー利便性の向上につながっている。
・登録調査機関であることを売りにするには、登録調査機関の存在が周知されていることが条件になるが、それほど周知されていないと思われる。
・登録調査機関の看板は他事業にあまり波及していない。
・登録調査機関は、審査に資するハイエンド調査を提供する調査機関であり、一般の出願人から依頼される調査業務の実施にあたり、顧客の信頼を確保する決め手となっている。
・検索外注業務以外に関連事業も行っているが、それぞれの事業は業務内容が密接に関連しているため、相乗効果を発揮している。
・どのような影響があるかわからない。
・登録調査機関の看板が民間の出願人等に信頼され、当機関のビジネスに好影響を与える可能性はあるかもしれない。
・当機関は登録調査機関としての業務を通じて特許庁側の審査ロジックが把握できる。そのあたりは民間出願人等にもアピールできると考えられる。
・シニア人材を積極活用している点が企業姿勢として評価されていると考える。

一般の出願人から受注する調査業務と特許庁から受注する調査業務の違いは何か

・現在、一般の出願人からの調査は受託していない。
・特許庁の場合、調査者に所定要件有り、調査範囲は決められた範囲、ツールは審査官端末である。民間需要の場合、調査者の要件無し、調査範囲は顧客の要望に基づき変化する。例えば外国特許文献、非特許文献についての調査を希望される場合もある。
・特定登録調査機関の業務と検索外注に関しては、法制度の趣旨に則り、同一の調査実施方法、同一品質レベルとなる。しかし特定登録調査機関の業務の顧客ニーズは様々で、理解しやすい簡便な報告書・説明など顧客に応じたフレキシビリティが必要である（特定登録調査機関の業務の報告書に対する顧客のニーズは審査官のニーズとは異なる）。
・出願人は出願した案件を権利にしたいのが前提である。明らかに特許にならない案件だけを審査請求否と判断し、特許性がグレーゾーンの案件は審査請求して審査官の判断に委ねることも考えられる。このように明らかに特許にならない案件の選別を目的とした場合の調査は、特定登録調査機関の業務のレベルまでは要求されない可能性もある。
・出願人から受託する調査の場合、本願発明に関係している先行技術を挙げるだけで良い。特許庁から受託する調査の場合、拒絶理由通知の論理構成を理解した上で先行技術を挙げなければならない。

一般の出願人から受注する調査業務の料金はどのように設定するか

・個別設定している。内容や顧客の要求仕様に応じて金額は異なる。顧客から単価を指定される場合もある。
・原則特定登録調査機関の業務は検索外注業務と同じ内容であり、手順・負荷も同等であるから、特定登録調査機関の業務の料金は、検索外注業務に準じて設定されることになる。

登録調査機関としての将来の事業像

・今後受注が伸びそうな区分に登録すること。
・登録調査機関としての活動を通じてスキルを蓄積して、調査に関わる他事業に参入すること。
・引き続き現在担当している技術区分を中心に強化していきたい。他区分についても当機関の能力が生き

る分野での参入を模索していきたい。 ・規模を拡大することにより、間接経費の割合を相対的に低下させるよう努力したい。 ・民間の調査機関の業務を行う予定はない。
・現在は、特許庁の外注可能件数を下回る件数にしか対応できていない。外注可能件数分の処理数に近づけるようもう少し体制を整える予定。可能な限り赤字を抑えつつも、特許庁への協力事業的な色彩を帯びつつある。
・複数区分の登録を目指す。
・検索外注業務をメインに優秀な人材を揃え、特定登録調査機関としての業務で差別化をはかり、第3の業務で知財サービス分野を広げる。 ・我が国の特許審査制度の維持に不可欠な地位を確立する。
・対応区分を増やし、人材を複数の区分間において柔軟に動かせるようにする。
・登録調査機関の将来は、特許庁が本事業の今後をどうお考えになっているかに大きく左右される。本事業に対する将来像を明確にしていきたい。 ・さらに質を向上させる努力をする。
・今後、検索外注の受注件数が減少した場合は、一般の出願人から依頼される調査を行おうと考えている。
・特許庁で出している区分ごとの人材二ーズに合致した人材を採用する（特に将来性がありそうな区分を重点的に）。 ・既に雇用している調査業務実施者に複数区分の資格を取得させ、資格を持っているひとつの区分で件数が少ない場合でも、別の区分とあわせて一人前の件数を確保することで、サーチャーの業務量・報酬の安定につなげる。 ・外国案件への対応（技術範囲の理解に際し原文にあたる必要があるため、語学ができる調査者の採用）を強化する。

民間先行技術調査会社ヒアリング

民間先行技術調査会社の業務形態

資本金

資本金	
1,000万円以下	8社
1,000万を超え2,000万円以下	7社
2,000万を超え5,000万円以下	2社
5,000万を超える	3社

資本	
独立系	18社
子会社	2社

事業内容（調査事業以外）

翻訳
翻訳
翻訳、外国出願
翻訳、派遣、リバースエンジニアリング
外国の特許権・商標権・意匠権の出願代理、技術翻訳、商品開発支援、コンピュータプログラムの開発
外国出願、情報サービス、翻訳
外国出願、翻訳
国内外特許出願
データベース販売及び開発、翻訳
特許管理ソフト販売開発
情報サービス
情報サービス
データ提供、翻訳、外国出願、知財コンサルティング、ソフト・システムの開発
調査研究、明細書作成支援、知財マネジメント、エンジニアリング
知財戦略、派遣
模倣品対策等の知的財産サービス
（調査事業のみ）
（調査事業のみ）
（調査事業のみ）
（調査事業のみ）

調査に対応している技術分野

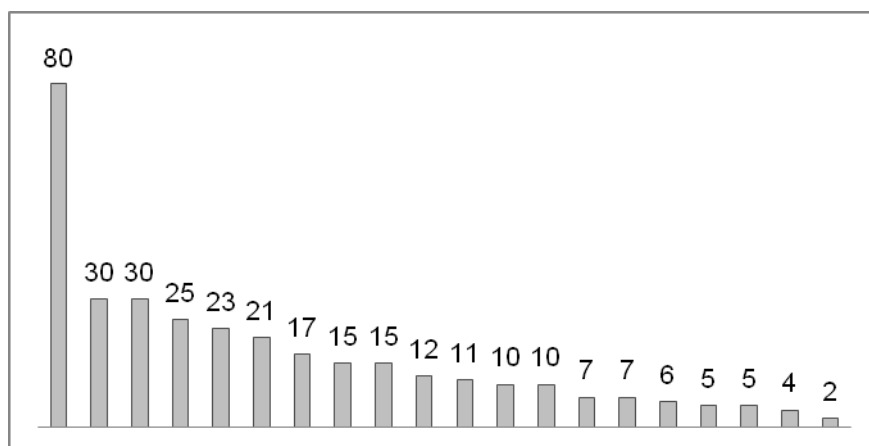
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
全分野
薬品以外

薬品を除く全分野
医薬バイオ以外
化学薬品バイオ以外
化学やバイオは外注している。それ以外は内部で対応
食品、バイオ、繊維、紙以外
情報通信技術が主
電気電子、情報通信技術が主
各種自動車部品
医薬バイオ食品材料

技術区分について

・現在、スタッフを専任にしているのは医薬・バイオのみ。 ・スタッフ固有のバックグラウンドは重視するが、なるべく違う分野にもチャレンジしてもらうようにしている。トレンドに合わせていくためには、狭い範囲にとどめておく訳にはいかないからである。
・当社では、大分類として、技術区分を機械／電気電子情報通信／化学で区切っている。調査者の担当技術分野は、さらに細分化した管理をしており、担当者ごとのテーマコード対応リストを作成している。1人の調査者が担当するのは、少なくとも2以上のテーマコードになっている。調査者は経験を積むことにより、原則として大分類の範囲内で、対応するテーマコードの数を増やしていく。
・当社における技術区分は、「機械系／電気系／化学系／バイオ系／その他」である。
・当社では技術分野を以下の区分に分けて扱っている。機械/電気・電子/ソフトウェア/光学/化学バイオ
・技術区分を電気電子/機械/化学に分けて扱っている。
・技術分野は化学、機械、電気電子に区別しているが、さらに細分化すると次のカッコ内のように区分しており、当該区分が各調査者がそれぞれ担当する技術区分である。 化学（有機・無機・高分子）、機械（駆動系・それ以外）、電気電子（アナログ、デジタル）
・情報通信、電気電子、機械を専門とする調査者がいるが、上記各分野を他分野の調査者が行うこともある。
・調査部門は化学バイオ、機械電子の2部門。審査状況やウォッチングなどの知財情報について調査する部門も備える。
・当社では技術分野を以下のように区切っている。 機械・材料系 医薬・化学・バイオ系 電気・IT系
・分野は以下のように区分している ①（物理・光学・半導体・電気・電子・機械・自動車）/ ②（薬学・遺伝子工学・有機化学・無機化学・工業プロセス）/ ③（情報処理・通信・医療・ビジネスモデル・生活関連） 各区分において、専門分野ごとに担当する調査者が決まっている。
・登録調査機関の区分より一のサーチャージャーが担当する技術分野は広い。現在の技術分野の設定で審査に供する調査にも十分対応できると考えている。
・1人のサーチャージャーが担当する技術分野の範囲は、登録調査機関の区分より広い。民間調査機関は海外や非特許文献など広い範囲を調査しており、そこで得た知識は、変化に柔軟に対応できる体制を導いていると考える。
・1人の調査者がカバーする技術分野は登録調査機関の区分より広いが、カバーできる技術分野の範囲は属人的であり、調査者によってまちまちである。調査者の適性を見て担当技術範囲を定めている。

調査者数



調査者の採用条件

理工系大卒以上、技術/知財経験者優遇。
理工系大学卒以上、調査業務経験 3 年以上。
面接重視、学歴としては、テクニカルなバックグラウンドを求めている。 調査に係る当社の事業規模は大きくはないため、新卒よりは即戦力となる中途を望む。
知財担当者もしくは調査経験のある者（狭い分野限定でなく広い分野に対応できる人材を望んでいる）
・技術、特許制度、英語、面接に関する試験をする。 ・採用に際し実績と経験は重要視している。 ・人材は大学の先生から紹介を受けたり、人材バンクを活用したりもする。
・メーカーでの開発経験もしくは特許事務所での経験がある方。 ・当社で作成した特許調査に関するテストに合格した方。・正規：技術経験、外国語、IT スキルを求める ・個人事業主：技術経験を求める ・新卒も採用している。
・正規：技術経験、外国語、IT スキルを求める ・個人事業主：技術経験を求める ・新卒も採用している。
・基本は理系出身者であること。 ・中途は経験者を採用条件にしている。 ・新卒も採用している。
・正社員：新卒 英語力を求める。 ・外注者：経験を求める。年齢は不問。ただし応募者はほぼ 50 代以降。
・もっとも重視しているのが技術分野に対する知識。
以下職歴、年齢、スキルの順で考慮する。
・技術に素養のある方。
・高専卒以上（技術的なバックグラウンドは少なくとも必要という意味で）、さらに海外顧客への対応のため語学力も重視。
・正社員は、①各専門分野において基礎学力があり、②英語力もある人。③知財データベース検索経験があればもっと良いが、必ずしも問わない。④パソコンの使い方のうまい人④将来伸びると思われる資質のある人。 ・非正規の人材は、検索経験が豊富でセンスのある人。
・学歴不問。20 代～30 代が望ましい。 ・特定技術に関する専門知識よりも、顧客の技術に関して幅広く理解することが重要である。そういった意味で、応募者の専門知識は、必ずしも当社が求めるところと合致しないため、あまり重視していない。 ・調査の種類、顧客ニーズは様々であり、対応能力の高さを調査者の能力として求めている。 ・調査業務は多くの文献の読み込みが必要な業務であるが、文章に対する能力は、文系出身者の方が優れていることが多い。従って対応力さえ備えているならば、文系出身者でも務まる可能性がある。

・ 30 歳以下。経験不問。
・ 大卒以上 年齢 40 歳以下 職歴、スキルは問わない。
・ 学歴、職歴等は特に制限していないが、トライアル試験の合格を条件として採用する。
・ 技術系学科を卒業した新卒も採用している。
・ 採用は、大卒者がほとんどである。理系ばかりでは無い。
・ 知人紹介、人材紹介等
・ 非開示

特許事務所等との協業

・ 特許事務所が出願相談を受けた発明に関して事務所内では調査工数が足りないとき、専門外の技術分野の発明が弁理士に持ち込まれたときなど、特許事務所から先行技術調査を受けることがある。 ・ 調査結果に基づくアクションに関し、中小企業からコメントを求められたときは弁理士事務所を紹介することがある。 ・ 正式なパートナーシップを締結している訳ではないが、海外の調査会社と協業する場合がある。
なし
なし
なし
なし
なし
なし
なし
なし
なし
関連事務所から調査を受託する。
関連特許事務所は、事務所内で先行技術調査をしている。当社が無効資料調査を行った案件について鑑定などの依頼をすることがあるが、先行技術調査を依頼されることは少ない。 先行技術調査を他の調査会社に再委託することはない。 技術動向調査で他の調査会社から再委託されることはある。
契約まではしていないが、特許事務所と協業している。なお海外事務所とも提携している。
社長が特許事務所の所長を兼任しており、調査、外国出願、翻訳に係る業務をその特許事務所から受注している。
設立当初は同業者との協業が多かった。 特に侵害回避に係る調査の依頼を同業者から受けていたが、リーマンショック後はエンドユーザ向けの事業に再編し、協業は解消した。
先行技術調査の特許事務所から受ける場合がある。 特許事務所に鑑定を依頼することがある。
他社に外注する場合もあるが、事業提携による協業はない。
提携事務所あり。また提携ベースで無い事務所から調査の依頼を受けることがある
当社は、特許事務所から分離した調査会社であり、当該事務所から調査依頼を受けることがある。
特許事務所から出願のための調査や侵害系の調査を依頼される。当社が侵害系の調査を顧客から直接依頼される場合で、鑑定が必要なときは特許事務所に依頼する。
弁理士と協業している。

先行技術調査の顧客像

主に大手企業	顧客は大手企業（機械・電気・化学分野）の固定客であり、中小企業からの調査依頼はない。特許情報フェアの出展や雑誌の広告掲載による営業活動をしている。
	・ 地方企業は地方のサーチ会社との関係が深いようであり、食い込むのが難しい。地方企業からの調査依頼はない。 ・ 顧客はほぼ一部上場大手企業のみ。固定客。 ・ 業種は機械系メーカーが多い。

・大手企業、かつ固定客。大手のメーカーは傘下にサーチ子会社を擁するが、そのような子会社で受け切れなかった調査があれば、メーカーの知財部から直接依頼される調査も含まれる。
・大手企業の固定客。 調査業界の顧客として大手企業の固定客が多いのは、ある程度の量を定常的に受注できることからである。どの調査会社も経営の安定化を図ろうとするのは自然である。
・顧客は大手企業、かつ固定客である。中小企業からの依頼は少ない。 クリアランス調査は流動客から依頼される場合もあるものの、先行技術調査について流動客から依頼されることは少ない。 リーマンショック後、先行技術調査に関して、国内調査は自社内で実施する顧客が増えたが、海外調査では外注は継続されている。
・大手企業、固定客 ・調査子会社を有していても子会社では対応できない業務を委託される。
・大手企業1社(系列企業を含む)が中心。業種は自動車部品全般。
・通信キャリア、固定客。
・自動車、電機業界、医薬・バイオの大企業で固定客が多い。第三者の紹介で業務を受けることや海外からの依頼が増えてきている。 ・調査業務の再委託を受ける場合もある。再委託は以下のような理由で発生していると考えられる。 (1) 大手調査会社でも特定の専門技術分野の人を多く抱えているわけではなく、必要な時にのみ外注できる孫請け会社の利用は便利である。 (2) 内外の特許調査についてはかなりの経験が必要で、そのスキルを磨くためには不断の実践が求められるが、特許調査のためだけに人を育てる時間の余裕が一般的には少ない。仮に、かなり優秀なサーチャーが社内にも、突発的に生じる重大な調査もあるので、それに手間がとられて、大きなテーマの調査を一定期間内に処理する時間がない。 (3) 調査手法は人によって異なるので、短期間に納期厳守で処理しなければならない場合、万一に備え外部のサーチャーにも依頼して品質を補完する。
・大手企業の固定客が多い。大手企業からの先行技術調査のニーズとしては出願前調査の依頼が多い。 ・関東にも関西にも顧客がいる。 ・中小企業支援事業で先行技術調査を当社に依頼する中小企業を除くと、中小企業からの依頼は少ない。
・中小企業支援事業に係る調査を除くと、大手の固定客である。 ・顧客数自体は少なく、古くから付き合いのある顧客と密な関係を築いている。
・大手一部上場企業の固定客が多い。業界は自動車・電池・電力等。 ・数は少ないが特許取得に意欲が高い中小企業の固定客もいる。 ・特許事務所から依頼される調査では、事務所にとっての流動客である場合が多い。事務所における固定客はそれ相応の出願がある顧客が多く、流動客はもっぱら個人・中小企業となり、発明（クレームイメージ）が確定していない場合が多い。そうすると、事務所としては、先行技術を把握してクレームの検討という流れになるため、調査が必須となる場合が多い。 ・当社で開催しているセミナーの聴講者に対して営業活動を行う場合があるが、営業活動の感触では、先行技術調査の潜在需要は高いように思える。
・顧客は大手企業、法律事務所及び官公庁。 ・主に固定客であり、営業活動は特にしていない。
・顧客は大手企業の固定客、国内外事務所、公的機関など。 ・大手企業は調査子会社を有している場合が多いが、子会社と当社を競合させているようだ。そうすることで子会社の調査品質向上を図っているのではないか。また子会社がキャパシティオーバーしたときのバッファとしても当社を位置付けていると思われる。 ・中規模企業で先行技術調査を定常的に外注するところは少ない。 ・技術範囲が狭い事業を行っている会社は、先行技術の状況を自社内で良く把握しており、先行技術調査を外注することはまれである。
・大手製薬会社、政府系機関、特許事務所。いずれも固定客。 ・定常的に取引のないベンチャー企業やTLOなどから飛び込みの依頼を受けることもある。

主に中小企業	・ 中小企業等特許先行技術調査支援事業の対象となる中小企業。 ・ 先行技術調査は単価が安いと、一定の数量を受注できないと売り上げにつながらない。 ・ 中小企業の場合、業務を継続的に依頼する固定客化することはあまりない。
	・ 当社は地域企業に密着した活動をしており、顧客は主に中小企業の固定客である。一顧客当たりの依頼件数が少ないことから顧客数は多くなっている。 ・ 当社は知財戦略事業の一部として知財コンサルティングを行っており、その業務の過程で調査を依頼されることもあるが、ほとんどの調査は顧客側からの依頼に基づくものである。 ・ 中小企業支援の先行技術調査が縁で、当社の定常的な顧客となった中小企業もある。
	・ 顧客は固定客であり、営業活動はあまり活発にしていない。 ・ 顧客の規模は大企業ではないが、特許業務についてワークフローが存在している企業。 ・ 中小企業から飛び込み調査で依頼されることはほとんどない。
主に特許事務所	・ 7割が特許事務所（固定客）。 ・ 事務所から紹介された企業（主に中小企業）。 ・ クリアランス調査は大企業からの依頼が多い。 ・ 調査会社からの再委託は受けていない。（元請で簡単に調査処理できない「難件」が対象とされることも多く、単価の高い専門の人間を充当させる必要がある等により、利益率が低下することが多いため、孫請けはしていない）
その他	動向調査を受託した会社から先行技術調査を依頼されることもある。単発の調査を依頼する顧客もいるが、依頼には波が大きい。

受注規模

先行技術調査受注総件数 (平成 21 年度) 降順	先行技術調査の受注件数の推移
2000	・リーマンショックで減少したが V 字回復した。 ・リーマンショックのときは、外注ゼロになった顧客もあった。 ・先行技術調査に限っては、出願人内部での調査環境の充実に伴い、調査需要は増えないと考える。特許データベースを購入する出願人は、発明者に先行技術調査をさせるために購入している。
1400	・自発取り下げに対する審査請求料返還制度の影響で、先行技術調査が増えた時期がある。
1200	・リーマンショック以降依頼が減少した
1000	・2005～2009 年は略 1000 件で大幅変動なし。2009 年は 3 割減。
800	・先行技術調査の依頼は増えている。特に出願前調査が増えている。
680	・2009 年はリーマンショックの余波で減少した。市場全体でみると拡大方向になっていると考える
592	・リーマンショック以降、多少影響を受けたが現在は回復している。
472	・先行技術調査に係る受注は、今までのところ右肩下がりに落ちてきている。要因は景気低迷の影響で出願人が調査を内部で行うようになったためと思われる。
350	・ここ 3 年あまり変わっていない。従来顧客の件数減があったものの、新規顧客の件数を増やして減少分を埋めることで、受注件数を一定に保つことができた。
225	・増加傾向にある。リーマンショックの時も受注件数は減少していない。
137	・増加傾向
100	・非開示
99	・微増している。
54	・リーマンショックの時は劇的に受注が減ったが、その後、急速に以前の水準に回復した。しかしトータル件数はリーマンショック以前より微減となっている。
48	・ほぼ同レベルで推移。
35	・調査事業を開始したのが数年前であり、参考になるデータはない。
12	・増加している（起業当初は調査数が少なかったことも影響している）。
10	・リーマンショック後減少した。 ・先行技術調査の受注数は出願数の変化とほぼ同期している。 ・特許事務所も仕事が減少し、内部で工数が余っていることから調査外注のニーズも減ったように思う。特許業界全体で人材の余剰感がある。
非開示	年々件数は増大している。
非開示	ネット上の無料データベースの充実や調査子会社による調査が増えたことで最近では減少している。

各調査の比率（平成 21 年度）		
* 先行技術調査件数比率が高いデータから降順		
技術動向調査：先行技術調査：無効資料調査：クリアランス調査		
各調査の件数比率		各調査の売上比率
1	先行技術調査 90% 、 技術動向・クリアランス 10%	先行技術調査 80% 、 技術動向・クリアランス 20%
2	4： 88 ： 6： 2	20： 45 ： 30： 5
3	先行技術調査 80% 、残りはほぼ無効資料調査	非開示
4	5： 80 ： 5： 10	40： 40 ： 10： 10
5	5： 70 ： 20： 5	5： 45 ： 45： 5
6	10： 68 ： 10： 12	22： 14 ： 8： 26
7	1： 67 ： 6： 23	11： 30 ： 11： 38
8	7： 63 ： 7： 12	33： 21 ： 14： 28
9	5.6： 48.6 ： 33.3： 12.5	6.0： 5.1 ： 70.3： 18.6
10	40： 40 ： 10： 10	10： 30 ： 40： 10
11	37.4： 39.9 ： 3.2： 19.5	46.5： 12.3 ： 13.2： 28.0
12	7： 35 ： 3： 5	30： 30 ： 20： 20
13	0： 1 ： 1： 1	0： 20 ： 30： 50
14	5： 20 ： 40： 35	6： 8 ： 46： 40
15	先行技術＞無効資料＞技術動向及びクリアランス	技術動向・無効資料・クリアランス 80%、先行技術 20%
16	非開示	10： 20 ： 10： 60
17	非開示	5： 9 ： 15： 71
18	非開示	技術動向及びクリアランス 60%、 無効 30%、その他 10%
19	非開示	先行技術＞無効資料＞クリアランス＞技術動向
20	非開示	先行技術＞無効資料

* 技術動向調査：パテントマップ、定点観測など）

* 先行技術調査：出願前、審査請求前、外国出願前等における、自社特許の権利化可能性に係る調査

* 無効資料調査：登録特許の無効性、他社公開特許の権利化可能性に係る調査

* クリアランス調査：自社技術テーマの他社特許侵害に係る調査

先行技術調査実施時期別の件数比率

先行技術調査実施時期別の件数比率（平成 21 年度） ＊出願前調査件数比率が高いデータから降順 出願前：審査請求前：外国出願前	
各調査の件数比率	
100：0：0	国内出願前調査件数比率が多い
95：5：0	国内出願前調査件数比率が多い
90：5：5	国内出願前調査件数比率が多い
85：13：2	国内出願前調査件数比率が多い
80：15：5	国内出願前調査件数比率が多い
80：10：10	国内出願前調査件数比率が多い
60：30：10	国内出願前調査件数比率が多い
60：20：20	国内出願前調査件数比率が多い
60：0：40	国内出願前調査件数比率が多い
50：0：50	国内出願前調査件数比率が多い
30：70：0	審査請求前件数比率が多い
40：60：0	審査請求前件数比率が多い
40：40：20	
0：95：5	審査請求前件数比率が多い
1：1：1	
30：70：0	審査請求前件数比率が多い
国内出願前＞審査請求前	国内出願前調査件数比率が多い
中小企業支援は審査請求前であり、国内出願前、外国出願前は少ない	審査請求前件数比率が多い
0：0：100	外国出願前件数比率が多い
非開示	不明

調査ツール

HYPAT-i
HYPAT-i、JP-NET
HYPAT-i、NEF-NET2
HYPAT-i、欧は esp@cenet
IPDL、INPIT の審査官端末
JP-NET SRPARTNER
JP-NET（JP-NET の収録範囲より古い文献の調査が必要な場合は Focus-J も利用する）
JP-NET、HYPAT-i、SRPARTNER 等
JP-NET、NRI サイバーパテントデスク
JP-NET、PATLIS
PatBase、SRPARTNER
SRPARTNER
SRPARTNER、TotalPatent、STN、JDreamII
SRPARTNER が主、化学分野は STN。
STARPAT（日米欧 PCT）、ATOMS、NRI サイバーパテントデスク、SRPARTNER、PATLIS
StarPAT、JP-NET
PATLIS、自社開発の調査用ソフト（非公開）
PATLIS、HYPAT-i、JP-NET など
国内：CKS Web、PATLIS、NRI サイバーパテントデスク、SRPARTNER
海外：PatBase、MicroPatent

国内調査は、社内データベースを中心として、商用データベースも使用している。外国調査は、PatentWeb、PatBase、DWPI、CAPLUS など多数のデータベースを利用している。

先行技術調査の調査範囲

・国内公報
・国内公報
・国内公報
・国内公報
・国内公報
・国内公報
・国内公報
・国内公報
・国内公報 ・母集団は 100～200 件となることが多い。
・日本特許・実新 1983 年発行～。
・先行技術調査関する限り国内公報が対象である。
・先行技術調査に関する限り、主として国内公報が調査範囲になる。
・調査範囲は日本の公報が中心。よほど特殊な技術でない限り、日本の公報内の調査で十分と考えている。
・国内公報 ・化学物質の構造に関する調査は、顧客側で済ませてから、当社に調査を依頼されるので、STN 等を利用した検索は当社ではあまり行わない。
・調査範囲は日本の公報が中心。よほど特殊な技術でない限り日本の公報内の調査で十分と考えている。
・化学分野でも同様であり、CAS を用いると先行技術調査としては調査範囲が狭くなりすぎる。
・顧客の戦略に応じて、検索対象は国内公報だけの場合もあれば、海外公報を含む場合もある。
・外国公報を対象とするかどうかは、依頼人の要望によるが、外国出願を前提としている場合は、日米を調査対象とする場合が多い。
・国内公報が基本の調査範囲。 ・外国出願前調査に関しては、顧客の依頼に基づき、US 特許も調査範囲にする場合がある。 ・欧州特許、非特許文献の調査需要は少ない。 ・外国出願する案件は、外国特許文献についても調査を依頼される。戦略的に重要な案件は、国内出願前に US 特許も調査対象として依頼されることが多い。 ・近い先行文献が抽出されても、母集団の範囲は必ず最後まで閲覧するようにしている。より適切な文献が未閲覧の束に含まれる可能性があるからである。
・顧客ニーズに応じて異なる。例えばニーズに応じ以下の異なる範囲での調査をしている。 ①先行技術調査：過去 10 年日本の公報 ②侵害回避の目的を同時に満たす用途の調査：日本過去全部 ③US、EP、PCT も含む場合：特に多いのは、医薬・バイオ、自動車、電子等。
・基本は国内公報。学術色の強い分野は非特許文献も調査範囲とする。・金額によるが調査母数は 200～1000 件の間。
・政府系機関の外国出願支援に係る調査では、外国特許文献、非特許文献も調査対象に含まれるため、それらの範囲も調査対象に含めている。

調査料金

・ある程度まとまった数をオーダーする顧客の場合、単価を固定にする場合がある。
・外国文献を含む調査の場合、案件ごとに料金は異なる。
・医薬バイオについては、調査に用いるデータベースの費用が高額なことから内容に応じて個別料金としている。
・技術の難易度、専門分野により、特許 1 件のボリューム、即ち、理解及び検索・調査に要する時間、報告形式も影響する。
・調査料金は予め設定した時間単価に対し、調査に要する時間をかけて算出した金額である。
・ある程度数の依頼する顧客の場合、予算計上の都合から固定料金が好まれる。

・固定料金の場合、工数に応じた金額とすることはできない。そこで検索母集団の数を予め見積もり、案件によらず母集団の件数が均一化するようにしている（1 件当たり約 200-300 件）。ただし、案件によっては、母集団が 1,000 件くらいになってしまうときもある。 ・固定料金だが、納期が長く設定される場合は、割引している。 ・日本＋外国特許文献が調査範囲になる場合は割引している。 ・調査依頼件数が多いときにも割引している。
・請求項数、技術分野、テーマの困難性に応じて料金は異なる。視覚的に把握できる技術はスクリーニング工数が少ないが、文章を良く読み込まないと理解できない技術はスクリーニング工数が大きくなり料金も高くなる。
・固定料金
・固定料金
・固定料金
・固定料金だが、国内調査のみの場合と外国調査がある場合で料金を変えている。
・検索式とデータ出力形式により料金は異なる。特許公報以外の文献は実費。
・請求項の数、スクリーニング件数、報告書の形態（クレームチャートまで必要か否かなど）で料金を変えている。
・基本は固定料金だが、請求項数が所定数以上になる場合、その分は別料金である。
・基本は固定料金だが、難解な技術、構成要件が多い、外国文献・非特許文献が調査対象、特殊なデータベースを用いる場合など、調査に要する時間が通常よりかかる場合、実費がかかる場合は、案件に応じて個別に金額を設定する場合がある。
・検索条件等に制限をつけた上で固定料金としている。 ・請求項数、観点数（出願前調査は請求項が存在しない状態での調査になる）によっては別料金となる。
・固定料金及び変動料金 ・変動料金の場合の変動因子は、調査目的、技術難易度、母集団の数、調査範囲（期間、対象公報、分類等）。料金は時間チャージで算出する。
固定料金であるが、以下の 2 メニューあり。 A: 日本特許・実新 1983 年発行～ 公報 100 数十件 B: 日本特許・実新 1983 年発行～ 公報 数 100 件 US 公報も含む
・出願前調査は固定。審査請求前調査は変動、変動因子は請求項数
・定額料金制と変動料金制の 2 通りがあるが、事前に固定の金額を取り決めている企業もある。変動料金とするときは、母集団の規模及び調査内容の難易度などで料金が異なる。
・時間単価に調査に要した時間を乗算した金額。 ・化合物の構造調査をする場合、DB 使用料をさらに実費として加算する。
・請求項数、報告書の形式、調査母集団数に応じた変動料金。
・料金は技術分野、母集団によって異なる。要するにテーマの工数を見積もり、時間単価で金額を算出している。
・変動料金が基本だが、大手顧客は固定料金としている場合もある。時間チャージで料金を算出する。

海外からの依頼

・海外特許の無効資料調査依頼がある。 ・特許事務所、調査会社経由で依頼される。 ・最近は何月に 6-8 件。
・無効資料調査に関して法律事務所から依頼がある。調査の種類を問わず企業から直接依頼されることがある。
・海外事務所経由で依頼される場合も、企業から直接依頼される場合もある。訴訟に関わる無効資料調査の依頼が多く、先行技術調査を依頼されることはない。

・欧米から無効資料、クリアランス調査の依頼がある。 ・依頼は企業から直接されるが、過去に当社を利用した事務所等から紹介されることが多いようである。 ・無効資料調査では、例えば US 公報で調査しても良い資料が見つからなかったときに、日本についての調査が検討され、当社に依頼する流れのようである。
・海外企業から直接依頼されることも、法律事務所を介して依頼されることもある。内容はクリアランス調査や訴訟が関係する無効資料調査が多い。
・直接依頼される場合も、紹介者を通じて依頼される場合もある 最近は無効資料調査を依頼されることがある
・無効資料について月に 1 件程度依頼がある。自国の文献等について調査し、結果が芳しくない時に依頼されるようである。訴訟が関係することが多く、納期は短い。
・依頼されたことがある。 ・無効資料調査とクリアランス調査が半々である。 ・海外事務所を通じて依頼されることが多い。 ・企業から直接依頼される場合もある。
・依頼されたことがある。 ・依頼は無効資料調査がほとんどである。 ・クリアランス調査は対面でないと受けることが難しい。 ・事務所からの紹介よりもホームページを見るか、口コミで当社を探すことが多いようである。当社は海外の展示会などでも営業活動をしており、その活動が効を奏している。 ・良い結果を出すと、リピーターとなって、次の仕事も依頼されるようになる。
・外国特許の無効資料調査依頼を受けたことがある。 ・依頼は外国企業から直接された。
・特許事務所経由で企業名を明かさずに依頼されたことがある。 ・依頼内容は外国特許の無効資料調査。
海外の大企業から日本の大企業と訴訟関係にある特許の無効資料調査の依頼を 30 件程受けたことがある。担当者が直接来社して話をした。どのようなルートで当社を見つけ、打診してきたかのは不明であるが、ホームページを見たか特許事務所に紹介されたかのいずれかと思われる。
・海外企業から調査を受けたことはある。ただし依頼される頻度は少ない。 ・国内もしくは海外の特許事務所経由で依頼された。 ・先行技術調査、無効調査のいずれもあった。
・外国企業からも調査依頼は来る。全体の 0.1% 程度。外国からの依頼は、特許の他、意匠、商標もある。特許文献だけでなく、一般文献の調査もある。
なし。 打診は良くある。対象は先行技術調査もあれば無効資料調査もある。複数の調査会社に合いみつをとって費用を比較しているようである。
・打診されたことはあるが、実際に業務を受託したことはない。
ほとんどなし
なし
なし
なし

今後の事業展開

海外展開
海外展開（非英語圏、特に中国とのコネクションを重視）を考えている。
・顧客、調査対象とも ASEAN に注目しており、ASEAN に関係する業務を拡大したい。 ・直近では中国への対応をすすめている。
・世界の動向に注意を払いつつ、JP および US 以外の国に目を向けている顧客をサポートする事業をしていきたい。

・当社の関連特許事務所は、明細書の執筆を依頼されると調査費用は無料にするサービスを提供している。昨今では知財部員を減らしている企業もあることから知財部員が少なく調査にまで手が回らない企業のサポートをしていきたい。 ・件数および質の両面で調査能力を増大させるとともに、海外調査や現地での調査に対応できるようにしていきたい。
・グローバル経営時代に適合した情報分析等動向調査にシフト ・そのための内外、外内の調査ができる国際人の教育 ・中小企業に対する知財調査観点からの支援業務拡大
・特許調査は個人仕事の側面が強いが、組織的な業務遂行のための体制構築に今まで注力してきた。組織的業務はある程度実現できたので、今後は規模の拡大をしていきたい。 ・日本の大企業は、組織力を活かし、海外の訴訟などにも柔軟に対応している。ところが日本の調査会社は変化に対応できていない面があり、海外調査等に関しては、日本の大企業も現地に依頼するのが一般的となっている。日本の大企業が安心して海外調査等を委託できる外注先は、国内に絶対に必要である。当社はそのような外注先を目指して日々活動している。
親会社の事業グローバル化への協力の強化。親会社の国内外グループ会社への協力の強化。新規事業のための情報分析業務の強化
・業務スタイルを大きく変える予定はないが、さらに質をあげて顧客を増やしたいと考えている。
現在のビジネスを進めながら、5年で売上を2倍にすることを目標にする。
当社は調査の他に特許解析ソフトを開発・販売する事業も行っている。それらの事業を連携させ、特許調査の結果を解析するビジネスをより推進していきたい。
・経済状況など環境変化に対応できる経営への転換を図る。 ・電子図書館を始めとする特許DBの利用が増え、調査会社の数も増えて飽和気味にあるので、今後は自動検索ソフトの開発等、独自ノウハウを生かした製品開発に注力し、調査業務自体は縮小の予定。 ・海外から受注したいのはやまやまだが、そのためには、例えば外国語に対応できる調査者の雇用などが必要になる。受注見込みが立たない状態で投資をするのは難しいため、海外展開は当面考えていない。
特許網を構築するためのコンサルタント業務の展開
・中小企業支援事業の無料先行技術調査以外の件数を増やしたい。 ・調査事業は、顧客からの受注に頼る受身の側面が強いが、今後はよりコンサルティング事業に注力し、顧客および当社の双方にメリットのある業務を積極的に創出する活動をしたと考えている。
今後は、DB調査、知財研修、人材紹介事業の他に、翻訳業、年金管理、訴訟対応、コンサルタント業務を行いたい。
一般的に調査会社による業務は、創出後の発明等を扱うことが多い。今後は、企業において発明創出より上流側の業務、具体的には、経営企画部門などにおける知財サポート事業に進出したいと考えている。
知財以外の業務への進出
・特許サービス事業について、顧客ニーズ、プロジェクトのフェーズに合わせて成長させていく。 ・登録調査機関制度が小規模企業向きに更新されれば、条件によっては参入を検討したい。
登録調査機関になることを目指すが、現在の参入条件では当分不可能と思われる。

登録調査機関の参入環境について

人材確保について

・最低10名の優秀な調査担当者を確保するのが困難。
・1区分10名揃えるのが困難である。
・調査者を区分ごとに10名以上揃えること
・1区分あたり10名以上の規定はクリアするのが困難である。
・1区分最低10名の条件は苦しい。
・10名以上の調査者を揃えるのが困難である。

・1区分10名の調査者の確保。
・1区分あたり10名以上の規定はクリアするのが困難である。10名ぴったりという訳にはいかず、スペアの人材も採用しなければならない。
・規模が小さい企業にとっては、区分ごとに10名揃えること自体が難しい。 ・10名がINPITの法定研修修了者でなければならず、法定研修の厳しさを考慮すると、人材に関する要件はクリアするのが困難であると考ええる。 ・1区分あたりの人数引き下げを望む。
・調査者を1区分10名揃えること。一の技術区分あたりに10名の調査者を揃えることは、民間調査会社ではありえないことである。 ・参入条件は緩和するべきであろう。具体的な項目として区分あたりの調査者の人数引き下げは必要だろう。参入条件を緩和しない限り、民間の調査会社が検索外注業務に参入するのは難しいと考える。
・区分ごとに10名の調査者を揃え、維持すること。 ・1区分あたりの最低人数を少なくして参入しやすくして欲しい。
・1区分につき10名の専門家確保と維持が困難。 ・例えば調査業務実施者を5名程度にするのはどうか。
・調査者を1区分10名揃えるのは大きなハードルである。 ・民間調査会社が登録調査機関に参入しやすい環境とするのであれば、1区あたりの調査業務実施者数を2～3名程度にする。

研修について

既存事業との両立	・INPITの法定研修は、受講区分の技術分野における技術者としての経験が非常に重視されると聞いている（例えば面接でもそのような質問がされる）。しかし、調査実施者として認定される条件は、研修において所定課程を修了することであり、特例法でも「科学技術に関する事務（研究を含む。口において同じ。）に従事した経験」を問うているに過ぎない。現在の運用によれば、調査業務の経験が長く、十分な調査能力を備える調査者であっても、登録調査機関の調査を行うことは難しくなってしまうのではないか。
	・研修期間を考慮すると、既存の事業に従事している人材を用いて、既存事業を回しながら参入することは難しい。また当社内で単一の固定業務に限らず、複数業務を担当してもらう可能性に鑑みると、法定研修を修了した調査者のスキルが、当社の他業務にて要求するスキルと合致しない場合があり、法定研修終了者を中途採用して参入するのも容易ではないと考えている。法律で規定される人材を新規に採用し、新たな会社を立ち上げる覚悟でないと参入は困難であると考えている。
	・INPITの研修期間中は人材が拘束され、その人材による企業活動を行うことができないのは苦しい。
	・民間調査会社は、少数精鋭で経営している。既存事業に従事する調査者にINPITの研修を受けさせると、既存事業の維持が難しくなる。少なくとも既存事業の調査者で検索外注事業に参入することは、事実上不可能であろう。
	・既存事業を保持しつつ参入するのは困難なことから、先行技術調査に実績がある企業であっても、新たに登録調査機関専門の部署を作って、立ち上げることが要求される。
	・現在の枠組みでは、別会社を仕立てるのと同レベルの投資が要求され、リスクが大きすぎる。そこで、例えば、予備参入期間を設けるなどして、段階的に本格参入に導くような仕組みとすることはできないか？具体的に、本格参入の要件を充足しなければならない期間として所定期間を設定し、当該期間を予備参入期間とする。当該予備参入期間も検索外注業務は実施可能で、業務を実施しながら全ての要件充足までの準備を並行して進められるといった仕組みが好ましい。
開 地 方 催 方	・INPITの法定研修が地方では受けられないのは、地方企業にとっては不利であり、地方での開催も考えるべきではないか（地方の調査会社の場合、受講者の宿泊代も負担する必要がある）。
研 修 期 間 用 費	・研修期間は長く、費用も高い。法定研修は、登録調査機関に参入するための研修なのだから、無料または特許庁が負担することも考えられるのではないか。
	・研修にかかる時間及び費用。
	・研修期間が長すぎるのではないか。
	・研修期間が長い。

初期投資費用について

・登録調査機関への参入を検討しているが、総じて高額な初期投資及び人材確保は民間調査会社にとっては高い参入障壁になっていると考える。
・何といっても初期投資費用が高すぎる。
・初期費用が高すぎるのではないかな。
・高額な初期投資。
・初期投資が高い。
・初期投資（INPIT の研修費用含む）が高額である。
・参入を検討したことがあるが、参入時に高額な投資をするリスクに見合うだけのメリットが得られないと判断し断念した。 ・端末を特許庁からのレンタルにしたらどうか。
・企業経営の観点では、検索外注の調査業務実施者の教育に要するコストや設備投資などの先行投資は、3年程度で確実にペイするようになっているのが好ましい。
・総じて高額な初期投資が参入の阻害要因になっている。 ・専用端末の費用も高額である。 ・参入を検討したが断念した経緯がある
・社員研修、ダブル画面の端末導入、家賃等かなりの初期投資が必要
・専用端末の費用も通常の PC と比べて著しく高額である。
・検索システムの費用
・検索システムに係る高額な初期費用が参入の閾値を高めているのは確かである。

子会社が参入できない点について

・資本関係に依存した参入制限（非子会社要件）は見直しても良いのではないかな。例えば、自己及び子会社の特許出願に加え、親会社の特許出願についても、調査不可とする運用を採用する。そうすることで、登録調査機関の中立性を満たすことができる。
・調査機関に求められるべきは調査能力そのものであり、システムや子会社は参入条件として見直されるべきである。親会社の事業分野に関する調査については、より高い品質の調査が得られる可能性が大であると考え。 公平性の観点から「子会社でないこと」という条件が存在していると思うが、より高い品質の調査は、公平性の問題を解決するものであると考える。

受注について

・国からの委託業務は、単価は安いものの、ある程度の量を定期的に受注できる可能性があるのはメリットである。ただ特許庁がホームページなどで開示している情報は、受注見込みについて言及していない。調査機関にとっても大きな決断が必要なビジネスなので、受注見込みについて見通しを明らかにしていなければ幸いである。
・参入しても受注数がまったく担保されない点は厳しい。

採算性への疑問

・元々利益を追求できる事業でないため、収支がゼロで済むなら協力したい気持ちはあるが、赤字になるのは困る。
--

対話型への対応

・対話型への対応が難しい。
・対話型検索外注への対応。地方所在の場合難しくなる。

調査件数

・1人の調査者あたりの担当件数が多い。

参入に一定のメリット

・民間調査会社は、景気に左右されやすく、計画的に事業を遂行するのが難しい場合もあるが、登録調査機関では、調査の質さえ高レベルに保てば、安定した受注が得られるため、経営の観点からは魅力的である。
・特許庁からの委託業務は、総受注額は大きくなる可能性がある点は魅力であるが、波が大きいのであまり依存し過ぎると経営が不安定になる。 また、設備投資の要件と審査が厳しく、添付書類が多く煩雑である。
・登録調査機関の看板は、民需に対して一定の営業メリットを得ることができると思われる。ただし民間調査会社の顧客である大手企業は、調査機関の得手不得手を十分把握した上で、各機関を目的に応じて使い分けられているのが実態なので、万能な看板にはならない。

参入否定的

・工数のかかる調査業務は、経営が圧迫される。調査の売上げ増加のために経営努力するよりも、別分野（ソフト等）の経営努力をする方が経営効率が良いと考慮できるので無理して参入する状況に無い。
・当社は登録調査機関とは企業体質が異なるので参入は考えていない。ゆえに登録調査機関の要件については、特にコメントはない。
・現在、特許庁の審査は滞貨が少なくなってきた。また出願件数がさらに10万件ほど減少することもあながちあり得ない話ではない。そうなったときに特許庁が外注する先行技術調査の件数も相当数減少するであろう。また特許庁が自ら先行技術調査を行うことも予想される。登録調査機関も5-10年後は特許庁から委託される先行技術調査業務だけでは経営が成り立たなくなってくると考える。以上を考慮すると今から登録調査機関に参入するのは得策でないと考えている。

委託件数割り当て方式

・評価の結果、受注ゼロになりうる現行受注方式では規模の小さい企業は不利であり、何らかの見直しが必要ではないか。

区分

・技術には、汎用的な技術と専門的な技術があるが、汎用的な技術に係る区分に対しては、より広範囲とすることが可能ではないか。
・現行の登録区分はかなり細分化されている。登録区分をもう少し集約しても審査に資する調査は十分ではないか。
・現在39ある区分をもう少し集約する。
・登録調査機関の技術区分がより集約されても審査に耐えられる調査はできるのではないか。

商用データベースの使用について

・ F タームや FI などの特許分類による検索が主体であれば、審査官端末を用いずとも商用データベースによる調査でも対応できるのではないかと、例えば市場に投入されている商用データベースのうち、特許庁が指定したデータベースを検索外注業務を行うためのツールとして用いるようにすることも考えられるのではないかと。
・ 調査ツールを商用データベースにし、システム要件を緩和する可能性もあるのではないかと。

特定登録調査機関について

・ 特定登録調査機関による調査は、審査請求料の軽減措置付き（約 20%減額）であり、既存の調査会社の事業を圧迫する恐れがある。民間の調査会社と特定登録調査機関の間で競争環境の公平性が満たされているかどうかチェックすることは必要である。
・ 特定登録調査機関はコンペであり、参加者が増えると当社の業務に影響が出るかもしれない。
・ 特定登録機関が多くなると審査請求料の軽減措置があるだけに顧客がそちらに流れる心配がある。特に特定登録調査機関に大手が参加するのは脅威である。
・ 特定登録調査機関による先行技術調査が活発化し過ぎると、民間調査会社に流れている調査ニーズを削ることになりかねない。今後もし特定登録調査機関の業務が興隆した際には、既存の事業者を圧迫しないような政策的判断が必要であろう。
・ 現在は 1 社しか参加していないが特定登録調査機関への参加者が増えるのは脅威になり得る。
・ 特定登録調査機関が一般出願人の先行技術調査を多数受託する状況になった場合、業務拡大のための新規顧客開拓には影響がでるかもしれない。ただしそのような状況になっても当社が現在行っている既存ビジネスの枠には影響しないと考える。
・ 当社に限らず民間の調査会社は固定客を相手にしているビジネスであり、特定登録調査機関の参加が増えてもあまり影響はないのではないかと。
・ 資本が独立系の企業が特定登録調査機関に参加しても、一般の出願人から確実に受注を得る見込みがたないことから、メリットは薄いのではないかと。

特定登録調査機関の調査報告を利用した企業に対するヒアリング

A 社

＜Q1. 先行技術調査のニーズに関して＞
Q1-1. 国内出願前に先行技術調査を行っていますか？ —はい
Q1-2. Q1-1. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ —調査の結果に基づき、権利範囲を予測することで、出願要否の判断に利用する。 さらに技術の重要度に応じて、外国出願要否および出願国等の戦略構築に利用する。
Q1-3. 「国内出願前」の先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ —原則は内部で調査する。工数の関係で一部についてのみ外注している。 年間を通じての外注件数は予め決めており、計画的な業務の範疇で外注を活用している。
Q1-4. 「国内出願前」の外部民間調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 —b. 質、料金とも標準的であれば良い。 理由：戦略の基礎とするためある程度高い質を要求するが、外注件数が多いため高額な料金は好ましくない。
Q1-5. 国内出願後、審査請求前に先行技術調査を行っていますか？ —はい（一部について）S
Q1-6. Q1-5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ 比較的重要な案件については、審査請求前調査を行う場合もある。 出願前調査を全件行っているので、出願の一部について行っている。 —審査請求前調査は、拒絶1回分と同等という位置づけである。このタイミングで調査することで、拒絶回数もしくは補正回数を減らすことができ、早期権利化、コスト削減に寄与する。 なお、出願前調査だけでは、未公開の先願調査に未対応となってしまうが、審査において先願が引用されることはあまりなく、通常案件については実用上は出願前調査だけで十分と考えている。
Q1-7. 「国内出願後、審査請求前」の先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社、特定登録調査機関のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ —いずれの実施者も審査請求前調査を行う実施者である。全出願のうちの一部であるため、件数はそれほど多くない。
Q1-8. 「国内出願前、審査請求前」の外部調査機関による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 —b. 質、料金とも標準的であれば良い。 審査請求前調査の質に関する要求レベルは、国内出願前より高いとは考えない。ただし安かろう悪かろうでは調査の意味がない。
Q1-9. 国内出願後、外国出願前に先行技術調査を行っていますか？ —はい（一部について）
Q1-10. Q1-9. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ —外国出願には費用がかかるため、権利化見通しなどを確実にする。
Q1-11. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ —以下の理由から全件内部で実施している。外国出願の判断時期は、国内出願からそれほど時間が経過しておらず、国内出願の担当者が引き続き担当することが多い。担当者が出願前調査が十分でなかったと判断した場合にフォロー的な位置づけで実施する。例えば、国内出願時点では、出願日の確保を優先させ、

外国特許調査にまで手が回らなかったときのフォローなどである。
Q1-12. 「国内出願後、外国出願前」の外部民間調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 ―外注していないので該当しない。
Q1-13. 国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、国内出願後、もしくは外国出願前に再度先行技術調査を行っている場合、なぜ再度先行技術調査を行うのですか？ ―担当者が出願前調査が十分でなかったと判断した場合などに、フォロー的な位置づけで実施する。例えば、国内出願時点では出願日の確保を優先させ、外国特許調査にまで手が回らなかったときのフォローなどがある。
Q1-14. 平成 16 年の審査請求料改定の前後で貴社における先行技術調査の態様に変化があった場合、どのように変化したかお聞かせ下さい。 ―戦略上必要な案件は、料金の増額に関わらず権利化しなければならない。そういう訳で審査請求料金が高くなったからといって、審査請求要否の判断基準は変更しなかった。ただし基準の運用は厳密にするようにした。
<Q2. 外部調査会社の活用実態に関して>
Q2-1. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、外部民間調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査者を切り替えているのですか？ ―内部のリソース不足を補う目的で外注を活用しているが、外注によって調査の質が落ちるのは好ましくない。そこで、分類等が十分整備されて検索式を立てるのが容易な技術や、理解が容易な技術など、外注しても調査結果は変わらないと思われる案件から外注している。
Q2-2. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部民間調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのですか？ ―該当せず。
Q2-3. 先行技術を依頼する外部民間調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて3つ挙げてください。 ―質、柔軟性、費用の順に重視する。柔軟性には、技術理解、納期、処理件数、報告形態などのファクターが含まれる。なお、当該ファクターが調査会社側の都合で変更できない場合は、依頼者側での調整が増えることとなり、依頼者としては依頼しづらくなる。

B 社

<Q1. 先行技術調査のニーズに関して>
Q1-1. 国内出願前に先行技術調査を行っていますか？ ―行っている。
Q1-2. Q1-1. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ ―特許性の確認のため。
Q1-3. 「国内出願前」の先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ ―内部、外部民間調査会社の両方で調査を実施している。発明者は発明についてよく理解している。外部は調査能力が高い。基本は社内で全件調査（発明者）するので、外部民間調査会社を使うのは再確認のため。
Q1-4. 「国内出願前」の外部民間調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 ―b. 質、料金とも標準的であれば良い。
Q1-5. 国内出願後、審査請求前に先行技術調査を行っていますか？ ―早期審査請求をするとき行っている。

Q1-6. Q1-5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ — 早期審査請求を行うときは、調査結果を事情説明書に記載する必要があるため。
Q1-7. 「国内出願後、審査請求前」の先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社、特定登録調査機関のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ — （早期審査請求を行う前、）外部民間調査会社に依頼している。調査結果を事情説明書に記載するための、調査結果の質を求めるため。
Q1-8. 「国内出願前、審査請求前」の外部調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — b. 質、料金とも標準的であれば良い。
Q1-9. 国内出願後、外国出願前に先行技術調査を行っていますか？ — 行っている。
Q1-10. Q1-9. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ — 外国出願する案件は重要度が高いため。
Q1-11. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ — 調査能力が高いため、外部民間調査会社を活用する。
Q1-12. 「国内出願後、外国出願前」の外部民間調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — b. 質、料金とも標準的であれば良い。
Q1-13. 国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、国内出願後、もしくは外国出願前に再度先行技術調査を行っている場合、なぜ再度先行技術調査を行うのですか？ — 国内出願前の調査は、発明者の大まかなアイデアが公知か否かであるのに対し、外国出願前の調査は、日本出願クレームの発明が公知か否かであり、調査対象が異なるため。
Q1-14. 平成 16 年の審査請求料改定の前後で貴社における先行技術調査の態様に変化があった場合、どのように変化したかお聞かせ下さい。 — 特に変化はなかった。
< Q2. 外部調査会社の活用実態に関して >
Q2-1. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、外部民間調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査者を切り替えているのですか？ — 原則、全件社内で調査を行うが、社内調査結果に満足できない場合、改めて、外部民間調査会社による調査を行う。
Q2-2. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部民間調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのですか？ — 非該当。
Q2-3. 先行技術を依頼する外部民間調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて 3 つ挙げて下さい。 — 費用、品質、納期

C 社

< Q1. 先行技術調査のニーズに関して >
Q1-1. 国内出願前に先行技術調査を行っていますか？ — 行っている。
Q1-2. Q1-1. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ — 明らかに新規性、進歩性のない発明の出願防止のため。

Q1-3. 「国内出願前」の先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ —内部で調査する分は、技術者、知財担当者がそれぞれ同一案件を調査している。一部は外部民間調査会社に依頼。 （理由）技術者、知財担当者双方で調査することにより、調査精度の向上や発明内容を充実させるため。また、技術者の他社特許調査の意識付け、知財担当者の調査能力の向上のため。 なお、内部実施者による調査数の方が外部民間調査会社に依頼する数より多い。
Q1-4. 「国内出願前」の外部民間調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 —c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 （理由）当然、質は高い方が良いが、主な目的が、重要性の低い案件、明らかに新規性、進歩性が無いと思われる案件等の先行技術調査の社内コスト削減にあるため。
Q1-5. 国内出願後、審査請求前に先行技術調査を行っていますか？ —行っている。
Q1-6. Q1-5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？ —審査請求する出願を厳選するため。
Q1-7. 「国内出願後、審査請求前」の先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社、特定登録調査機関のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？ —外部民間調査会社 （理由）対象件数が多く内部調査コスト削減のため。
Q1-8. 「国内出願前、審査請求前」の外部調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 —c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 （理由）当然、質は高い方が良いが、主な目的が新規性が無い、進歩性が低い案件を抽出するためである。
Q1-9. 国内出願後、外国出願前に先行技術調査を行っていますか？ —行っていない。
Q1-10. Q1-9. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何ですか？
Q1-11. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部民間調査会社のいずれの実施者が行っていますか、またそのような実施者としている理由は何ですか？
Q1-12. 「国内出願後、外国出願前」の外部民間調査会社による先行技術調査の料金に関して、貴社のお考えに近いのは以下のいずれですか、またその理由は何ですか？ a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。
Q1-13. 国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、国内出願後、もしくは外国出願前に再度先行技術調査を行っている場合、なぜ再度先行技術調査を行うのですか？ —国内出願前調査の時点では、未公開だった先願への対応。 ・国内出願前調査では、調査が不十分だった場合のフォロー的な位置づけ。 なお、国内出願前および審査請求前のいずれの場合も、重要案件については外国特許も検索対象にして調査している。
Q1-14. 平成 16 年の審査請求料改定の前後で貴社における先行技術調査の態様に変化があった場合、どのように変化したかお聞かせ下さい。 —全件審査請求前調査を行うようになった。
< Q2. 外部調査会社の活用実態に関して >

Q2-1. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、外部民間調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査者を切り替えているのですか？ —案件の重要度とコストのバランスをみて切替え。重要案件は内部で調査している。
Q2-2. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部民間調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのですか？ —審査請求前調査は、内部コスト低減のため。
Q2-3. 先行技術を依頼する外部民間調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて3つ挙げてください。 —コスト、調査精度、納期

特定登録調査機関の活用実態に関して（3 社分順不同）

<Q3. 特定登録調査機関の活用実態に関して>
Q3-1. 外部民間調査会社に先行技術調査を外注する、特定登録調査機関に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査者を切り替えているのですか？ —特定登録調査機関は、トライアル的に活用しただけであり、用途に応じて使い分けている訳ではない。
Q3-2. 特定登録調査機関の利用による審査請求料の軽減（約 20%）は特定登録調査を利用するインセンティブになっていますか？ —なっていない。
Q3-3. 特定登録調査機関の調査報告の質は、外部民間調査会社や、自社で先行技術調査を行う場合と比べてどのような水準にありますか？ —分野、人によって質が異なるので、一概にいけない。
Q3-4. 特定登録調査機関の調査報告の料金は妥当ですか？ —質に対して、妥当だった。
Q3-5. 特定登録調査機関の調査報告は、（特許庁が行っている納品型の検索外注と同様の形式の報告書ですが）分かりやすいですか？改善すべき点等があればお聞かせ下さい。 —わかりやすかった。
Q3-6. 現在、特定登録調査機関の調査報告を利用することのメリットとデメリットを挙げて下さい。 —メリット： 登録調査機関の調査業務実施者は、登録区分の技術に関係する元技術者が多く、技術に詳しいこと。デメリット： 登録区分の技術に関係する案件しか調査を依頼できないため、案件を選んで依頼しなければならないこと。
Q3-7. 今後、特定登録調査機関の利用を促進するために必要なファクターを挙げて下さい。 —現在は、公開後の案件しか調査を依頼できない。公開前の案件も依頼できるようになると良いと考える。

<Q3. 特定登録調査機関の活用実態に関して>
Q3-1. 外部民間調査会社に先行技術調査を外注する、特定登録調査機関に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査者を切り替えているのですか？ —使い分けていない（現状、外部民間調査会社のみ） 特定登録調査機関には過去にトライアルで外注したことがある。
Q3-2. 特定登録調査機関の利用による審査請求料の軽減（約 20%）は特定登録調査を利用するインセンティブになっていますか？ —なっていない。（特定登録調査機関の調査費用を下げるか、審査請求料の軽減率をさらに大きくしないとペイしないため）。 審査請求料の軽減を加味しても、外部民間調査会社の調査料金のほうが安価である。
Q3-3. 特定登録調査機関の調査報告の質は、外部民間調査会社や、自社で先行技術調査を行う場合と比べてどのような水準にありますか？ —質の水準は高い
Q3-4. 特定登録調査機関の調査報告の料金は妥当ですか？ —調査報告の質に見合った料金ではあるが、審査請求前調査に多用するには、審査請求料のさらなる減額などがないとペイせず、妥当とは言えない。
Q3-5. 特定登録調査機関の調査報告は、（特許庁が行っている納品型の検索外注と同様の形式の報告書です

が) 分かりやすいですか? 改善すべき点等があればお聞かせ下さい。 — 分かりやすい。
Q3-6. 現在、特定登録調査機関の調査報告を利用することのメリットとデメリットを挙げて下さい。 — メリット: 拒絶理由の先読みができる。 デメリット: 現状、特許庁と同じ内容、同じ費用でしか調査できない。
Q3-7. 今後、特定登録調査機関の利用を促進するために必要なファクターを挙げて下さい。 — 特定登録調査機関自身が、調査内容や料金をフレキシブルに設定できるようになること。調査内容を絞ってコストダウンすること。

< Q3. 特定登録調査機関の活用実態に関して >
Q3-1. 外部民間調査会社に先行技術調査を外注する、特定登録調査機関に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査者を切り替えているのですか? — 特定登録調査機関に依頼できる案件には制約がある。そこで外注するときは、特定登録調査機関に出す案件からピックアップしている。 なお、制約には以下のようなものがある。 ・ 特定登録調査機関が受け入れ可能な案件は、全技術を 39 に分割した区分のうち、調査機関が登録している区分に係る案件のみである。登録区分外の技術に係る案件は審査請求料軽減措置付きの調査を依頼できない。 ・ 特定登録調査機関による調査は、登録調査機関の余力を一般の出願人が活用するものであり、調査を依頼できる時期、件数等が、登録調査機関業務との関係で限定される。 ・ 調査対象が出願後&審査請求前&公開後の案件に限定される。
Q3-2. 特定登録調査機関の利用による審査請求料の軽減 (約 20%) は特定登録調査を利用するインセンティブになっていますか? — なっていない。審査請求料の軽減措置があっても、トータルの料金は民間の調査会社を利用したときよりも高くなっている。
Q3-3. 特定登録調査機関の調査報告の質は、外部民間調査会社や、自社で先行技術調査を行う場合と比べてどのような水準にありますか? — 1 件の出願についての調査というカテゴリにおいては精度が高いと言える。 特定登録調査機関による調査は、審査官による調査と同等である。出願人としては審査請求するか否かの判断のために調査を行っており、その用途では、オーバークオリティな面もある。ただし調査レベルを下げると、民間の調査会社による調査との差別化ができなくなり、特定登録調査機関による調査の特徴が失われるのかもしれない。
Q3-4. 特定登録調査機関の調査報告の料金は妥当ですか? — 調査料金は高いが、特定登録調査機関で行っている検討レベルを考慮すると仕方がないだろう。かけている工数は報告内容から十分予測でき、その工数ならばこの料金になるだろうという感覚はある。
Q3-5. 特定登録調査機関の調査報告は、(特許庁が行っている納品型の検索外注と同様の形式の報告書ですが) 分かりやすいですか? 改善すべき点等があればお聞かせ下さい。 — 一言でいうとわかりにくいと考える。工数減を目的として調査を外注しているので、時間をかけずに結果が把握できる報告形態になっていることは重要である。特定登録調査機関からは、IPDL に収録されている検索外注報告書と同一書式の書類の他、クレームチャートも添付されて納品される。クレームチャートは、請求項を構成要件ごとに分節した上で、各構成要件の開示有無及び各構成要件の開示箇所が、先行文献ごとに示されている。クレームチャートによる報告は、網羅的に調査結果を示しているが、調査結果を利用しやすいものではない。特に組み合わせで本願発明の構成をなすとされる先行文献の数が多い場合クレームチャートを読み解くのには、時間を要する。主引例および副引例となる先行文献、主引例に開示のある構成、主引例に開示がなく副引例に開示がある構成等について簡潔に明示していただければありがたい。例えば、PCT 国際調査機関による見解書のような報告形態が考えられるのではないか。
Q3-6. 現在、特定登録調査機関の調査報告を利用することのメリットとデメリットを挙げて下さい。 — メリット: ・ 補正により、質の高い権利が取得できる。 ・ 無駄な審査請求をしないで済む。 ・ 将来の中間処理工数が減る。 デメリット:

公開前の出願は調査対象外なので、調査を依頼できるタイミングの自由度が低い。早期に権利化したい重要案件を調査できないのがデメリットである。

公開前の出願が調査対象になるなら、特定登録調査機関への重要案件の調査ニーズはより高まると考えている。

Q3-7. 今後、特定登録調査機関の利用を促進するために必要なファクターを挙げて下さい。

―出願前調査を依頼できれば、出願人としては有用な選択肢となると考えている。

ただし出願前調査は、請求項ではなく発明の概念が調査対象になると思われ、登録調査機関としての調査とは全く異なった対応とならざるを得ず、運用に難しさはある。

海外ヒアリング

KIPO に対するヒアリング

Q1. <登録適格性>
Q1-1 調査機関の登録適格性に係る法律等は何か —特許法第 58 条第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 2、同法施行令第 8 条の 2、第 8 条の 3、実用新案法第 15 条及び同法施行令第 9 条第 1 項があり、特許庁告示第 2009-45 号の‘先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領’がある。
Q1-2 調査機関の登録適格性に係る法律等に規定される登録の要件は何か —特許庁告示第 2009-45 号の第 3 条‘専門機関の指定要件’で規定しているのでこれをご参照下さい。
Q1-3 検索外注業務における質を担保するために講じている施策は何か —毎年品質評価を行い品質評価点数に基づいて配分する物量を決定する。 その他にも、調査員に対して学士以上の学位、英語能力、教育過程履修または 2 年以上の経歴のような資質を専門機関の指定要件として要求しており、1 人当りの年間調査件数の上限を定めたり、審査課別に専任調査員を指定できるようにするなど関連措置と言える。
Q1-4 登録調査機関におけるセキュリティを担保するために講じている施策は何か さらに他事業も営む登録調査機関を想定し、検索外注業務のセキュリティを担保するために特に講じている施策がある場合、それはどのようなものか —専門調査機関として指定されるためには、専用事務室を置いて専用事務室の保安統制対策を講じなければならない、情報通信システムの設置場所の保安統制対策、コンピュータ端末機・ネットワークなどの技術的保安対策、資料の保安対策などを備えなければならない。保安実態は指定申請時に確認し、以後にも年間 2 回点検を行っている。
Q1-5 特許協力条約第 16 条において、国内官庁又は政府間機関が国際調査機関になり、国際調査は国際調査機関が行う旨の規定があるが、国際調査を外注することは条約上の問題はないか。 —国際調査を外注するのではなく、先行技術調査を外注する。
Q1-6 検索外注業務における課題は何か —ノーコメント
Q2. <サーチャー>
Q2-1 検索外注業務を行うサーチャーに特定の学歴、経歴、資格を求めているか —はい。
Q2-2 Q2-1 で Yes の場合、どのような要件か —特許庁告示の第 3 条に規定されているように、調査員は専門機関の指定計画公告で定める技術分野と関連した学士以上の学位を保有しなければならない、 英語能力検定試験の基準点数以上を保有するか、特許庁長が認める国際出願先行技術調査の教育課程を履修しなければならない、 特許庁長が認める 80 時間以上の先行技術調査教育課程を履修するか、2 年以上先行技術調査業務を担当したと認められた者でなければならない。
Q2-3 サーチャー用に特定の試験を用意し、試験に合格した者だけに検索外注業務を行わせるようになっているか —調査員の要件は前記の通り。
Q2-4 Q2-3 で Yes の場合、試験の内容はどのようなものか
Q2-5 サーチャー用に特定の研修を用意し、研修を修了した者だけに検索外注業務を行わせるようになっているか —調査員の要件は前記の通り。
Q2-6 Q2-5 で Yes の場合、研修の内容と期間はどのようなものか —80 時間のオンライン教育であり、①特許情報入門、②先行技術調査理論、③先行技術調査実習により構成され、教育課程別の客観式試験を受けて 70 点以上取得時に履修を認める。
Q2-7 サーチャー 1 人当たりの年間調査件数は何件か —特許/実用新案の場合は 280 件以内、国際出願の調査は 140 件以内であって、その上限を定めている。
Q3. <検索外注業務の技術区分>
Q3-1 検索外注業務は特定の技術区分ごとの登録になっているか —はい。

Q3-2 Q3-1 で Yes の場合、技術区分はどのような区分となっているか —運営に関する告示の別表 4 をご参照下さい。
Q3-3 Q3-1 で Yes の場合、技術区分は審査官の組織体制とどう対応付けられているのか —特許/実用新案の審査組織が、機械金属建設審査局、化学生命工学審査局、電機電子審査局、及び情報通信審査局により構成されているため、技術区分が審査局の組織体制に対応していると認められる。
Q3-4 (一の区分あたりに) 必要なサーチャーの最低人数は何人か —特許/実用新案登録出願の場合には技術分野別に 10 人以上であることを要求しており、国際出願の場合には指定計画公告時に定めている。
Q4. < 検索外注業務における調査 >
Q4-1 検索外注業務に用いさせる調査ツールを指定しているか —調査ツールに対しては指定していない。自社開発されたツールを使用するか、購入して使用するか、調査ツールは調査機関の選択事項である。
Q4-2 Q4-1 で Yes の場合、どのような調査ツールを指定しているか
Q4-3 検索外注業務の調査範囲には、国内特許文献以外の調査を指定しているか —はい。
Q4-4 Q4-3 で Yes の場合、どのような調査範囲を指定しているか —調査機関に対しての調査ツールは指定していないが、保有しなければならない特許/実用新案文献の範囲を指定しており、特許庁告示の別表 1 に具体的に示されているのでご参照下さい。調査範囲としては、韓国特許/実用新案公報(公開、公告)、日本特許/実用新案公報(公開/公告)、米国特許文献、ヨーロッパ特許庁特許文献及び PCT による国際公開、そして必要に応じて、論文など非特許文献も調査範囲に含まれている。
Q4-5 検索外注業務で用いる特許分類には、IPC、US クラスなど特定の特許分類を指定しているか —はい。
Q4-6 Q4-5 で Yes の場合、どのような特許分類を指定しているか —調査機関は審査課別に担当調査員を指定して運営する。調査員は調査対象件の IPC を中心に調査を遂行するが、当該 IPC に限定して調査しなければならないということではない。
Q4-7 検索外注業務の調査範囲は、調査対象案件の属する技術分野のみで良いのか —Q4-6 の答弁の通り。
Q5. < 公開前の出願に対する検索外注業務 >
Q5-1 公開前の出願について登録調査機関に検索外注業務を行わせることに對し、どのようなセキュリティ対策をとっているか —事前に秘密取扱認可を受けた者のみが取扱うことができ、移送時に 2 重ロック装置のある保管ボックスに入れて移送し、各専門機関及び各審査局は「未公開出願書引受引継確認書」を備えて管理し、未公開出願書を出力する場合にはこれを識別することができる情報が表示されるようにしており、専門機関が未公開出願書を引継いだ後にさらに明細書などを追加出力する時には「未公開出願書管理対象」に内訳を記載しなければならない。これを保管する場合には 2 重ロック装置が設置された鉄製保管ボックスに保管するようにしている。未公開出願に対してはその閲覧及び出力の履歴を徹底的に管理して問題が発生した場合には関連者に責任を負わせる。
Q5-2 登録調査機関が PCT 国際調査など公開前の出願に対して検索外注業務を行う場合、未公開の先行文献が存在する可能性がある。未公開先行文献はいつ、誰が、どのように調査するか —未公開文献は調査範囲に含まれない。
Q5-3 審査官が公開前の国内出願について審査するとき、登録調査機関に検索外注業務を依頼することは可能か —可能である。
Q6. < 検索外注業務の価格決定方法 >
Q6-1 検索外注業務の価格は、調査機関の経営規模等によって異なる経費等を考慮し、登録調査機関ごとに個別に設定したり、いずれの登録調査機関に対しても一律の料金で設定する方法が考えられる。貴庁においてはどのように価格を決定しているのか —毎年発表される事業計画公告に予想単価が表示されており、調査機関の見積りを考慮して全ての調査機関に対して一律的に定めている。
Q7. < 検索外注業務の評価および委託件数割り当て方法 >
Q7-1 登録調査機関が行った検索外注業務に対する評価は、いつ、誰が、どのように行うのか —特許庁告示の別表 6、7、8 に評価項目に対して詳しく表示されており、これを参照すれば容易に理解でき

る。

Q7-2 評価はどのように登録調査機関にフォードバックするのか
 ー評価点数は毎年事業計画公告で公開され、評価点数は委託件数を決定する要素となる。

Q7-3 登録調査機関競合するとき、それぞれの登録調査機関に対する委託件数をどのように割り当てるのか
 (評価結果に応じて委託件数が増減する場合も含めて、具体的に)
 ー委託件数の決定は特許庁告示の第 10 条でその計算式を定めており、それに基づいて毎年調査物量を決定して配分する。

Q7-4 検索外注業務の委託件数、外注率、各登録調査機関に対する委託件数は何件か(直近の会計年度 1 年分)
 2010 年度調査期間別調査物量は以下表の通り。

	機械金属建設	化学生命工学	電機電子	情報通信	調査物量合計(件)
KIPI	16,121	13,227	12,001	12,058	53,407
WIPS	2,059	2,007	828	832	5,726
アイピーソリューション	1,617	1,919	905	910	5,351
合計	19,797	17,153	13,735	13,799	64,484

2011 年度の予想外注率は 40.1%である。

Q8. < 検索外注業務の納期および結果報告 >
 Q8-1 検索外注業務の発注から納品までの期間はどのくらいに設定しているか
 ー特許/実用新案出願の場合には 70 日、PCT は 40 日と定められている。

Q8-2 調査分野、対象に応じて、検索外注業務の納期を通常とは異なる期間に設定することはあるか
 ー10 日以内で延長可能であり、調査員が担当審査官と事前協議し、担当審査官が延長承認書を作成して審査課長に報告した後に延長承認することができる。納期を超過した場合、1 日当り単価の 1000 分の 2.5 をペナルティーとして徴収する。

Q8-3 登録調査機関のサーチャーが審査官と直接面談して調査結果を報告する方法を採用しているか
 ーはい。

Q8-4 Q8-3 で Yes の場合、調査範囲が十分でないとき、審査官は登録調査機関のサーチャーに補充調査を指示できるか
 ー調査員は書面、電子文書、直接面談のいずれの形態でも調査結果を審査官に報告することができる。審査官は調査員に補充調査を指示することができ、必要に応じて再調査を要求することもできる。

Q8-5 検索外注案件と非外注案件とで、1 件あたりの審査官処理ポイントはどの程度異なるか。
 ーノーコメント

Q8-6 国内出願の検索外注利用案件についてサーチャーが作成した検索報告書は公開しているか。
 ー公開していない。

Q9. < 登録調査機関の民間活用 >
 Q9-1 早期審査のための先行技術調査について、Q1～Q4、Q8-3、Q8-4 に対する答えと異なるところがあればご教示いただきたい
 ー先行技術調査の結果を出願人に提供するという点以外には異なるように定めていない。

USPTO に対するヒアリング

Q1. < 登録適格性 >
 Q1-1 調査機関の登録適格性に係る法律等は何か
 ー該当なし。USPTO は「登録調査機関制度」を採用していない。USPTO 向けに行われている外部調査は PCT 国際調査のみで、これは提案依頼書(「RFP」)による手続きにおいて検索外注の請負者として選定された民間の商業調査会社によって行われている。その結果生じる各契約(RFP の調査業務仕様書を含む)が、検

索外注の請負者と USPTO の間の関係を定める。2006 年に USPTO が出した RFP（「2006 年 RFP⁷⁴」）では、契約を受注する調査会社は、PCT 国際調査報告（様式 210）及び見解書（様式 237）（ここでは集散的に「調査報告」と称す）の作成が義務付けられると明記されている。同 RFP は、提案には、提案料金（§ § B.1 - B.6）⁷⁵及び PCT 国際調査の検索外注の請負者になろうとする調査会社の適格性の詳細（§ § L.3.3 - L.3.6, L.17）を含めることが要件とされている。契約発注のための評価要素は、2006 年 RFP のセクション M に記載されている。2006 年 RFP の結果、2 社の外注請負者との間で、USPTO が 1 年間の期間延長を 4 回行う権利を有する 1 年契約が結ばれた。この期間延長の権利は全て行使され、新 RFP は 2011 年前半に発表される予定である。
Q1-2 調査機関の登録適格性に係る法律等に規定される登録の要件は何か — 調査機関に関しては特になし。Q1-1 への回答を参照のこと。
Q1-3 検索外注業務における質を担保するために講じている施策は何か — 適格であると思われる調査会社に対し、契約発注前に、提案に基づく適格性審査が行われる（Q1-1 への回答参照）。既存の 2 契約に関しては、初期の「立ち上げ」期間中に、1000 件を超える調査報告（8 つの技術分野⁷⁶（非公式に「バケツ」と称される）それぞれにつき最初の 25 件の調査報告を含む）の 100%に対して、USPTO による重点的な審査が行われた。その後の「フェーズイン」期間では、調査報告の一部に対する重点的な審査が行われた（§ B.7 を参照のこと）。契約期間中を通して、全ての調査報告が USPTO による審査を受け、3 種類のエラーについての評価が行われた（§ E.2）。さらに品質審査プロセスの一環として、当初期間から、無作為に抽出された報告に対して、さらに詳細に及ぶ審査も行われている。検索外注の請負者のエラー率実績が RFP に明記されたパーセンテージを超える場合、業務の割り当ての中止、USPTO による期間延長権の不行使、または不履行による契約の解除が行われる場合がある（§ E.3）。
Q1-4 登録調査機関におけるセキュリティを担保するために講じている施策は何か さらに他事業も営む登録調査機関を想定し、検索外注業務のセキュリティを担保するために特に講じている施策がある場合、それはどのようなものか — 検索外注の請負者には、合衆国法典第 35 卷 122 条（出願の秘密性に関する特許法の条項）を含め、USPTO 職員に適用されるものと同様のセキュリティ及び利害相反回避の要件が適用される（2006 年 RFP § § H.5, H.8, H.13, and H.16 - H.17 を参照のこと）。初回の契約発注後、IT システムを含む設備の立ち入り検査が、USPTO によって実施された。今後は、新たな検索外注の請負者に業務の開始を許可する前にそのような検査を行い、契約はその検査への合格が前提条件となる。
Q1-5 特許協力条約第 16 条において、国内官庁又は政府間機関が国際調査機関になり、国際調査は国際調査機関が行う旨の規定があるが、国際調査を外注することは条約上の問題はないか。 — USPTO は、USPTO が導入している種類の「国際調査」契約は、ISA による管理のもとで行われている限り、PCT の観点から問題となることはないと考えている。USPTO は、このような外注プログラムを 5 年近く何の反対も受けることなく実施しており、検索外注の請負者作成の調査報告は ISA 調査に関する USPTO 基準を満たしていることが明らかになっている。
Q1-6 検索外注業務における課題は何か — USPTO は何らかの重大な問題があるとは認識していない。Q1-5 に対する回答を参照のこと。
Q2. <サーチャー>
Q2-1 検索外注業務を行うサーチャーに特定の学歴、経歴、資格を求めているか — いいえ。サーチャーの選考及び調査報告の質に関する責任は、検索外注の請負者が負っている。USPTO は、調査契約の発注前に、RFP に入札する各調査会社の提案書に記載された学歴、経歴、資格を審査する。USPTO は、各外注請負者の調査承認職員に関する学歴、経歴、及び資格を審査及び承認する。
Q2-2 Q2-1 で Yes の場合、どのような要件か — 該当しない。
Q2-3 サーチャー用に特定の試験を用意し、試験に合格した者だけに検索外注業務を行わせるようになってるか — いいえ。

⁷⁴RFP2006 USPTO

<http://web.archive.org/web/20060929185105/www.uspto.gov/web/offices/ac/comp/proc/pctsearch3/pct3rfp.pdf> [最終アクセス日：2011 年 2 月 20 日]

⁷⁵回答において、「§」は 2006 年 RFP のセクションを意味する。

⁷⁶2006 年 RFP 別表 7 で指定された技術分野で、セクション B.2-B.6 で参照された CLIN に対応するもの。CLIN は、「Contract Line Item Number」の略語である。

Q2-4 Q2-3 で Yes の場合、試験の内容はどのようなものか — 該当しない。
Q2-5 サーチャー用に特定の研修を用意し、研修を修了した者だけに検索外注業務を行わせるようになって いるか — いいえ。Q2-1 に対する回答を参照のこと。しかしながら、USPTO は、検索外注の請負者の従業員に対し て研修を実施したことがある。下記の Q2-6 に対する回答を参照のこと。
Q2-6 Q2-5 で Yes の場合、研修の内容と期間はどのようなものか — 該当しない。USPTO が実施した研修は、ビデオ会議によって行われた。対象は 3 つの分野で、全技術分 野に適用可能な調査戦略の提案、クレームの解釈に関する個別の技術固有の提案、ならびに電気、機械、 及び化学生命技術分野それぞれについての分類である。
Q2-7 サーチャー 1 人当たりの年間調査件数は何件か — 該当しない。Q2-1 に対する回答を参照のこと。この契約は、RFP の中で調査者の人数を定義していない。 検索外注の請負者は、契約における契約要件及び USPTO から実際に割り当てられた件数を満たすだけの人 材を配置する責任を負っている。
Q3. < 検索外注業務の技術区分 >
Q3-1 検索外注業務は特定の技術区分ごとの登録になっているか — USPTO は、登録制度を採用していない。調査会社は、RFP に明記された技術分野のうちの一部または全 てに入札することができる。USPTO は、調査契約の発注時に、どの技術分野が含まれるかを決定する。現在 のところ、現行の外注請負者 2 社のうち 1 社は、8 つの技術分野全てについての契約を有しており、もう 1 社は 4 つの技術分野についての契約を有している。
Q3-2 Q3-1 で Yes の場合、技術区分はどのような区分となっているか — RFP の CLIN (Contract Line Item Number) に対応する 8 つの技術分野があり、RFP に明記されているよ うに、それぞれについて多くの関連技術区分が含まれている。具体的な領域は、2006 年 RFP の別表 7 にお いて特定されている (§ B. 8 及び上記の注 2 を参照のこと)。
Q3-3 Q3-1 で Yes の場合、技術区分は審査官の組織体制とどう対応付けられているのか — 2006 年 RFP に明記された 8 つの技術分野は、審査官の組織体制には対応していない。技術分野の構造は、 調査の検討事項のみに基づいている。一方で、審査官の組織体制は、管理及び歴史的な検討事項にも基づ く。
Q3-4 (一の区分あたりに) 必要なサーチャーの最低人数は何人か — なし。Q2-1 及び Q2-7 に対する回答を参照のこと。検索外注の請負者が、契約要件及び USPTO から実際 に割り当てられた案件の件数を満たすだけの人材を配置する責任を負っている。
Q4. < 検索外注業務における調査 > * 技術区分により違いがある場合、それぞれの区分ごとにお答えください
Q4-1 検索外注業務に用いさせる調査ツールを指定しているか — そうとは言えない。各外注請負者が、(1)WIPO 発行の PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン、(2)特許 審査便覧 (「MPEP」) 第 1800 章で発表された USPTO の PCT ガイドライン、(3)MPEP 第 719.05 条及び第 900 章の一般的な USPTO 調査ガイドライン、ならびに(4)RFP の条件に従った調査を実施する責任を負う (§ § C. 4、特に序文、及び § C. 4. 4 参照のこと)。
Q4-2 Q4-1 で Yes の場合、どのような調査ツールを指定しているか — 該当しない。検索外注の請負者は、USPTO による WEB ベースの米国特許審査官データベースの公開バー ジョン (「Public WEST」と称される) を利用できる (§ G. 6 を参照のこと)。
Q4-3 検索外注業務の調査範囲には、国内特許文献以外の調査を指定しているか — はい。
Q4-4 Q4-3 で Yes の場合、どのような調査範囲を指定しているか — 検索外注の請負者は、最良の先行技術を見つけることが義務付けられている。各調査報告には、調査し た資料を特定する「調査履歴」を含めなければならない。USPTO は、品質審査手続きの一環として、検索外 注の請負者の調査戦略及び結果を含む調査報告のサンプルを検査する。Q4-1 及び Q4-5 に対する回答を参照 のこと。
Q4-5 検索外注業務で用いる特許分類には、IPC、US クラスなど特定の特許分類を指定しているか — いいえ。具体的には、USPTO は全体的な検索対象の分類の指定や、個別に調査対象のクラスの指定を行 っていない。現行の契約の修正により、実質的に全案件において、分類ごとの調査が要求される。各調査

報告には、調査を行った分類を特定する「調査履歴」を含めなければならない（§ 4.7 を参照のこと）。品質審査プロセスにおいて、調査報告のサンプルが選択され USPTO による検査を受ける。この検査には、調査戦略が適しているかどうかの判断も含む。 Q4-6 Q4-5 で Yes の場合、どのような特許分類を指定しているか — Q4-5 に対する回答を参照のこと。
Q4-7 検索外注業務の調査範囲は、調査対象案件の属する技術分野のみで良いのか — いいえ。契約では、検索外注の請負者に対し、最良の先行技術を見つけることを義務付けている。MPEP では、類似技術の調査を義務付けている。Q4-1, Q4-4, 及び Q4-5 に対する回答を参照のこと。
Q5. <公開前の出願に対する検索外注業務>
Q5-1 公開前の出願について登録調査機関に検索外注業務を行わせることにし、どのようなセキュリティ対策をとっているか — Q1-4 に対する回答を参照のこと。
Q5-2 登録調査機関が PCT 国際調査など公開前の出願に対して検索外注業務を行う場合、未公開の先行文献が存在する可能性がある。未公開先行文献はいつ、誰が、どのように調査するか — USPTO の外注は、PCT 第 1 章の国際調査に限られる。ここでは、USPTO が国際調査機関（「ISA」）に該当する。後に公開された参考文献の調査は、USPTO を含む審査庁の責任である。検索外注の請負者は関与しない。
Q6. <検索外注業務の価格決定方法>
Q6-1 検索外注業務の価格は、調査機関の経営規模等によって異なる経費等を考慮し、登録調査機関ごとに個別に設定したり、いずれの登録調査機関に対しても一律の料金で設定する方法が考えられる。貴庁においてはどのように価格を決定しているのか — 各技術分野における各外注請負者との契約の 1 年ごとの価格は、入札によって決まる（§ § B.2-B.6 を参照のこと）。各契約における具体的な価格は、機密情報である。価格は契約発注及び調査案件の割り当てにおける要素の 1 つではあるが、最も重要な要素というわけではない（§ § L3.3-L3.6 を参照のこと）。各技術分野において各外注請負者に実際に割り当てられる調査件数は、契約で指定される範囲内で、USPTO が決定する（§ § B.2-B.6、H.12 を参照のこと）。
Q7. <検索外注業務の評価及び委託件数割り当て方法>
Q7-1 登録調査機関が行った検索外注業務に対する評価は、いつ、誰が、どのように行うのか — 全般的には、Q1-3 に対する回答を参照のこと。2006 年 RFP のセクション E では、評価基準及びエラー制限を超えた場合に考えられる罰則について説明している。Q7-2 に対する回答を参照のこと。
Q7-2 評価はどのように登録調査機関にフィードバックするのか — Q7-1 に対する回答を参照のこと。USPTO は、各外注請負者に対し、エラーに関する手紙を毎週送付する。USPTO は、定期的な現場訪問も行い、その際に USPTO が観測した様々な動向について話し合われる。
Q7-3 登録調査機関競合するとき、それぞれの登録調査機関に対する委託件数をどのように割り当てるのか（評価結果に応じて委託件数が増減する場合も含めて、具体的に） — 案件は、1 社または 2 社の外注請負者に対して、検索外注の請負者の能力及び過去の業績、ならびに USPTO のニーズを考慮して、USPTO が継続的に割り当てる。一般的には、Q1-3 に対する回答を参照のこと。
Q7-4 検索外注業務の委託件数、外注率、各登録調査機関に対する委託件数は何件か（直近の会計年度 1 年分） — PCT 第 1 章の調査報告の 100%が、検索外注の請負者によって作成されている。さらなる詳細は、機密情報である。
Q8. <検索外注業務の納期及び結果報告>
Q8-1 検索外注業務の発注から納品までの期間はどのくらいに設定しているか — 契約により、30 日中（カレンダーデイ）の完了が要求されているが、何らかの限定的な調整の可能性もある（B.9 及び別表 8 の図を参照のこと）。調査報告の遅延日数に応じて、金銭的罰則が適用される（§ B.9 を参照のこと）。
Q8-2 調査分野、対象に応じて、検索外注業務の納期を通常とは異なる期間に設定することはあるか — いいえ。
Q8-3 登録調査機関のサーチャーが審査官と直接面談して調査結果を報告する方法を採用しているか — いいえ。各外注請負者は、調査報告（様式 210）及び見解書（様式 237）を含む PCT 第 1 章業務成果物全てを提出する。検索外注の請負者は、これ以外には調査や出願の審査には関与していない。

Q8-4 Q8-3 で Yes の場合、調査範囲が十分でないとき、審査官は登録調査機関のサーチャーに補充調査を指示できるか — いいえ。
Q8-5 検索外注案件と非外注案件とで、1 件あたりの審査官処理ポイントはどの程度異なるか。 — 該当しない。検索外注の請負者は、最良の先行技術を見つけることが義務付けられている。USPTO は、検索外注の請負者の調査戦略及び結果を、その基準に従って審査する。Q4-1 及び Q4-5 に対する回答を参照のこと。

USPTO の調査機関（SA1 社）

Q1-1 設立年はいつか — 2002 年 12 月 31 日
Q1-2 資本金はいくらか — [機密情報]
Q1-3 売上高はいくらか（直近の会計年度 1 年分） — [機密情報]
Q1-4 全従業員数は何人か — 過去 5 年間平均で、その時々調査作業の分量に応じて 150 人から 200 人の従業員を保持。
Q1-5 事業内容はどのようなものか — 特許調査のグローバルリーダーである当社は、イリノイ州の法人で、その主たる事業所はイリノイ州エバンストンに位置する。150 人以上の特許アナリストからなる職員が、全ての技術領域におよぶ特許調査を行っている。 2006 年 9 月 7 日、USPTO は、特許協力条約（PCT: Patent Cooperation Treaty）が規定する国際調査報告及び見解書の提出を求める契約を当社に発注した。当社のその他のクライアントとしては、米国及び海外の大手知的財産法律事務所、フォーチュン 500 企業、研究の最先端を行く学術機関などが挙げられる。 当社の特許アナリストは全て米国を拠点としており、これらの従業員に対する身元調査が、既存の USPTO 契約に従って実施されている。同契約のもと、当社の特許アナリストの業務は、同契約における上級特許審査官を含む USPTO の品質審査職員による審査を受けている。これらの審査を通じて、当社の職員は、技術及び知的財産法へのその適用における専門性を実証している。
Q1-6 各事業の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） — [機密情報]
Q1-7 サーチャーは検索外注業務外の事業に係る業務も担当するのか — 当社のアナリストは、依頼主が政府か民間のクライアントかを問わず、調査業務のみにつき責任を負う。
Q1-8 他社との協業状況はどうなっているか （海外調査会社や特許事務所との協業の有無、具体的な協業内容について） — 協業していない。
Q2-1 検索外注業務を登録している技術区分はどの区分 — USPTO は調査機関の登録を行っていない。しかしながら、当社は現在、全技術分類において、委託された調査業務を実施している。これには、(1) ビジネス方法、(2) 生命科学、(3) 機械、(4) コンピュータ及び情報科学、(5) 電気通信、(6) 物理科学、(7) 生命工学、(8) 化学を含む。
Q2-2 各区分ごとのサーチャーの人数は何人か — 分類ごとのサーチャーの人数は、その時々各分類の調査業務の分量による。過去 5 年を平均すると、分類ごとに約 15 人から 35 人のサーチャーを雇用している。
Q2-3 貴国の検索外注業務において、登録技術区分が複数に分かれていない場合、もしくは細分化されていない場合、調査対象案件の割り当てに際し、サーチャーの専門性を考慮した割り当てはどのように行うのか — 現在の契約は、技術分類に分けられている。それでもなお、サーチャーには、当該事例の技術における経験を有する場合にのみ調査事例が割り当てられる。
Q2-4 検索外注業務に用いている調査ツールは何か — 委託された PCT 国際調査報告及び見解書に関する調査業務における主なリソースは、PubWEST 及び PubEAST、USPTO 調査ツールである。その他、主に使用するデータベースとしては、Dialog, Thomson Innovation, Lexis Nexis, STN, GenomeQuest, EPO esp@cenet, WIPO PatentScope, USPTO PATFT & APPFT,

JP0 IPDL, Google, Google Scholar などがある。さらに、委託された調査業務に関するスクレオチド及びアミノ酸配列の検索には、USPTO が所有する ABSS データベースを使用している。いかなる調査においても、選択される調査ツールは、技術や調査の種類によって異なる。当社のアナリストは、調査の種類や技術の主題に応じて、使用するデータベースの選択及び優先順位付けを行い、調査に関連する情報を含む可能性が最も高いデータベースを活用するための訓練を受けている。ここで挙げたリストは網羅的なものではなく、当社が利用しうる情報の限界を示すものではない。
Q2-5 検索外注業務の調査で国内特許文献以外の調査も行っているか — はい。
Q2-6 Q2-4 で Yes の場合、国内特許文献以外のどのような調査対象について調査しているのか — 通常、ほとんどの種類の調査において、国内及び海外特許の参考文献（登録特許及び公開特許公報を含む）、並びに非特許文献（NPL）の参考文献が考慮されている。
Q2-7 検索外注業務の調査範囲は、調査対象案件の属する技術分野のみで良いのか — いいえ。調査の範囲は調査対象事例の技術分野に集中するものの、適度に関連性があると考えられる他の技術分野についても考慮している。これは、発明家が自身の発明を全体として捉える上で、その技術の主題に注目していた可能性があると考えるのが論理的だからである。
Q2-8 検索外注業務全体における課題は何か — Q2-9 への回答を参照のこと。
Q2-9 PCT 国際調査報告書及び見解書のための検索外注業務における課題は何か — これまでの大きなハードルは、連邦情報セキュリティ管理法（FISMA）のガイドラインに合致するために行う IT 資源の構築、認定、継続的メンテナンス、及び持続的な再認定、並びに機密データを取り扱うための USPTO 要件を当社が満たすことの保証であった。これは現在でもそうである。委託を受けるにふさわしい事業所は、そのような要件に IT 資源を合致させるためのコスト、及び適切な検索エンジンに会員としてアクセスするためのコストをまかなえるだけの十分な大きさと規模のものでなければならない。
Q2-10 受注している、区分ごとの検索外注業務は何件か（直近の会計年度 1 年分） — 分類ごとの調査件数は、ある分類では約 500 件の調査、またある分類では約 2500 件と、出願動向及び各分類内での競合企業との間での USPTO による調査機関の選択によって、さまざまに異なる。
Q2-11 検索外注業務専任のサーチャー 1 人当たりの検索外注業務件数は何件か（直近の会計年度 1 年分） — サーチャーの雇用状態がパートタイムなのかフルタイムなのか、また生産性目標によって大きく異なるが、たいていは年間 50 件から 250 件の調査を行っている。
Q2-12 サーチャーに対する教育の方法と期間は怎么样了になっているか — アナリスト（サーチャー）になるには、特許弁護士、特許弁理士、特許審査官経験者、もしくは科学アドバイザーのいずれかでなければならない。当社の科学アドバイザーは全て、科学もしくは工学分野での上級学位（修士号・博士号）、または米国特許弁理士登録試験を受験するために必要な単位を取得済みの学士号のいずれかを有さなければならない。さらに、科学アドバイザーは全て、特許性調査及び分析の実施において 3 年以上の経験を有さなければならない。 研修のカリキュラムは、過去の経験に基づいて設定している。当社のアナリストは全て、クレームの解釈、調査戦略、及び予見性・自明性の法的概念等のテーマに関して当社による独自の訓練を受講しなければならない。さらに、アナリストは全員、さまざまな検索エンジンに関する定期的訓練を、Dialog, Innovation, Lexis Nexis, STN, GenomeQuest などのベンダーから直接受講する。また、PCT 契約にかかわる USPTO 職員から直接訓練を受ける。これは、USPTO が内部の審査官に実施する訓練と同じもので、分類、クレームの解釈、及び調査戦略に関する訓練が含まれる。
各アナリストは、各調査プロジェクトにおいて、経験豊富な上位のアナリストからの実地訓練を受ける。上位のアナリストは、調査プロジェクトの初期調査を行い、調査を行う分類、キーワード、分野を提案する。これを受けたアナリストは、上位アナリストの提案を用いて調査を行い、調査報告の作成を開始する。上位アナリストは、調査履歴及び調査報告を実質的に点検し、調査範囲が適切であること、及びもっとも関連性のある技術が発見されていることを確保する。上位アナリストは、補足的な調査を行ったり、アナリストによる追加調査や修正を要求することがある。上位アナリストが調査報告を承認すると、プロジェクトマネージャーが最終点検を行い、納入前にクライアントのパラメーターが満たされていることを確保する。
Q2-13 サーチャーの給与は、当該サーチャーの調査の質や処理する件数によって変動するのか — はい。サーチャーへの報酬は、質と量に応じて異なる。
Q3-1 登録調査機関に参入するときに充足が困難だった参入条件は何か

— USPTO は、調査機関の登録を行っていない。PCT 契約実施の成功のために満たすべき最難関の要件は、連邦情報セキュリティ管理法（FISMA）のガイドラインに合致するために行う IT 資源の認定、並びに機密データを取り扱うための USPTO 要件を当社が満たすことの保証であった。
Q3-2 検索外注業務に対する今後の展望についてご教示いただきたい — 当社は、USPTO の契約代理人から、好意的な反応をいただいている。当社は、USPTO 及び類似の作業を必要としているその他の団体のための委託調査業務を継続するために、今後の契約についても入札を行う。
Q4-1 一般の出願人から受託する調査業務と特許庁から受託する検索外注業務の違いは何か — 一般的な出願人向けの調査業務にはさまざまな種類（例：先行技術、無効性、侵害防止、最新技術、展望）がある一方で、USPTO 向けの委託調査業務は、種類及び構造の点で非常に一貫している。そのため、一般的な出願人向けの各調査プロジェクトは、個別の見積もり及び処理がなされ、調査報告は各クライアントのニーズに合わせて作成される。USPTO 向けの委託調査業務は全て、特許協力条約の規定のもとでの義務に従った納入可能な調査報告様式というグループとして一括りにすることができる。
Q4-2 海外所在の外国企業から調査依頼を受託した経験はあるか — はい。
Q4-3 Q4-2 で Yes の場合、どこの国のクライアントからどのような調査（先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査などのいずれか）を依頼されたのか — 当社は、北米、南米、欧州、アジアに位置する多くの海外クライアント向けに調査業務を提供している。これらのクライアントからは、定期的にあらゆる種類の調査依頼がある。これには、先行技術、無効性、侵害防止、最新技術、展望などの種類の調査を含む。
Q4-4 登録調査機関であることが検索外注業務以外の業務にどのように影響するか — USPTO は調査機関の登録を行っていない。しかしながら、USPTO との契約のもとでの委託調査業務の実施には、調査の質、データセキュリティ、及び機密性の面で高い期待を伴うことを、クライアントは理解している。そのためクライアントは、当社が機密性の高い調査プロジェクトに対して優れた調査結果を提供することを信頼でき、知的財産に関する重要な判断を行うことができる。

USPTO の調査機関（SA2 社）

Q1-1 設立年はいつか — 1949 年
Q1-2 資本金はいくらか — 機密情報（民間企業）
Q1-3 売上高はいくらか（直近の会計年度 1 年分） — 機密情報（民間企業）
Q1-4 全従業員数は何人か — 116 人（2010 年 11 月末時点）。
Q1-5 事業内容はどのようなものか — 当社 IP の事業内容： ・特許・法律・技術翻訳 ・特許調査 ・特許分析 ・国際情報検索 ・全額出資の子会社が特許関連の研修プログラムを提供
Q1-6 各事業の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） — 人材配置を基準にすれば、当社の業務の約 65%が特許調査である。要請されたその他の情報は機密である（民間企業）。
Q1-7 サーチャーは検索外注業務外の事業に係る業務も担当するのか — 当社は、USPTO 契約および民間調査向けに、個別の調査グループを有する。まれに一方のグループのサーチャーが、他方のグループの作業を行うことがある。
Q1-8 他社との協業状況はどうなっているか （海外調査会社や特許事務所との協業の有無、具体的な協業内容について） — 協業していない。調査業務において、外国企業によるデータベースを使用することはある。
Q2-1 検索外注業務を登録している技術区分はどの区分か

— 当社は、4 つの技術領域における調査契約を結んでいる。機械工学、生命科学、物理科学、および電気通信である。
Q2-2 各区分ごとのサーチャーの人数は何人か — PCT 契約グループの区分ごとに平均 12 人。
Q2-3 貴国の検索外注業務において、登録技術区分が複数に分かれていない場合、もしくは細分化されていない場合、調査対象案件の割り当てに際し、サーチャーの専門性を考慮した割り当てはどのように行うのか — 各サーチャーには通常、1 つの技術区分が割り当てられる。当該区分を担当するグループディレクターが、適切な適格性を持つサーチャーに案件を割り当てる。
Q2-4 検索外注業務に用いている調査ツールは何か — 可能な限り最良の先行技術を提供するために、米国および米国以外の特許情報ならびに非特許文献を含め、包括的な調査が行われる。当社の主な情報源は Minesoft Patbase データベースで、USPTO の EAST/PubWest データベースよりも好んで使用している。これは、Minesoft Patbase の方が、米国以外の文献をより広範に含むためである。USPTO の EAST/PubWEST データベースも使用しており、当社の考えでは EAST のインターフェイスが最良である。これ以外に当社のサーチャーが利用可能な情報源には、以下を含む。 Questel Orbit.com LexisNexis TotalPatent Thomson Innovation Thomson PatentWeb Elsevier Engineering Village ProQuest Dialog STN IEEE Xplore ACM (Association for Computing Machinery) Dow Jones Factiva USPTO Examiner Automated Search Tool (EAST)/PubWEST Directory of Open Access Journals (DOAJ) OpenDOAR PubMed Scirus, Scitopia, Google Scholar ScienceResearch.com, Scienc.gov, WorldWideScience.org, TechXtra, and Science Accelerator 各種のデジタルライブラリー
Q2-5 検索外注業務の調査で国内特許文献以外の調査も行っているか — はい。上記の回答を参照のこと。
Q2-6 Q2-4 で Yes の場合、国内特許文献以外のどのような調査対象について調査しているのか — 上記 Q2-4 に対する回答を参照のこと。
Q2-7 検索外注業務の調査範囲は、調査対象案件の属する技術分野のみで良いのか — いいえ。調査には類似技術も含まなければならない。
Q2-8 検索外注業務全体における課題は何か — 一般的に主な問題は、包括的調査の保証である。そのために、キーワードおよび分類調査を含む、各案件に対する包括的調査戦略が必要である。
Q2-9 PCT 国際調査報告書及び見解書のための検索外注業務における課題は何か — USPTO 契約の PCT 業務を実施するうえでの主な問題は、最良の先行技術の選択および USPTO ガイドラインに従う PCT 報告書の作成である。
Q2-10 受注している、区分ごとの検索外注業務は何件か（直近の会計年度 1 年分） — 機密情報（民間企業）。
Q2-11 検索外注業務専任のサーチャー 1 人当たりの検索外注業務件数は何件か（直近の会計年度 1 年分） — 機密情報（民間企業）。
Q2-12 サーチャーに対する教育の方法と期間はどうか — 当社の特許アナリスト（サーチャー）全員は、最低でも調査領域における学士号を有しており、多くは上級学位および/または法律の学位を有している。多くが USPTO において特許弁理士または特許弁護士とし

ての実務を行うために登録している。全員が、およそ 4 週間にわたる当社の社内講師による詳細特許調査研修を受講している。当社は、従業員に対する継続的教育の支援も行っている。
Q2-13 サーチャーの給与は、当該サーチャーの調査の質や処理する件数によって変動するのか — サーチャーは全て、正社員である。報酬は処理した案件数によらない。翌年の給与を決定する毎年の査定において、作業の質が考慮される場合がある。
Q3-1 登録調査機関に参入するときに充足が困難だった参入条件は何か — 最も難しい段階は、(1)適格なサーチャーを探しあて採用すること、(2)セキュリティ要件を含む政府の IT 要件を充足することである。
Q3-2 検索外注業務に対する今後の展望についてご教示いただきたい — USPTO は当社の業務に満足しているようであり、また、2011 年に新しい RFP を交付する予定である。当社は、将来の業務への入札を行う計画である。
Q4-1 一般の出願人から受託する調査業務と特許庁から受託する検索外注業務の違いは何か — USPTO 契約は、調査企業が PCT 見解書を作成することを義務付けている。それ以外の当社の調査業務は、見解を要求しないものが一般的である。
Q4-2 海外所在の外国企業から調査依頼を受託した経験はあるか — はい。
Q4-3 Q4-2 で Yes の場合、どこの国のクライアントからどのような調査（先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査などのいずれか）を依頼されたのか — 当社は、日本、欧州諸国、ブラジル、カナダ、中国、韓国を含む外国企業から、あらゆる種類の調査業務を大量に受注している。
Q4-4 登録調査機関であることが検索外注業務以外の業務にどのように影響するか — 当社は、USPTO 向けの調査業務を行っているため、好意的に見られていると考えている。

韓国グローバル企業（D 社）

Q1. 国内出願前に先行技術調査を行っているか — はい
Q2. Q1. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か — 明細書の品質向上、類似する先行技術検索による特許性の確保
Q3. 「国内出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — 外部調査会社（主に代理人事務所）。明細書を作成する主体が調査を行うことによって、明細書を作成する際に調査結果を反映させ、より充実した執筆とするため。
Q4. 「国内出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か — (b) a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。
Q5. 国内出願後、審査請求前に先行技術調査を行っているか — 多くはないが一部ある
Q6. Q5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か — 事業上、早期に審査及び特許登録が必要であり、優先審査を行おうとする場合に行う。
Q7. 「国内出願後、審査請求前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — 専門機関に依頼する。専門機関の審査結果を優先審査の申請に活用することができるため。
Q8. 「国内出願前、審査請求前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か — (b) a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。

Q9. 国内出願後、外国出願前（パリルート又はPCTルート）に先行技術調査を行っているか —はい
Q10. Q9.でYesの場合、先行技術調査の目的は何か —海外出願は主に事業上重要な案件であるため、綿密な先行技術調査により先行技術を回避する請求項の設定及び必要な実施例などを補充して、特許可能性を高め、広い範囲の特許権を確保するために行う。
Q11. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か —外部調査機関に依頼する。専門的な調査機関により、より綿密な先行技術調査を行うためのものであり、調査結果に対する分析は主に代理人事務所で行う。
Q12. 「国内出願後、外国出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か —(a) a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。
Q13. 国内出願後に先行技術調査を行っている場合、国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、なぜ再度先行技術調査を行うのか —調査目的が互いに異なる。国内出願前には明細書の品質向上のために概略的な先行技術調査を行い、国内出願後、特に海外出願前には主要特許の特許性などを確保するために、より綿密な先行技術調査を行う。
Q14. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、もしくは外部の調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査の実施方法を切り替えているのか —「費用」及び「調査結果の信頼性」を考慮して現在のような体系で運営している。
Q15. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのか —客観性の確保、及び調査人材の不足
Q16. 先行技術を依頼する調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて3つ挙げよ —費用、調査人材、調査経験
Q17. 外国出願する際に、現地の調査会社に先行技術調査を依頼することはあるか。 —ない。
Q18. Q17でYesの場合、どういった経緯でその調査会社を選んだか。

韓国グローバル企業E社

Q1. 国内出願前に先行技術調査を行っているか はい
Q2. Q1.でYesの場合、先行技術調査の目的は何か —類似件の存否を把握することができ、同一/類似件の存在時には提案されたアイディアの改善点を搜したり、拒絶理由に対する論理を事前に用意しておくため。
Q3. 「国内出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か —外部調査会社で行う。内部で行うには人材、時間が不足。
Q4. 「国内出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か —(b) a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。
Q5. 国内出願後、審査請求前に先行技術調査を行っているか —いいえ
Q6. Q5.でYesの場合、先行技術調査の目的は何か
Q7. 「国内出願後、審査請求前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か

Q8. 「国内出願前、審査請求前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。
Q9. 国内出願後、外国出願前（パリルート又は PCT ルート）に先行技術調査を行っているか いいえ
Q10. Q9. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か
Q11. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か
Q12. 「国内出願後、外国出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。
Q13. 国内出願後に先行技術調査を行っている場合、国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、なぜ再度先行技術調査を行うのか
Q14. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、もしくは外部の調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査の実施方法を切り替えているのか — 調査をすることができる能力を持つ人材が不足し、そのような能力を持っている人材は、調査業務まで行なう余裕がないため内部で調査を行わず外注する。
Q15. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのか — 調査をすることができる能力を持つ人材が不足し、そのような能力を持っている人材は、調査業務まで行なう余裕がないため内部で調査を行わず外注する。
Q16. 先行技術を依頼する調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて 3 つ挙げよ — 該当分野での評判、担当者の能力、費用。
Q17. 外国出願する際に、現地の調査会社に先行技術調査を依頼することはあるか。 — 国内出願前にのみ先行技術調査を行う。
Q18. Q17 で Yes の場合、どういった経緯でその調査会社を選んだか。

米国グローバル企業 F 社

Q1. 国内出願前に先行技術調査を行っているか — はい。
Q2. Q2. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か （例、確実に特許になる発明を出願するため、明らかに新規性のない発明を出願しないためなど） — 新規性のない特許出願の可能性を最小限にするため。
Q3. 「国内出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — 内部では先行技術調査を行っていないが、当社が教育を行ったインドの機関に外注している。このアプローチをとっているのは、調査費用を削減するためである。
Q4. 「国内出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 — 該当しない。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 — 当社にとって、質も料金も重要である。インドの機関に教育を行っているのはそのためである。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — 該当しない。
Q5. 国内出願後、外国出願前（パリルート又は PCT ルート）に先行技術調査を行っているか — いいえ。その時期には先行技術調査を行っていない。

Q6. Q5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か — 該当しない。
Q7. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — いいえ。その時期には先行技術調査を行っていない。
Q8. 「国内出願後、外国出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 — 該当しない。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 — 繰り返しになるが、この段階での先行技術調査を行っていないものの、当社にとって質も料金も重要である。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — 該当しない。
Q9. 国内出願後に先行技術調査を行っている場合、国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、なぜ再度先行技術調査を行うのか — 該当しない。
Q10. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、もしくは外部の調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査の実施方法を切り替えているのか — 該当しない。出願前の先行技術調査の目的では、外部の調査会社のみを利用している。
Q11. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのか — インドの調査会社に外注することで、コストパフォーマンスが格段に高くなるため。
Q12. 先行技術を依頼する調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて3つ挙げよ — 質、料金、スピード
Q13. 外国出願する際に、外国の調査会社に先行技術調査を依頼することはあるか。 — はい。特許出願に関する先行技術調査は、インドの調査会社に外注している。
Q14. 調査を依頼する外国の調査会社の事務所は出願希望国にあるか — 必ずしもそうでない。
Q15. Q13 で Yes の場合、どういった経緯でその調査会社を選んだか。 — 調査の質、専門性、料金を考慮して、インドの特定の会社を選択した。

米国グローバル企業 G 社に対するヒアリング結果

Q1. 国内出願前に先行技術調査を行っているか — はい。
Q2. Q2. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か （例、確実に特許になる発明を出願するため、明らかに新規性のない発明を出願しないためなど） — 特許性を判断するため。
Q3. 「国内出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — ほぼ全てが外部の調査会社による。これらの調査会社は、おそらくは先行技術調査の専門家である。当社は通常、個人の調査専門家を利用している。
Q4. 「国内出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 — 下記 Q4 への回答を参照のこと。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 — 下記 Q4 への回答を参照のこと。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — 下記 Q4 への回答を参照のこと。 — Q4 への回答：当社は、調査会社が質の高い先行技術調査報告を、妥当な料金で提供することを確保して

いる。
Q5. 国内出願後、外国出願前（パリルート又はPCTルート）に先行技術調査を行っているか — 通常は行っていない。
Q6. Q5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か — 該当しない。
Q7. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — 該当しない。Q5 への回答を参照のこと。
Q8. 「国内出願後、外国出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 — Q5 への回答を参照のこと。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 — Q5 への回答を参照のこと。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — Q5 への回答を参照のこと。
Q9. 国内出願後に先行技術調査を行っている場合、国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、なぜ再度先行技術調査を行うのか — ごくまれに、対応出願を担当する弁理士が、対応出願に関する過去の経験から、追加調査の実施を決定することがある。
Q10. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、もしくは外部の調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査の実施方法を切り替えているのか — Q3 への回答を参照のこと。
Q11. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのか — Q3 への回答を参照のこと。
Q12. 先行技術を依頼する調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて3つ挙げよ — 1. 発明の主題に関する経験の深さ、2. 納期遵守、3. 報告書の品質にばらつきがないこと
Q13. 外国出願する際に、外国の調査会社に先行技術調査を依頼することはあるか。 — いいえ。
Q14. 調査を依頼する外国の調査会社の事務所は出願希望国にあるか — 該当しない。
Q15. Q13 で Yes の場合、どういった経緯でその調査会社を選んだか。 — 該当しない。

米国グローバル企業H社

Q1. 国内出願前に先行技術調査を行っているか — はい。通常は行っている。
Q2. Q2. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か （例、確実に特許になる発明を出願するため、明らかに新規性のない発明を出願しないためなど） — より良い特許性の評価を行うため、および特許化可能な主題の範囲を定義するため。明らかに新規性に欠ける発明に関する出願や、クレームの範囲がクライアントのニーズに合わないと考えられるような出願を回避したい。
Q3. 「国内出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か — 当社では通常、先行技術調査を社内で行っている。これは、当該の技術について最も詳しい人物が調査を実施および評価する方が、より良い調査を実施できると考えているためである。
Q4. 「国内出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 — 下記 c を参照のこと。

b. 質、料金とも標準的であれば良い。 — 下記 c を参照のこと。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — この回答が関係するかどうかは不明だが、外部調査サービスを購入するとしたら、質と料金の間で良好なバランスがとれていることを望むだろう。
Q5. 国内出願後、外国出願前（パリルート又は PCT ルート）に先行技術調査を行っているか — 通常は行っていない。
Q6. Q5. で Yes の場合、先行技術調査の目的は何か — 該当せず。
Q7. 「国内出願後、外国出願前」における先行技術調査の実施者は、貴社の内部（技術者、知財担当者）、外部先行技術調査会社のいずれが行っているか、またそのような実施者としている理由は何か a. — 通常はこの時点での調査を行っていないが、もし行くとすれば、おそらく当社の社員によって行うだろう。 b. これは、当該の発明に関連する技術に詳しい人物によって調査を行った方が、正確なものになると考えているためである。
Q8. 「国内出願後、外国出願前」における外部調査会社による先行技術調査料金に対する考えは以下のいずれか、またその理由は何か — 当社としての意見なし。 a. 質が高ければ、料金が高くても良い。 — 該当せず。 b. 質、料金とも標準的であれば良い。 — 該当せず。 c. 料金が安ければ、質が低くても良い。 — 該当せず。
Q9. 国内出願後に先行技術調査を行っている場合、国内出願前に先行技術調査を行っているにも関わらず、なぜ再度先行技術調査を行うのか — 該当せず。通常はそのような調査を行っていない。
Q10. 貴社の内部で先行技術調査を実施する、もしくは外部の調査会社に先行技術調査を外注する、を使い分けているのであれば、どのような条件で、どのような理由で、調査の実施方法を切り替えているのか — 私の見解では、これまでに当社が調査を外注した事例は、主に社内リソースの制約によるものである。たとえば、必要な時間的枠組み内に調査を実施するための社内リソースを持たない場合、調査の主題に関するなんらかの専門知識が当社に不足している場合、もしくは外国語文献を調査したいのにその言語に精通したリソースを持たない場合などである。
Q11. すべての（もしくはほとんどの）先行技術調査を外部調査会社に外注しているのであれば、どのような理由でそうしているのか — 外注していない。
Q12. 先行技術を依頼する調査会社を新たに選定するときに重視するファクターについて 3 つ挙げよ — 作業の質、料金、納期の順守。当社からの委託業務を依頼、受信、および管理するための技術があるとなおよい。
Q13. 外国出願する際に、外国の調査会社に先行技術調査を依頼することはあるか。 — はい。
Q14. 調査を依頼する外国の調査会社の事務所は出願希望国にあるか — 場合による。
Q15. Q13 で Yes の場合、どういった経緯でその調査会社を選んだか。 — このようなサービスを販売する企業は、当社に営業してくるため、当社はそれらについて一般的に認識している。中には他のサービスを当社に販売している場合もあるため、その業務を通じてそのような企業を知ることもある。当社の調達グループは、これらの企業について詳しく、サービスの提供者の選択を手伝ってくれる。

韓国グローバル企業が依頼している先行技術調査会社 I 社

Q1. <御社のプロフィール>
Q1-1 設立年はいつか —2007 年
Q1-2 資本金はいくらか
Q1-3 売上高はいくらか（直近の会計年度 1 年分）
Q1-4 全従業員数は何人か —約 50 名
Q1-5 事業内容はどのようなものか —知財権に関する出願、紛争、調査等
Q1-6 各事業の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分）
Q1-7 他社との協業状況はどうなっているか
Q2. <調査事業の規模>
Q2-1. 技術動向調査、先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） —約 0%:99%:1%:0%（技術動向調査及びクリアランス調査は殆どなく、無効資料調査が時折あるが、売上げに 対比する程度に多くはない）
Q2-2. 先行技術調査の総受注件数は何件か（直近の会計年度 1 年分） —約 270 件
Q2-3. 先行技術調査のうち「出願前調査」、「審査請求前調査」、「外国出願前調査」の件数比率はどうな っているか（直近の会計年度 1 年分） —100%: 0%: 0%
Q2-4. 先行技術調査の近年（過去 3 年）の受注件数の推移はどうなっているか —増加する傾向にある。
Q2-5. 先行技術調査を依頼する顧客の規模、業種はどのようにになっているか —固定客であって、特定の傾向が把握できない。 *調査事業：技術動向調査（パテントマップ、定点観測など）、先行技術調査（出願前、審査請求前、外国 出願前など）、無効資料調査など
Q3. <人材>
Q3-1. 先行技術調査のサーチャーの人数は何人か —6 名
Q3-2. 先行技術調査のサーチャーに対する教育の方法及び期間はどうか —特に決まった教育課程はないが、通常 1 ヶ月の教育後、3 ヶ月程度の修習過程を経るようにしている。
Q4. <調査>
Q4-1. 先行技術調査のために主として用いる調査ツールは何か —WIPS
Q4-2. 先行技術調査のための調査範囲はどうなっているか（特許文献、非特許文献、国内／海外） —国内外の特許文献を中心に行なう。
Q4-3. 先行技術調査の 1 件あたりの料金はいくらか —特定クライアントとの特定料金となっているため、公開することは困難であるが、有効な文献を見つけた か否かによって料金変動する体系となっている。
Q4-4. 先行技術調査の料金が固定料金の場合、その調査範囲（特許文献／非特許文献／外国文献等の別、調 査ツール）および料金はどのようにになっているか —契約により固定料金で行っており、調査範囲や調査ツールによって変動しない。
Q4-5. 複数の固定料金メニューを有する場合、それぞれの調査範囲および料金はどのようにになっているか —上記参照
Q4-6. 先行技術調査の料金が案件ごとの個別料金になっているか —上記参照
Q4-7. 個別料金と固定料金を併用している場合、個別料金適用の条件は何か —現在としては個別料金を適用したケースはない。
Q4-8. 海外所在の外国企業から調査依頼を受託したことがあるか ない。

Q4-9. Q4-8. で Yes の場合、どこの国のクライアントからどのような調査（先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査などのいずれか）を依頼されたのか
Q4-10. 調査の質担保のために何をしているか —別途の特別な措置を取っていない。
Q5. その他 貴社の今後の事業展開に関してお聞かせ下さい —特に意見はない。

韓国グローバル企業が依頼している先行技術調査会社 J 社

Q1. <御社のプロフィール>
Q1-1 設立年はいつか —1981 年
Q1-2 資本金はいくらか
Q1-3 売上高はいくらか（直近の会計年度 1 年分）
Q1-4 全従業員数は何人か —約 200 名
Q1-5 事業内容はどのようなものか —知的財産権に関する出願、紛争、調査、コンサルティング、技術取引等
Q1-6 各事業の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分）
Q1-7 他社との協業状況はどうなっているか
Q2. <調査事業の規模>
Q2-1. 技術動向調査、先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） —約 25%:50%:15%:10%（政府事業に関する先行技術調査を除くと、約 40%:30%:20%:10%）
Q2-2. 先行技術調査の総受注件数は何件か（直近の会計年度 1 年分） —約 700 件（ただし、政府事業に関する先行技術調査件数が約 80%を占めており、一般企業からの依頼件数は約 150 件程度）
Q2-3. 先行技術調査のうち「出願前調査」、「審査請求前調査」、「外国出願前調査」の件数比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） —約 80%: 1%: 19%
Q2-4. 先行技術調査の近年（過去 3 年）の受注件数の推移はどうなっているか —政府事業に関する先行技術調査の件数は、政府政策によって変動するため、これを除き、一般企業からの受注件数を基準とすると、漸増傾向にある。
Q2-5. 先行技術調査を依頼する顧客の規模、業種はどのようになっているか —業種に特に偏る現象は見られないが、韓国企業の場合には、主にグローバル企業であり、外国企業の場合には、韓国に主なクライアントを持つ企業の場合が大部分である。無効調査の場合には、周囲の推薦や紹介を通じて依頼が来て、先行技術調査及びクリアランス調査の場合には固定客の場合が多い。 *調査事業：技術動向調査（パテントマップ、定点観測など）、先行技術調査（出願前、審査請求前、外国出願前など）、無効資料調査など
Q3. <人材>
Q3-1. 先行技術調査のサーチャーの人数は何人か —調査専任人員は 6 名であり、その外他の業務を平行して行う人材は相当数である。
Q3-2. 先行技術調査のサーチャーに対する教育の方法及び期間はどうか —特に決まった教育課程はなく、基本的な教育後に、約 1～2 年は先任者の指導の下で訓練する。
Q4. <調査>
Q4-1. 先行技術調査のために主として用いる調査ツールは何か —WIPS
Q4-2. 先行技術調査のための調査範囲はどうなっているか（特許文献、非特許文献、国内／海外） —主に国内外の特許文献、特別な要請がある場合に限り非特許文献まで拡張する。
Q4-3. 先行技術調査の 1 件あたりの料金はいくらか

—調査範囲によってその変動幅が非常に大きく、出願を前提にする場合とそうではない場合によっても料金は変わる。
Q4-4. 先行技術調査の料金が固定料金の場合、その調査範囲（特許文献／非特許文献／外国文献等の別、調査ツール）および料金はどのようになっているか —料金表では、調査対象 DB(KR、JP、US、EP、WIPO)を追加すると基本料金に加えて、料金が加算されるようになっている。算出された料金は上限額を表しており、実際の調査に所要した時間に応じてその上限額の範囲内で請求するようにしている。このような料金表が用意されてはいるが、それとは無関係に、クライアントからの要請に応じて概略の調査によって見積りを算出して提供し、クライアントから正式依頼を受けて進行する人が多い。見積りを事前に提供するか、または調査料の上限額がクライアントから指定されて依頼される人が多い。一部クライアントは契約によって1件当たりの料金が固定料金になっているケースもある。
Q4-5. 複数の固定料金メニューを有する場合、それぞれの調査範囲（特許文献／非特許文献／外国文献等の別、調査ツール）および料金はどのようになっているか —上記参照
Q4-6. 先行技術調査の料金が案件ごとの個別料金になっているか 上記参照
Q4-7. 個別料金と固定料金を併用している場合、個別料金適用の条件は何か —クライアントの要請に応じて異なるように定めるに過ぎない。定期的な場合には、クライアントが固定料金を希望するケースが多く、非定期的な場合には個別料金を適用するケースが多い。
Q4-8. 海外所在の外国企業から調査依頼を受託したことがあるか. ある。
Q4-9. Q4-8. で Yes の場合、どこの国のクライアントからどのような調査（先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査などのいずれか）を依頼されたのか —日本企業からのクリアランス調査、アメリカ及びヨーロッパ企業からの無効資料調査を依頼されたことがある。
Q4-10. 調査の質担保のために何をしているか —調査のプロセスが内部的に定められている。
Q5. その他 貴社の今後の事業展開に関してお聞かせ下さい —海外クライアントに対しては、調査に対するニーズは増加しているが、言語や費用の問題がある。その一方、韓国はグローバル調査に対して言語的にも費用的にも最も適する位置にあると思う。国内クライアントに対しては、先行技術調査を越えて、技術動向調査、無効資料調査、クリアランス調査を強化して行く必要があると思う。 韓国で特許事務所以外に特許調査を依頼することができるのは、WIPS と KIPI 以外には知られている業者は殆どない。インターネットで検索すると特許調査ができるというサイトがヒットするが、大部分は特許事務所が運営している。WIPS や KIPI 以外の小規模の調査会社は、会社といっても特許事務所が設立して運営していたり、大企業出身が退職した後、その企業の先行技術調査を引き受けているスタイルが大部分であり、全体の数は極めて少ない。その理由を考えて見る、まず、韓国では国内文献に対する調査は意味がないので、少なくとも日本、ヨーロッパ、アメリカ、WIPO の DB を用意しなければならない。このためには相当な費用がかかるが、それに比べて調査需要は非常に少ない。U 社以外には、V 社、W 社、X 社などの大企業も先行技術調査をしていない。Y 社や Z 社などの一部企業が先行技術調査の必要性を認識して、調査を始めたが、特許事務所に任せている。零細調査業社より特許事務所がより信頼性があると判断したためと思われる。外国からの特許調査の需要も殆どない状況なので、U 社の先行技術調査や特許庁の外注調査をしない限り調査業を運営することは事実上不可能と思われる。WIPS は、本来調査業が主な業務ではなく、特許情報検索サイトを運営して使用料により運営されている会社である。KIPI は特許庁の傘下機関として韓国特許情報の公開を主な業務にしている会社であってこちらも特許調査は主な事業ではない。現在特許庁の外注事業をしていますが、一般企業からの依頼は多いとは言えない。韓国で特許調査を主な収入源とする会社の運営は、U 社の先行技術調査、あるいは特許庁の外注調査をしていない限り殆ど不可能であると言える。

米国グローバル企業が依頼している先行技術調査会社 K 社

Q1. <御社のプロフィール>
Q1-1 設立年はいつか — 1949 年
Q1-2 資本金はいくらか — 機密情報（民間企業）
Q1-3 売上高はいくらか（直近の会計年度 1 年分） — 機密情報（民間企業）
Q1-4 全従業員数は何人か — 116 人（2010 年 11 月末時点）。
Q1-5 事業内容はどのようなものか — 当社の事業内容： ・特許・法律・技術翻訳 ・特許調査 ・特許分析 ・国際情報検索 ・全額出資の子会社が特許関連の研修プログラムを提供
Q1-6 各事業の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） — 機密情報（民間企業）。当社の事業の大半は特許調査である。
Q1-7 他社との協業状況はどうなっているか — 協業していない。
Q2. <調査事業の規模>
Q2-1. 技術動向調査、先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査の売上比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） — 売上高を基準にすれば、出願前調査が約 40%、クリアランス調査（有効性、侵害、および自由利用を含む）が約 50%。
Q2-2. 先行技術調査の総受注件数は何件か（直近の会計年度 1 年分） — 2500 件以上
Q2-3. 先行技術調査のうち「出願前調査」、「外国出願前調査」の件数比率はどうなっているか（直近の会計年度 1 年分） — 不明。顧客が出願前調査の目的やタイミングを当社に伝えることはまれである。
Q2-4. 先行技術調査の近年（過去 3 年）の受注件数の推移はどうなっているか — 毎年増加傾向である。
Q2-5. 先行技術調査を依頼する顧客の規模、業種はどのようになっているか — 当社の顧客は、あらゆる種類の技術にまたがり、個人から大手までのあらゆる種類の企業（40%）および特許弁理士（60%）である。近年では、企業からの依頼の割合が増えている。 *調査事業：技術動向調査（パテントマップ、定点観測など）、先行技術調査（出願前、審査請求前、外国出願前など）、無効資料調査など
Q3. <人材>
Q3-1. 先行技術調査のサーチャーの人数は何人か — 約 75 人（USPTO 向けの PCT 調査担当を含む）。
Q3-2. 先行技術調査のサーチャーに対する教育の方法及び期間はどうか — 当社の特許アナリスト（サーチャー）全員は、最低でも調査領域における学士号を有しており、多くは上級学位および/または法律の学位を有している。多くが USPTO において特許弁理士または特許弁護士としての実務を行う登録をしている。全員が、およそ 4 週間にわたる当社の社内講師による詳細特許調査研修を受講している。当社は、従業員に対する継続的教育の支援も行っている。
Q4. <調査>
Q4-1. 先行技術調査のために主として用いる調査ツールは何か — 可能な限り最良の先行技術を提供するために、顧客の依頼範囲に応じて、米国および米国以外の特許情報ならびに非特許文献を含め、包括的な調査が行われる。当社の主な情報源は Minesoft Patbase データベ

ースで、USPTO の EAST/PubWest データベースよりも好んで利用している。これは、Minesoft Patbase の方が、米国以外の文献をより広範に含んでいるためである。USPTO の EAST/PubWEST データベースも使用しており、当社の考えでは EAST のインターフェイスが最良である。これ以外に当社のサーチャーが利用可能な情報源には、以下を含む。 • Questel Orbit.com • LexisNexis TotalPatent • Thomson Innovation • Thomson PatentWeb • Elsevier Engineering Village • ProQuest • Dialog • STN • IEEE Xplore • ACM (Association for Computing Machinery) • Dow Jones Factiva • USPTO Examiner Automated Search Tool (EAST)/PubWEST • Directory of Open Access Journals (DOAJ) • OpenDOAR • PubMed • Scirus, Scitopia, Google Scholar • ScienceResearch.com, Scienc.gov, WorldWideScience.org, TechXtra, and Science Accelerator • 各種のデジタルライブラリー
Q4-2. 先行技術調査のための調査範囲はどうなっているか（特許文献、非特許文献、国内／海外） — 調査範囲は、顧客の要請で決定する。Q4-1 および Q4-3 に対する回答を参照のこと。範囲は、「4 時間以内に見つけられる最良の先行技術」から「あらゆる場所を検索して可能な限り全てを見つける」までと幅広い。
Q4-3. 先行技術調査の 1 件あたりの料金はいくらか — 当社は 1 時間あたり 130 ドルの料金を設定している。調査料金は、要請範囲や技術などによって異なる。Q4-2 に対する回答を参照のこと。
Q4-4. 先行技術調査の料金が固定料金の場合、その調査範囲（特許文献／非特許文献／外国文献等の別、調査ツール）および料金はどのようになっているか — 該当せず。
Q4-5. 複数の固定料金メニューを有する場合、それぞれの調査範囲（特許文献／非特許文献／外国文献等の別、調査ツール）および料金はどのようになっているか — 該当せず。
Q4-6. 先行技術調査の料金が案件ごとの個別料金になっているか — はい。Q4-3 に対する回答を参照のこと。
Q4-7. 個別料金と固定料金を併用している場合、個別料金適用の条件は何か（難解な技術、外国文献が調査対象、利用料金が高額な DB を用いる等） — 該当せず。
Q4-8. 海外所在の外国企業から調査依頼を受託したことがあるか — はい。
Q4-9. Q4-8. で Yes の場合、どこの国のクライアントからどのような調査（先行技術調査、無効資料調査、クリアランス調査などのいずれか）を依頼されたのか — 当社は、日本、欧州諸国、ブラジル、カナダ、中国、韓国を含む外国企業から、あらゆる種類の調査業務を大量に受注している。
Q4-10. 調査の質担保のために何をしているか — 各技術グループ内の管理職レベルの品質管理担当者が、各報告書および採用した調査戦略を審査することで、質および顧客の要請の順守を保証している。
Q5. その他 貴社の今後の事業展開についてお聞かせ下さい — 当社は、今後も堅調な成長を続ける見込みである。

韓国の制度に関する資料

[添付 1] 検索外注業務に関する法令など⁷⁷

特許法及び同法施行令	-特許法第 58 条第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 2 -同法施行令第 8 条の 2、第 8 条の 3
実用新案法及び同法施行令	-実用新案法第 15 条 -同法施行令第 9 条第 1 項
特許庁告示第 2009-45 号 (2009. 12. 28)	[先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領]-別途添付-

〈特許法〉

第 58 条(先行技術の調査など) ①特許庁長は、特許出願の審査(国際出願に対する国際調査及び国際予備審査を含む。)において必要であると認めるときには、専門機関を指定して先行技術の調査、国際特許分類の付与、その他大統領令が定める業務を依頼することができる。

②(省略)

③第 1 項の規定による専門機関の指定基準など、指定に関して必要な事項と先行技術の調査または国際特許分類の付与などの依頼手続に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 58 条の 2(専門機関指定の取消しなど) ① 特許庁長は、第 58 条第 1 項の規定による専門機関が第 1 号に該当する場合には、専門機関の指定を取消さなければならず、第 2 号に該当する場合には、その指定を取消し、あるいは 6 ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

1. 虚偽その他不正な方法で専門機関の指定を受けた場合
2. 第 58 条第 3 項の規定による指定基準に適合しなくなった場合

②特許庁長は、第 1 項の規定により専門機関の指定を取消そうとするときには、聴聞を実施しなければならない。

③第 1 項の規定による専門機関の指定取消し及び業務停止の基準と手続などに関して必要な事項は、知識経済部令で定める。

⁷⁷翻訳は YOUME 特許法人による。

＜特許法施行令＞

第 8 条の 2(専門機関の指定基準) ① 特許庁長は、法第 58 条第 3 項により次の各号の要件を全て備えた法人を法第 58 条第 1 項による専門機関(以下 “専門機関” という。)に指定することができる。

1. 先行技術の調査業務または国際特許分類の付与業務に必要な文献及び装備を確保すること。
2. 先行技術の調査業務または国際特許分類の付与業務を遂行することができる専担人材及び組織を確保すること。
3. 役・職員のうち、「弁理士法」 第 2 条による業務を行う他の機関の役・職員を兼ねる者または同法第 5 条により登録した弁理士がいないこと。
4. 先行技術の調査業務または国際特許分類の付与業務と関連した役・職員、施設及び装備に対する保安体系を備えること。

②第 1 項により指定された専門機関が先行技術の調査業務または国際特許分類の付与業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことにより先行技術の調査業務または国際特許分類の付与業務が不公正になってはならない。

③専門機関として指定を受けようとする者は、専門機関指定申請書に第 1 項各号の要件を全て備えた事実を証明することができる書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

④第 1 項の各号の規定による文献・装備・専担人材及び組織の確保に関する細部的な基準、保安体系の具体的な基準及び専門機関の運営に関して必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

第 8 条の 3(先行技術の調査依頼) ① 特許庁長は、法第 58 条第 1 項により先行技術の調査または国際特許分類の付与が必要であると認められる特許出願または国際出願に対しては、専門機関に先行技術の調査または国際特許分類の付与を依頼することができる。

②専門機関の長は、特許庁長から第 1 項による先行技術の調査または国際特許分類の付与を依頼された場合には、その調査結果またはその付与結果を特許庁長に迅速に通知しなければならない。

③特許庁長は、第 2 項による調査結果または付与結果がその特許出願または国際出願に対する先行技術または国際特許分類を把握するに不充分と認められる場合、調査範囲などを定めてその専門機関の長に先行技術の調査または国際特許分類の付与を再依頼することができる。

④第 3 項の再依頼に関しては第 2 項を準用する。

＜実用新案法＞

第 15 条（「特許法」の準用） 実用新案登録出願の審査・決定に関しては、「特許法」第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 60 条、第 61 条、第 63 条の 2、第 64 条から第 66 条まで、第 66 条の 2、第 67 条、第 67 条の 2、第 68 条及び第 78 条を準用する。

＜実用新案法施行令＞

第 9 条（「特許法施行令」の準用） ① 実用新案登録に関する出願・請求、その他手続に関しては、「特許法施行令」第 2 条から第 4 条まで、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 11 条から第 16 条まで及び第 18 条を準用する。

②（省略）

先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領⁷⁸

[施行 2010. 1. 7] [特許庁告示第 2009-45 号、2009. 12. 28、一部改正]

特許庁特許審査支援課 042-481-5395

第 1 条 (目的) 本要領は特許法第 58 条第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 2、同法施行令第 8 条の 2、第 8 条の 3、実用新案法第 15 条及び同法施行令第 9 条第 1 項の規定による先行技術調査専門機関(以下、「専門機関」という。)の指定及び運営に関して必要な事項を規定することをその目的とする。

第 2 条 (適用範囲) ①本要領は特許法第 58 条及び実用新案法第 15 条に規定された先行技術の調査(以下、「調査業務」という。)に適用する。

②第 1 項に規定された調査業務は特許・実用新案登録出願または国際出願に区分され、特別に区分する場合を除いては、特許・実用新案登録出願及び国際出願を全て含むものとみなす。

③専門機関の指定及び運営に関して他の法令に特別な規定がある場合を除いては本要領が定めるところに従う。

第 3 条 (専門機関の指定要件) 専門機関として指定を受けようとする者は次の各号の要件を全て備えている法人とする。

1. 先行技術調査に必要な文献及び装備などを保有していること

イ. 文献：韓国、日本、米国、EPO 及び WIPO の特許・実用新案文献(別表 1)を自主的に DB で保有しているか、これらの文献を保有している DB に常時接続して検索することができる環境を備えていること

ロ. 装備：電算検索用装備

2. 調査業務を遂行することができる専門担当体系及び調査員を備えていること

イ. 専門担当組織及び専用事務室を備えていること

ロ. 調査員の数は専門機関指定業務分野に応じて次の要件を備えていること

但し、専門機関指定後 2 年目からは第 9 条第 2 項に規定された調査員 1 人当りの年間調査件数の範囲内で調査員を調整することができる

(1) 特許・実用新案登録出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める技術分野別に 10 名以上であること

(2) 国際出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める最小人数以上であること

ハ. 調査員は正規職勤労者また期間制勤労者(期間を定めて勤労契約を締結した者)であって、検索能力及び専門機関指定業務分野に応じて次の要件を備えていること

(1) 特許・実用新案登録出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める技術分野に関連した学士以上の学位を保有した者

(2) 国際出願の場合には、専門機関指定計画公告で定める技術分野に関連した学士以上の学位を保有し

⁷⁸翻訳は YOUME 特許法人による。

た者であって、英語能力検定試験基準点数(別表 2)以上を保有するか、特許庁長が認める国際出願先行技術調査教育過程を履修した者

ニ. ハ目で規定する検索能力を保有する者とは、次のいずれか一つに該当する者をいう

(1) 特許庁長が認める 80 時間以上の特許・実用新案登録出願の先行技術調査教育過程を履修した者

(2) 2 年以上の先行技術調査業務(専門機関の特許庁先行技術調査業務、特許庁の特許技術動向調査事業、特許庁の審査及び先行技術調査業務をいう。)を担当したと認められる者

3. 役・職員のうち、「弁理士法」第 2 条による業務を行う他の機関の役・職員を兼ねる者または同法第 5 条により登録した弁理士がいないこと

4. 調査業務に関連して、保安現況調査表(別表 3)に規定された保安体系が備えられていること

5. 第 4 号に規定された保安現況調査表の各点検項目は“良好”、“普通”、“不十分”のいずれか一つで評価し、全ての点検項目に対して“良好”または“普通”を獲得する場合に保安体系を備えたことと認定

6. 第 5 号に規定された“良好”は該当の点検項目に対する措置が充分であると認められる場合、“普通”は該当の点検項目に対する措置が不十分ではあるが、補完は容易であると認められる場合、“不十分”は該当の点検項目に対する措置が不十分であり、補完も容易ではないと認められる場合をいう

第 4 条(専門機関の指定計画公告及び指定申請) ①特許庁長は調査物量、既に指定された専門機関の数及び品質水準などを考慮して指定予定である業務・技術分野及び専門機関の数を定めて専門機関の指定計画を公告することができる。

②第 1 項の規定による専門機関指定計画に基づいて専門機関として指定を申請しようとする者は、先行技術調査専門機関指定申請書(別紙第 1 号書式)に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。申請業務・技術分野は専門機関指定業務・技術分野(別表 4)別に記載する。但し、第 1 号書類は「電子政府法」第 21 条第 1 項による行政情報の共同利用を通じて特許庁長が確認した場合には、これをもって提出に代える。

1. 法人登記簿謄本

2. 定款及びその他これに準ずる約定

3. 調査業務に必要な文献の DB 保有内容(または、DB に常時接続して検索することができる環境の具備内容)及び検索設備の保有現況

4. 申請機関の全体組織、専門担当組織及び専用事務室の確保現況(配置図を含む)

5. 次の各項目の書類を添付した役員・調査員の現況

イ. 氏名及び経歴などを記載した書類 1 部

ロ. 調査員の学位証明書の写し 1 部(卒業予定者の場合には卒業予定証明書の写し 1 部)

ハ. 調査員の勤労契約書の写し 1 部

ニ. 調査員の在職証明書の写し 1 部

ホ. 次のいずれか一つに対する加入立証資料 1 部

(1) 「国民年金法」による国民年金保険

- (2) 「国民健康保険法」による国民健康保険
- (3) 「産業災害補償保険法」による産業災害補償保険
- (4) 「雇用保険法」による雇用保険

へ．特許・実用新案登録出願の先行技術調査教育過程修了証の写し 1 部

ト．国際出願の場合には次のいずれか一つに対する立証資料

- (1) 指定計画公告日付を基準として有効期間が経過していない英語能力検定試験成績証明書 1 部
- (2) 国際出願の先行技術調査教育過程修了証の写し 1 部

6. 役・職員の弁理士資格証の取得と弁理業登録現況及び弁理業運営機関の役・職員兼職現況

7. 調査業務規定

8. 申請機関の一般現況、先行技術調査類似事業の実績、調査業務以外の業務を行う際にはその業務の種類及び概要

9. 役員・調査員の誓約書(別紙第 2 号書式)

③第 2 項第 7 号の調査業務規定には次の各号の内容が含まれなければならない。

- 1. 調査対象業務・技術分野
- 2. 調査業務の実施及び品質管理方法に関する事項
- 3. 調査員の選任及び解任に関する事項
- 4. 調査員の新規教育及び補修教育に関する事項
- 5. 調査業務に関する帳簿、書類及び資料の備置と保存に関する事項

6. 調査業務に関する保安管理遂行体系(組織、人員)、専用事務室の保安統制対策、情報通信システム設置場所の保安統制対策、主電算機・端末器・ネットワークなどの技術的な保安対策、資料の保安対策などに関する事項

④専門機関の長は既に指定された業務・技術分野の以外に新たな業務・技術分野を追加で申請しようとする場合には、先行技術調査専門機関指定申請書(別紙第 1 号書式)に第 2 項第 3 号ないし第 9 号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

第 5 条(専門機関の実態調査) 特許庁長は第 4 条の規定による先行技術調査専門機関指定申請がある場合には、該当の業務・技術分野の審査官及び電算・DB 検索分野の専門家などで実態調査班を構成して第 3 条に規定された専門機関の指定要件を満たすか否か及び第 4 条第 2 項の規定による指定申請書の記載内容の事実のほどを調査するようにする。

第 6 条(専門機関の技術評価委員会) ①特許庁長は第 4 条の規定による先行技術調査専門機関の指定申請がある場合に、専門機関としての適合性についてを審議するために専門機関技術評価委員会を構成する。

②専門機関技術評価委員会は機械金属建設審査局長、化学生命工学審査局長、電気電子審査局長及び情報通信審査局長が学界・産業界・弁理業界などから各々 2 名ずつ推薦した外部委員 8 名及び電気電子審査局長から構成され、特許審査支援課長が幹事となる。この場合に、委員長は技術評価委員のうちから互選する。

③専門機関技術評価委員会は先行技術調査専門機関指定申請書及びその添付書類と第 5 条の規定による専門

機関の実態調査結果、並びに特許審査支援課の検討意見を参酌して先行技術調査専門機関の指定可否を審議する。この際に、必要な場合には関係者の意見を聞くことができる。但し、第4条第4項の規定による追加申請がある場合には二審の手続を省略することができる。

④第1項の規定による審議事項は、技術評価委員の2/3以上の出席と出席委員の過半数でもって決定する。

⑤第1項の規定による指定可否の審議結果、指定要件を満たす申請機関の数が第4条第1項の規定による指定予定である専門機関の数を超過する場合には、指定要件を満たす申請機関を対象として評価した項目別細部評価表(別表5)の合計点数の順位により専門機関の指定可否を決定する。

⑥指定要件を満たすことがない事由が軽微な場合には、これを補完する条件で専門機関を指定することができる。

⑦幹事は専門機関技術評価委員会の審議結果を会議録として作成する。

第7条(指定書の交付など) ①特許庁長は第6条の規定による専門機関技術評価委員会の審議結果を申請人に直ちに通知する。

②特許庁長は第1項の規定により専門機関として指定された機関に対しては、先行技術調査専門機関指定書(別紙第3号書式)を交付しなければならない。また、先行技術調査専門機関指定書の記載事項が変更された場合には再度交付しなければならない。

第8条(調査用役の事業計画公告) 特許庁長は事業開始前に調査対象業務・技術分野、調査物量及び事業予算などの事業計画を公告しなければならない。

第9条(事業計画書などの提出) ①専門機関の長は第8条の規定による用役事業に参加しようとする際には、事業計画書などの事業計画公告時に要求する提出書類を特許庁長に提出しなければならない。

②専門機関の長は第8条の公告に含まれている当該専門機関の調査物量に応じて次の各号の基準により調査員の投入計画を当該年度事業計画書に含まなければならない。

1. 特許・実用新案登録出願の場合には調査員1人当りの年間調査件数は280件以内
2. 国際出願の場合には調査員1人当りの年間調査件数は140件以内

第10条(複数で指定された専門機関に対する調査物量の配分など) ①特許庁長は専門機関が複数で指定されている業務・技術分野に対しては当該年度の調査物量を次の計算式に基づいて配分する。

・当該専門機関の調査物量の配分比率＝

$$\frac{\text{当該専門機関の前年度の品質評価点数}}{\text{前年度の品質評価点数の平均}} \times \frac{\text{当該専門機関の前年度の調査物量}}{\text{前年度の調査物量の合計}}$$

・専門機関別の調査物量＝当該年度の全体調査物量 $\times$ $\frac{\text{当該の専門機関の調査物量の配分比率}}{\text{専門機関の調査物量の配分比率の和}}$

②第1項の規定による品質評価点数は、審査官が前年度の一定期間の間の審査過程において先行技術調査報告書の品質評価基準(別表6ないし別表8)に基づいて評価した件を基準として次の通り算定し、前年度の調査業務に参加実績がない専門機関は該当の業務・技術分野の専門機関別の前年度品質評価点数のうちの最下

位の点数を適用する。

品質評価点数=品質点数の総合計÷ 品質評価の総件数

③新規で指定された専門機関の場合は、第 10 条第 1 項による調査物量は専門機関の指定業務分野により次の各号のとおり付与する。

1. 特許・実用新案登録出願の場合には技術分野別に 2,000 件
2. 国際出願の場合には専門機関指定計画公告で定める件数

④特許庁長は調査業務の専門性を確保するために必要な場合には専門機関の調査物量を該当の業務・技術分野のうちの特定分野に限定して配分することができる。

⑤特許庁長は調査業務の公正性または保安性を確保するために必要な場合には該当専門機関の調査範囲を制限することができる。

⑥特許庁長は第 2 項の規定による品質評価点数を公開することができる。

第 11 条(専門機関の指定制限) 特許庁長は第 4 条の規定による先行技術調査の専門機関指定申請がある場合、次の各号のいずれかに該当する法人を専門機関として指定してはならない。

1. 特許法第 58 条の 2 第 1 項第 1 号に該当し、専門機関指定が取消された法人の取消当時の役員であった者が役員をしている法人(取消された日から 2 年が過ぎていない者に限る)

2. 特許法第 58 条の 2 第 1 項第 1 号により専門機関の指定が取消された後 2 年が過ぎていない法人

第 12 条(契約単価の決定) 特許庁長は専門機関が提出する見積書を受け、予定価格以内で契約単価を決定する。

第 13 条(調査結果の報告) ①専門機関の長は先行技術調査報告書(特許・実用新案登録出願の場合は別紙第 4 号書式、国際出願の場合は別紙第 5 号書式)を審査官に書面または電子文書で報告するか或いは審査官を直接訪問して発明の内容と調査結果を説明する方式で報告することができる。

②専門機関の長は先行技術調査報告書(特許・実用新案登録出願の場合は別紙第 4 号書式、国際出願の場合は別紙第 5 号書式)に別表 1 に規定した範囲以外の特許・実用新案文献や論文資料などを引用文献として提出することができる。

第 14 条(再調査要求) 特許庁長は先行技術調査報告書(特許・実用新案登録出願の場合は別紙第 4 号書式、国際出願の場合は別紙第 5 号書式)の内容が不十分であると認められる場合には該当専門機関に再調査を要求することができる。

第 15 条 削除

第 16 条(秘密遵守義務など) ①専門機関の役・職員は調査業務と関連して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

②専門機関の長は調査員が専用事務室内のみで調査業務を随行するようにし、次の各号に該当する場合には、出願の内容が専用事務室の外部に流出しないように措置しなければならない。

1. 特許法第 64 条の規定により出願公開された特許・実用新案登録出願ではない場合
2. 特許法第 87 条の規定により登録公告された特許・実用新案登録出願ではない場合

3. 特許協力条約第 21 条の規定により国際公開された国際出願ではない場合

第 17 条(監督、報告および専門機関の義務など)①特許庁長は本要領の施行および先行技術調査品質向上のために必要であると認める時には、その専門機関に対し先行技術調査業務に関して監督上、必要な命令を下すことができる。

②特許庁長は毎年契約締結前とその他に必要な場合に、専門機関が第 3 条に規定した指定要件を満たしているか否かを調査することができる。

③専門機関の長は第 4 条第 2 項各号に規定した事項が変更された場合には、変更された日から 7 日以内に特許庁長に報告しなければならない。この場合、役員・調査員が変更される場合には、該当役員・調査員の誓約書(別紙第 2 号書式または別紙第 2 号の 2 書式)を添付しなければならない。

④第 3 項の規定により変更された調査員は第 3 条第 2 号ハ目およびニ目の規定を満たさなければならない。

⑤特許庁長は専門機関が本要領に規定した事項を遵守しないか、調査業務遂行を遅滞し損害が発生した時には、当該専門機関にその損害の賠償を要求することができる。

第 18 条(指定の取消など)特許庁長は専門機関が第 3 条に規定した専門機関の指定要件を満たすことができなくなった場合には、特許法施行規則第 36 条の 2 による措置を取る。ただし、調査員の数が第 3 条第 2 号の規定による調査員の数に未達となった場合の措置は、未達となった日から 3 ヶ月以内に調査員を補充しなかった時に限って適用する。

第 19 条(再検討期限)「訓令・例規などの発令および管理に関する規定」(大統領訓令第 248 号)により本告示後の法令や現実条件の変化などを検討し、この告示の廃止、改正などの措置を取るべき期限は 2012 年 8 月 24 日までとする。

付則<第 2009-45 号、2009. 12. 28>

第 1 条(施行日)本告示は 2010 年 1 月 7 日から施行する。

第 2 条(適用例) [別表 6]、[別表 7]および[別表 8]による先行技術調査報告書品質評価基準による先行技術調査報告書は施行日から適用する。

【別表 1】

特許・実用新案文献

区分	文献種類	期間	資料形態
韓国	特許公告および公開	1947 年～	全文
	実用新案公告および公開	1947 年～	全文
日本	特許公開	1975 年～	全文
	実用新案公開	1975 年～	全文
米国	特許公告および公開	1975 年～	全文
EPO	特許公開	1978 年～	全文
WIPO	PCT 公開	1978 年～	全文

※ 2004 年現在の特許庁の DB 保有基準である。

【別表 2】

英語能力検定試験基準点数

英語能力検定試験種類		基準点数
テプス (TEPS)	ソウル大学校英語能力検定試験 (Test of English Proficiency, Seoul National University)	702 点以上
トーフル (TOEFL)	ETS (Education Testing Service) で施行する試験 (Test of English as a Foreign Language)	CBT 240 点以上
		iBT 94 点以上
トーイック (TOEIC)	ETS (Education Testing Service) で施行する試験 (Test of English for International Communication)	810 点以上

【別表 3】

保安現況調査表

会社名：

調査日：200 . . .

調査者：

	点検項目	点検結果		
		良好	普通	不十分
管理的 保安体系	1-01 保安組織(専担組織)が構成されているか。			
	1-02 保安組織の役割および責任が定義されているか。			
	1-03 保安活動が円滑に進行されるための技術支援を受けているか。(外部の用役会社との維持保守契約など)			
	1-04 保安協議体が構成・運営されているか。(CEO、保安担当者、先行技術調査チーム長などから構成された協議体など)			
	1-05 保安内規を樹立したか。			
	1-06 保安内規に対し CEO の決裁を受けたか。			
	1-07 保安内規を実現するための下部指針および手続が備えられているか。			
	1-08 保安内規・指針などが全役職員に配布され施行されているか。			
	1-09 調査業務と関連した役職員の採用および退職時の保安誓約書を徴求するか。			
	1-10 文書化された保安教育および訓練計画が存在するか。			
	1-11 保安教育は計画により良好に履行されているか。			
	1-12 保安教育は全役職員を包むか。			
	1-13 保安担当者に対する専門的な外部教育が実施されるか。			
	1-14 定期的な保安点検および監査が施行されているか。			
	1-15 保安事故予防対策および事故者の処罰規定があるか。			
	1-16 保安事故類型および処罰規定に対し役職員が熟知しているか。			
	1-17 先行技術調査業務を遂行するための事故や危機状況発生対策が備えられているか。(未公開出願伝送室の火災発生時の対策など)			
物理的 保安体系	2-01 保護が必要な装備および施設に対し制限区域を指定、管理しているか。			
	2-02 制限区域に対する出入統制装置(指紋認識またはデジタルロック装置)が設置されているか。			
	2-03 制限区域および作業場に対する出入者記録簿を記録・管理しているか。			
	2-04 作業場は災害および外部の侵入から安全か。			
	2-05 作業場に消火設備など防災施設が備えられているか。			

	2-06	専用事務室内の出願書類破棄のための文書細断機が設置されているか。			
	2-07	VPN 室(出願書伝送室)が別途に備えられ、統制区域として管理され、専用プリンターが設置されているか。			
	2-08	未公開出願に対する管理台帳および保管専用二重ロックキャビネットが設置されているか。			
技術的 保安体系	3-01	侵入遮断システムが構築されているか。			
	3-02	侵入遮断システムの電算設定が良好であるか。(非認可接近の完全遮断など)			
	3-03	侵入遮断システムを迂回するネットワーク経路が存在するか。			
	3-04	侵入探知システムが構築されているか。			
	3-05	回線暗号化装備または暗号化 SW を運営しているか。			
	3-06	サーバー保安のための SW または装備が備えられているか。			
	3-07	主要データに対するバックアップが適切に遂行されているか。			
	3-08	情報保護システムを運営・管理する専担者がいるか。			
	3-09	PC 毎の使用者および管理責任者を指定し、履歴管理のための管理台帳が記録・管理されているか。			
	3-10	PC にウイルス対策 SW が設置され、良好に運営されているか。			
	3-11	PC にファイアーウォールが設置されているか。			
	3-12	ノートブック、移動式記憶装置に対する統制および管理が適切に行われているか。			
	3-13	未公開出願を出力する時には用紙毎に出力日時、出力者などを表示するデジタル権限管理プログラム(DRM)が設置されているか。			

※保安現況調査表の各点検項目は“良好”、“普通”、“不十分”のうちの一つで評価し、全ての点検項目に対し“良好”または“普通”を獲得する場合、保安体系を備えたと認定。

※ “良好”は当該点検項目に対する措置が十分であると認められる場合、“普通”は該当点検項目に対する措置が不完全であるが、補完が容易であると認められる場合、“不十分”は当該点検項目に対する措置が不完全であり、補完が容易ではないと認められる場合をいう。

【別表 4】

専門機関指定業務・技術分野

業務分野	特許・実用新案登録出願の先行技術調査 国際出願の先行技術調査		
技術分野	機械金属建設	-一般機械 -自動車 -運搬機械 -原動機械	-精密機械 -空調機械 -金属 -建設技術
	化学生命	-生命工学 -化学素材 -精密化学 -環境エネルギー	-薬品化学 -繊維生活用品 -食品生物資源
	電気電子・情報通信	-電気 -電子 -半導体 -電子商取引 -ユビキタス -通信	-情報 -映像機器 -コンピュータ -ディスプレイ -デジタル放送 -ネットワーク

【別表 5】

項目別細部評価表

項 目	細 部 内 容	配 点 限度	評価 点数															
調 査 員 の 調 査 能 力	○ 調査員の先行技術調査能力 ・計算式 = $60 \times (\text{該当申請機関の調査能力点数} \div \text{申請機関の調査能力点数のうち最高点数})$ * 申請機関の調査能力点数 = $(\text{調査員の調査能力評価点数の合計} \div \text{調査員の人員数})$ * 調査員の調査能力評価点数は明細書を対象として先行技術調査テストなどを行い、同評価結果を評価点数に反映	60																
調 査 員 の 経 歴	○ 調査員の関連技術分野学歴及び業務経歴 ・ 計算式 = $30 \times (\text{該当申請機関の経歴点数} \div \text{申請機関の経歴点数のうち最高点数})$ * 申請機関の経歴点数 = $(\text{調査員の経歴評価点数の合計} \div \text{調査員の人員数})$ ＜調査員の経歴点数の評価基準＞ <table><tr><th>等級</th><th>経歴</th><th>評点</th></tr><tr><td>甲</td><td>. 博士学位取得後、該当分野 3 年以上の経歴所有者</td><td>10</td></tr><tr><td>乙</td><td>. 博士学位取得後、該当分野 3 年未満の経歴所有者 . 修士学位取得後、該当分野 5 年以上の経歴所有者</td><td>8</td></tr><tr><td>丙</td><td>. 修士学位取得後、該当分野 5 年未満の経歴所有者 . 学士学位取得後、該当分野 5 年以上の経歴所有者</td><td>6</td></tr><tr><td>丁</td><td>. 学士学位取得者</td><td>4</td></tr></table> * 弁理士の資格がある場合、該当評点に 2 点を加算 * 該当分野の経歴は特許業務(特許調査など)または R&D 業務を全て認定	等級	経歴	評点	甲	. 博士学位取得後、該当分野 3 年以上の経歴所有者	10	乙	. 博士学位取得後、該当分野 3 年未満の経歴所有者 . 修士学位取得後、該当分野 5 年以上の経歴所有者	8	丙	. 修士学位取得後、該当分野 5 年未満の経歴所有者 . 学士学位取得後、該当分野 5 年以上の経歴所有者	6	丁	. 学士学位取得者	4	30	
等級	経歴	評点																
甲	. 博士学位取得後、該当分野 3 年以上の経歴所有者	10																
乙	. 博士学位取得後、該当分野 3 年未満の経歴所有者 . 修士学位取得後、該当分野 5 年以上の経歴所有者	8																
丙	. 修士学位取得後、該当分野 5 年未満の経歴所有者 . 学士学位取得後、該当分野 5 年以上の経歴所有者	6																
丁	. 学士学位取得者	4																
類 似 事 業 実 績	○最近、1 年間特許庁で発注した事業のうち、関連技術分野に対する先行技術調査の類似事業*と認められる事業実績額 *特許技術動向調査、大学特許マップ事業など(コンソーシアムとして事業に参加した場合、主管機関としての事業実績額のみを認定) ＜類似事業実績評価基準＞ <table><tr><th>類似事業実績額</th><th>評点</th></tr><tr><td>. 1 千万ウォン以上 1 億ウォン未満</td><td>1</td></tr><tr><td>. 1 億ウォン以上 2 億ウォン未満</td><td>2</td></tr><tr><td>...</td><td>...</td></tr><tr><td>. 9 億ウォン以上</td><td>10</td></tr></table> *1 億ウォン毎に 1 点ずつ増加	類似事業実績額	評点	. 1 千万ウォン以上 1 億ウォン未満	1	. 1 億ウォン以上 2 億ウォン未満	2	...	...	. 9 億ウォン以上	10	10						
類似事業実績額	評点																	
. 1 千万ウォン以上 1 億ウォン未満	1																	
. 1 億ウォン以上 2 億ウォン未満	2																	
...	...																	
. 9 億ウォン以上	10																	
合 計		100																

※ 項目別細部評価表による合計点数が同じ場合には、前記評価項目のうち、類似事業実績額が多い申請機関の順位が高いものとする。

【別表 6】

先行技術調査報告書の品質評価基準(特許：実用新案登録出願用)

区分	評価項目		加・減点	
定量的 評価 項目	先行技術調査報告書の明確性	サーチ分類及び電算検索表示が不適切な場合	-10	
		関連請求項の表示、引用文献の文献番号の表示、引用文献との構成対比、引用文献との関連度表示が不適切な場合 *引用文献との関連度表示は PCT 国際調査報告書の記載方式と同一	-10	
	先行技術調査の正確性	調査員が調査した資料と審査官が調査した資料を共に意見提出通知書に使用する場合(一部活用) * A : 意見提出通知書に特許法第 29 条及び第 36 条又は実用新案法第 4 条及び第 7 条の文献として使用した引用文献の件数 B : 調査員が調査した資料のうち、活用した調査文献の件数	-40×(1-B/A)	
		審査官が調査した資料のみを意見提出通知書に使用する場合(未活用)	-80	
	非特許文献の添付	調査員が調査した【別表 1】以外の資料のみを意見提出通知書に使用した場合	+40	
		調査員が調査した【別表 1】以外の資料と審査官が調査した資料を共に意見提出通知書に使用した場合	+20	
定性的 評価 項目	審査官の満足度		非常に不満足	-20
			不満足	-10
			普通	0
			満足	+10
			非常に満足	+20

＜ 参考事項 ＞

1. 本品質評価基準は特許法施行令第9条第11号及び実用新案法施行令第5条第12号を除いた特許・実用新案登録出願に対して提出された先行技術調査報告書に適用する。
2. 品質点数は基本点数が 100 点であり、加点がある場合は 100 点を超過でき、減点がある場合は 0 点未満となり得る。
3. 審査官が調べて意見提出通知書に添付した資料が【別表 1】(韓国、日本、米国、ヨーロッパ、WIPO 特許・実用新案文献)以外の文献である場合、‘一部活用’、‘未活用’の減点対象ではない。

【別表 7】

先行技術調査報告書の品質評価基準(優先審査出願用)

区分	評価項目		加・減点
定量的 評価 項目	先行技術調査報告書の 明確性	サーチ分類及び電算検索表示が不適切な場合	-10
		関連請求項の表示、引用文献の文献番号の表示、引用文献との構成対比、引用文献の関連技術内容の記載、引用文献との関連度表示が不適切な場合 * 引用文献との関連度表示は PCT 国際調査報告書の記載方式と同一	-10
	先行技術調査の 正確性	調査員が調査した資料と審査官が調査した資料を共に意見提出通知書に使用する場合(一部活用) * A : 意見提出通知書に特許法第 29 条及び第 36 条または実用新案法第 4 条及び第 7 条の文献として使用した引用文献の件数 B : 調査員が調査した資料のうち、活用した調査文献の件数	$-40 \times (1-B/A)$
		審査官が調査した資料のみを意見提出通知書に使用する場合(未活用)	-120
	非特許文献の添付	調査員が調査した【別表 1】以外の資料のみを意見提出通知書に使用した場合	+40
		調査員が調査した【別表 1】以外の資料と審査官が調査した資料を共に意見提出通知書に使用した場合	+20
迅速性 評価 項目	提出期間 (優先審査申請日基準)	7 日以内	+10
		14 日以内	+5
		1 ヶ月超過	-20

＜ 参考事項 ＞

1. 本品質評価基準は特許法施行令第 9 条第 11 号及び実用新案法施行令第 5 条第 12 号により特許庁長に提出された先行技術調査報告書(優先審査用)に適用する。
2. 品質点数は基本点数が 100 点であり、加点がある場合は 100 点を超過でき、減点がある場合は 0 点未満となり得る。
3. 審査官が調べて意見提出通知書に添付した資料が【別表 1】(韓国、日本、米国、ヨーロッパ、WIPO 特許・実用新案文献)以外の文献である場合、‘一部活用’、‘未活用’の減点対象ではない。
4. 迅速性評価項目と関連して、優先審査申請人の過ちにより提出が遅れた場合には減点対象ではない。
5. 定量的評価項目は調査当時の明細書及び図面を基準として判断する。

【別表 8】

先行技術調査報告書の品質評価基準(国際出願用)

区分	評価項目		加・減点	
定 量 的 評 価 項 目	先行技術調査報告書の明確性	サーチ分類及び電算検索表示が不適切な場合	-10	
		関連請求項の表示、引用文献の文献番号の表示、引用文献との構成対比、引用文献との関連度表示が不適切な場合 * 引用文献との関連度表示は PCT 国際調査報告書の記載方式と同一	-10	
		請求項及び発明の単一性の検討が不適切な場合	-5	
	先行技術調査の正確性	調査員が調査した資料と審査官が調査した資料を共に国際調査報告書に X、Y、E、PX、PY 文献として使用する場合(一部活用) * A：国際調査報告書に X、Y、E、PX、PY 文献として使用した引用文献の件数 B：調査員が調査した資料のうち、活用した調査文献の件数	-40×(1-B/A)	
		審査官が調査した資料のみを国際調査報告書に X、Y、E、PX、PY 文献として使用する場合(未活用)	-80	
	非特許文献添付	調査員が調査した【別表 1】以外の資料のみを国際調査報告書に X、Y、PX、PY 文献として使用した場合	+40	
		調査員が調査した【別表 1】以外の資料と審査官が調査した資料を共に国際調査報告書に X、Y、PX、PY 文献として使用した場合	+20	
定 性 的 評 価 項 目	審査官の満足度		非常に不満足	-20
			不満足	-10
			普通	0
			満足	+10
			非常に満足	+20

＜ 参考事項 ＞

1. 本品質評価基準は特許法第 193 条による国際出願に対して提出された先行技術調査報告書に適用する。
2. 品質点数は基本点数が 100 点であり、加点がある場合は 100 点を超過でき、減点がある場合は 0 点未満となり得る。
3. 審査官が調べて意見提出通知書に添付した資料が【別表 1】(韓国、日本、米国、ヨーロッパ、WIPO 特許・実用新案文献)以外の文献である場合、‘一部活用’、‘未活用’の減点対象ではない。

(出処：韓国特許庁ホームページ⁷⁹)

2010 年特許・実用新案出願先行技術調査事業 調査依頼及び検収手続

2010.1.

電気電子審査局

⁷⁹http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.announce.BoardApp&board_id=announce&ssl=&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m02_01_02_01&sdate=&edate=&searchKey=1&searchVal=선행기술&c=1003&seq=9137 KIPO [最終アクセス日：2010 年 12 月 27 日] 翻訳は YOUNE 特許法人による。

特許審査支援課

－目次－

I. 先行技術調査手続の概要

II. 調査依頼

1. 調査計画の樹立
2. 調査依頼対象出願の選定および調査依頼
3. 出願の内容確保

III. 先行技術調査

1. 調査員の指定
2. 調査範囲
3. 調査方法
4. 調査内容
5. 調査手続

IV. 調査結果の納品

1. 調査結果の納品
2. 納品期間
3. 納品期間の延長

V. 検収

1. 検収の概要
2. 検収要領

VI. 不十分な調査および未活用結果に対する制裁措置

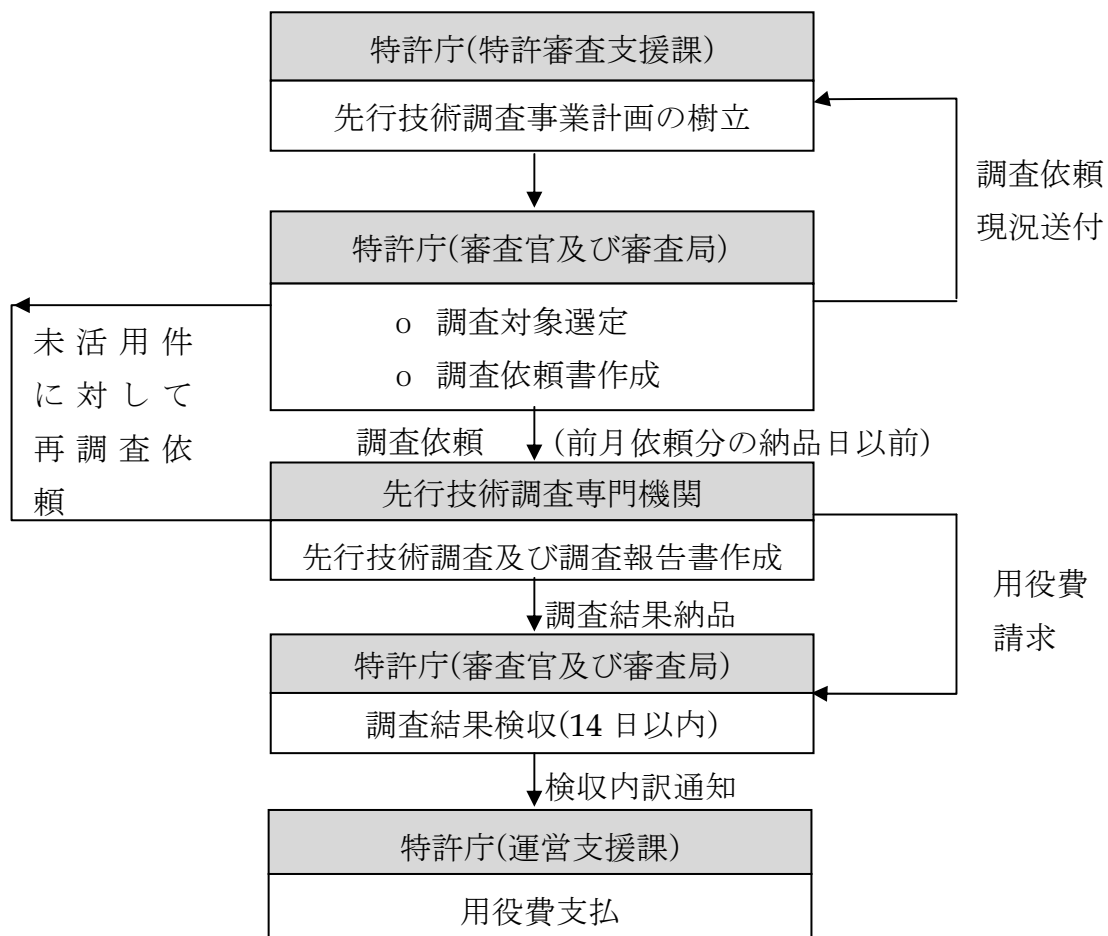
1. 審査着手前における不十分な調査確認時の措置
2. 審査着手後における未活用件に対する措置
3. 教育要求

VII. 未公開出願の明細書および図面に対する管理

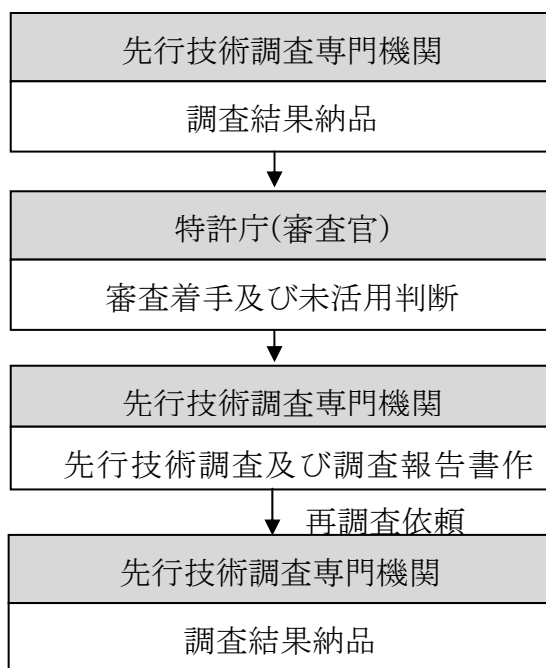
VIII. 用役費の支払

I. 先行技術調査手続の概要

1. 審査着手前における調査依頼



2. 審査着手後における未活用確認時の調査依頼



* 未活用件に対する追加調査費用は先行技術調査専門機関が負担

Ⅱ. 調査依頼

1. 調査計画の樹立

- 特許審査支援課長は審査局別に年間調査物量を決定して各審査局に通知
- 各審査局は割当てられた調査依頼量を所属審査課別に月別に配分して特許審査支援課に通知
- ー 各審査局・課および専門機関は通知された計画量に応じて調査依頼が行なわれるように随時協議

2. 調査依頼対象出願の選定および調査依頼

- 審査課長は毎月所属審査課に配分された計画量を審査官別に配分
- 審査官は配分された用役依頼量に応じて特許ネットシステムで用役依頼対象出願を選定し、審査課長が確認して審査局長に送付し、但し、依頼対象出願は次の事項を参照して選定(月2回)
- ー 国際調査報告書など外国の審査結果がある特許・実用出願は調査依頼を原則的に排除し、但し、優先審査件などは随時調査を依頼することができる
- 審査局長は調査依頼対象を確定して別紙第1号書式による□先行技術調査依頼書□を専門機関に通知
- 審査官は優先審査対象件など必要な場合、納品件数および目録を指定して早期納品を要求することができる

3. 出願の内容確保

- 専門機関は審査局長から調査依頼を受けた出願の内容を確保
- ー 情報管理課からオンラインにより受領(未公開電子出願の場合、別途の保安区域および装備(VPN)を通じて保安指針に従い受領)
- ー 出願内容の確保時、前月の納品日以前に予定依頼量に対する依頼リストおよび出願書確保のために担当審査官と積極的に協議
- 審査局長は特許審査支援課へ調査依頼現況を通知

Ⅲ. 先行技術調査

1. 調査者の指定

- 専門機関は特許庁から調査依頼を受けた調査物量に対する調査業務の遂行時、審査課別の専門担当調査員を指定して運営
- 調査員の指定(2010年審査課別の専門担当調査員は事業遂行計画書に記載された者とする)および交替時に次の事項を考慮する
- ー 審査課別の当該年度調査依頼計画量、調査員の専攻技術分野、調査員の従来の先行技術調査担当技術分類および審査官(課長)の意見

- －指定された審査課別の専門担当調査員を交替しようとする場合、交替内容を当該審査課長に通知
- 複合技術の場合、関連技術分野を専攻した複数の調査員が共同で調査可能
- －調査員が2名以上である場合には調査員の氏名を全て記載

2. 調査範囲

- 韓国特許・実用新案公報(公開、公告)
- 日本特許・実用新案公報(公開、公告)
- 米国特許文献、ヨーロッパ特許庁(EPO)特許文献および特許協力条約(PCT)による国際公開特許文献(以下、“WO 文献”という。)
- その他必要な場合、論文などの非特許文献

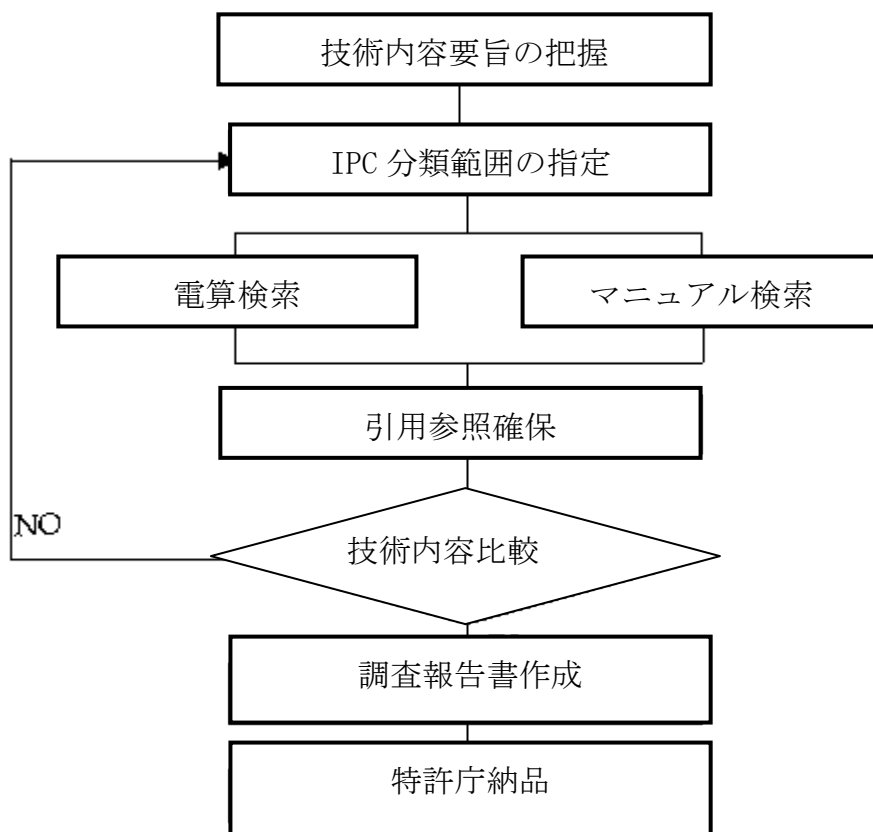
3. 調査方法

- 先行技術調査は電算検索(電算 DB、CD - ROM)とマニュアル検索を併行実施

4. 調査内容

- 該当文献一つのみで新規性または進歩性が欠如したものと判断される場合(X)
- 該当文献が一つまたはそれ以上の他の文献と組み合わせられた時、進歩性が欠如したものと判断される場合(Y)
- XまたはYには該当しないが、出願発明と関連がある場合(A)
 - －本発明の基礎となる一般技術水準を示す文献であって、X、Y 文献がない場合には、必ず提示する
- 国際出願日前に出願され、国際出願日後に公開された特許文献(E)
 - －通常、本発明の出願日前に出願され、本発明の出願日後に公報が発行された文献であって、引用発明が国内に出願された文献(つまり、韓国出願)である場合にのみ拒絶資料として使用できる
- 優先日後、国際出願日前に公開された特許文献(P)
 - －通常、本発明に優先権主張がある場合、本発明の優先日と出願日との間に公開された特許文献であって、今後本発明の優先権主張が受け入れられない場合にのみ拒絶資料として使用できる
 - － P は X、Y または A と併記して使用
- 国際出願日または優先日より遅く公開されたり、発明の原理や理論を理解するために引用された文献(T)
- 口頭による開示、使用、展示などに対して言及している文献(O)
 - － O は X、Y または A と併記して使用

5. 調査手続



IV. 調査結果の納品

1. 調査結果の納品

○ 専門機関の長は別紙第 2 号書式による“先行技術調査納品書”と別紙第 3 号書式による出願書類“先行技術調査報告書”を書面または特許庁が指定する形式の電子データである CD-ROM またはオンライン形式のうち、特許庁が指定する納品方式により納品

○ “先行技術調査報告書”には出願書の請求項別に区分して関連がある引用文献を記載し、構成対比欄には請求項別技術構成と引用文献の技術構成とを比較して記載し、各請求項の技術構成と関連する部分の引用文献の頁・行を付記

* 記載方法の細部内容は<別紙第 3 号書式>の記載例を参照

○ “先行技術調査報告書”に添付される引用文献には請求項別に比較される技術内容を黄色の蛍光ペンまたは色鉛筆などで表示

○ 優先権主張を伴う外国人出願の場合、“先行技術調査報告書”には PFS (Patent Family Service) および優先権主張の基礎となる先出願に添付された EPO (PCT、日本を含む) 調査報告書の関連度が高い引用文献を出力して添付

2. 納品期間

- 納品は先行技術調査依頼日から 70 日以内の期間中、審査局長が指定する日とすることを原則とする
- － この場合、納品は契約期間内に納品しなければならない

3. 納品期間の延長

- 調査対象が難解で納品期間内に調査を完了することができない場合、調査員は事前に担当審査官と協議を経た後に延長申請が可能
- 各担当審査官は納品期間の延長承認が必要であると認められる場合には、別紙第 4 号書式による“納品期間延長承認書”を作成して審査課長に報告した後に延長承認が可能
- － 但し、納品期間の延長承認は 10 日以内とし、この場合、延長された日数は調査履行納品期間とみなして遅滞償金は賦課しない

V. 検収

1. 検収の概要

- 検収の種類
 - － 審査着手前検収：審査着手前における納品時に実施する検収
 - － 審査着手後検収：審査着手後における品質評価書作成時に実施する検収
- 検収責任者：調査依頼出願の IPC 担当審査官
- 検収対象：納品された量全体
- 検収内容
 - － 納品量の確認
 - － 調査分野 (IPC) の適切性
 - － 調査した資料の適合性
 - － 調査資料に対する関連度付与の適切性
 - － 先行技術調査報告書作成の適切性
 - － その他先行技術事業と関連した事項

2. 検収要領

□ 審査着手前検収

- 先行技術調査検収内訳書の作成および通知
 - － 担当審査官は調査依頼した出願に対して納品された“先行技術調査納品書”の目録により“先行技術調査報告書”全体を検収した後、その結果を別紙第 5 号書式による“先行技術調査検収内訳書”に記載して審査課長を経て所属審査局長に報告
 - － 審査局長は“先行技術調査検収内訳書”を添付して特許審査支援課および専門機関に検収現況と共に通知

し、特許審査支援課長は各審査局長から通知された“先行技術調査検収内訳書”をまとめて運営支援課に検収現況と共に通知

○ 検収内訳書の署名捺印：調査依頼した出願の担当審査官

○ 検収期日：納品日から 14 日以内

* 審査官は必要な場合、調査員に調査依頼出願別の調査結果に対して口頭説明を要求することができる

□審査着手後検収

○ 審査官は審査着手後、電算に入力された“先行技術調査品質評価書”に先行技術調査報告書の活用結果を作成し、減点項目または加点項目をチェック

○ 品質評価書作成日：審査着手直後

VI. 不十分な調査および未活用結果に対する制裁措置

1. 審査着手前における不十分な調査確認時の措置

○ 審査官は審査着手前の予備検収の結果、次に該当する場合には審査担当官に報告して再調査を依頼する

ー 調査分野 (IPC) が間違っている場合

ー 先行技術調査報告書の作成が不備な場合

ー その他調査結果が当該出願に対する先行技術を把握するに不十分であると認められる場合

○ 再調査依頼の場合、納品は 10 日以内とする

○ 再調査を依頼する場合には別紙第 6 号書式による“再調査依頼書”を作成して調査機関に送付 (FAX を含む)

○ 審査業務の特性上、特に必要な場合には出願書類別に審査着手前 1 回に限って再調査依頼が可能

2. 審査着手後における未活用件に対する措置

○ 特許庁告示第 2009-32 号 (先行技術調査専門機関の指定および運営に関する要領) の別表 6 および別表 7 (先行技術調査報告書品質評価基準) に規定された“未活用”件は再調査対象件とみなす

ー “未活用”に対し、調査機関の品質点数に応じて差等して再調査を依頼することができ、この場合、納品期間は 30 日とし、再調査費用は専門機関の負担とする

3. 教育要求

○ 特許審査支援課長は各審査局長の要請があるか或いは調査員に対する教育が必要であると認められる場合、調査機関に教育を指示することができる

○ 専門機関の長は特許庁から教育指示がある場合には具体的な教育計画を樹立して教育を実施し、教育計画および教育結果に対して特許庁該当審査局および特許審査支援課へ通知

Ⅶ. 未公開出願の明細書および図面に対する管理

1. 未公開出願の明細書および図面(以下、“未公開出願書”という。)の取扱

- 専門機関は先行技術調査報告書を各審査局に納品する場合、先行技術調査報告書の作成対象となった出願が納品日当時に公開された場合にのみ該当未公開出願書を先行技術調査報告書に添付して納品することができる
- ― 但し、専門機関は審査官が要請する場合に限り、未公開出願書を先行技術調査報告書に添付して納品することができる
- 専門機関が未公開出願書を先行技術調査報告書に添付して各審査局に納品する場合、専門機関と各審査局は未公開出願が流出しないように注意しなければならない
- ― 未公開出願の流出により発生する全ての責任は引継ぎと引受けの時点を基準として引継ぎ前には引継者に、引受後には引受者にある

2. 未公開出願書の引受け・引継ぎ要領

- 専門機関の未公開出願書の引継者は秘密取扱が認可された者に限り、専門機関は引継業務を担当する者に対して特許審査支援課に秘密取扱認可を申請しなければならない、この時、引継業務を担当する人数は最小限に限定する
- 未公開出願書の引継ぎのために秘密取扱認可を受けた者が未公開出願の引継業務を行わない時には、専門機関は遅滞なく秘密取扱認可解除申請を特許審査支援課に行わなければならない
- 専門機関は未公開出願書を移送する過程で2重ロック装置が設置された保管箱を使用しなければならない
- 未公開出願書の引受け、引継ぎ時に引受者(特許庁担当審査官)は引継者の秘密取扱認可証を確認した後に引受けなければならない
- 専門機関および各審査局は審査課、専門機関、納品日、出願番号、出力枚数、引継・引受者の氏名および捺印を記載する別紙第7号書式により□未公開出願書引受引継確認書□を備えて管理しなければならない
- 未公開出願書を引受けた審査官は審査期間中に未公開出願を秘密に準じて管理しなければならない、審査終了時に文書細断機を利用して破砕しなければならない、これを守らない場合にはその責任は本人にある
- 専門機関が未公開出願書を引継いだ後、審査官の質問に答えるために明細書などを追加で出力する時には‘未公開出願書管理台帳’に必ずその内訳を記載しなければならない、これを保管しようとする時には2重ロック装置が設置された鉄製保管箱に保管しなければならない
- 出力された未公開出願書には未公開出願書であることを識別できるウォーターマークや保安レベル、出力日時、専門機関の名称、使用者情報などを表示しなければならない

Ⅷ. 用役費の支払

- 専門機関の長は各審査局の審査着手前における検収結果により特許審査支援課へ納品量に対する代金支払

を請求

○ 運営支援課長は特許審査支援課からの“代金支払請求書”と“先行技術調査検収内訳書”により代金を支払う

2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業計画公告

先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第 2010-18 号) 第 8 条に基づいて、2011 年度特許・実用新案出願の先行技術調査事業計画を次のように公告するので、該当の専門機関は事業遂行計画書を提出してください。

2011 年 1 月 14 日

特 許 庁 長

1. 事業の概要

□ 事業名 : 2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業

□ 事業目的

- 審査官の審査負担軽減のために特許・実用新案出願審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に用役(外注)として依頼することによって、
- 迅速な特許審査を支援し、審査品質の引き上げに寄与

□ 事業遂行期間 : 契約締結日～2011. 12. 20.

□ 事業予算 : 22,168 百万ウォン

○ 調査依頼件当り予想単価 : 272,000 ウォン

* 22,168,000,000 ウォン = 調査件数(81,500 件) × 外注単価(272,000 ウォン)

2. '11 年特許・実用新案出願先行技術調査依頼物量

□ '11 年特・実審査処理件数及び先行技術調査依頼件数(案)

- 特・実審査処理予想件数 : 203,404 件
- 先行技術調査依頼件数 : 81,500 件
- * 先行技術調査依頼件数 : 81,500 件(特・実審査依頼予想件数の 40.1%)

⁸⁰ http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.announce.BoardApp&board_id=announce&ssl=&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m02_01_02_01&sdate=&edate=&searchKey=1&searchVal=선행기술&c=1003&seq=10045 KIPO [最終アクセス日 : 2011 年 1 月 31 日] 翻訳は YOUNE 特許法人による。

□ '11 年技術分野別の調査依頼件数(案)

○ 特・実出願は'11 年審査処理予想件 (203,404 件) の 40.1%である 81,500 件を依頼

区分	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信	合計
審査処理予想件数 (件)	64,905	61,218	38,410	38,871	203,404
調査物量(件)	26,006	24,529	15,390	15,575	81,500 (22,168)
審査局別比率(%)	31.91	30.10	18.88	19.11	100.00

* ()は、事業予算であり、単位は百万ウォン

□ '11 年専門機関別の調査物量配定(案)

○ 前年度('09 年)専門機関・技術分野の品質評価点数('11.1 月～11 月)及び、調査物量規模偏差により調査物量差等配分

専門機関	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信	調査物量 合 計 (件)	占有率 (%)
	調査物量 (件)	調査物量 (件)	調査物量 (件)	調査物量 (件)		
韓国特許情報院	21,379	19,005	13,549	13,775	67,708 (18,417 百万ウォン)	83.08
WIPS	2,655	2,805	874	859	7,193 (1,956 百万ウォン)	8.82
IP ソリューション	1,972	2,719	967	941	6,599 (1,795 百万ウォン)	8.10
合計	26,006	24,529	15,390	15,575	81,500 (22,168 百万ウォン)	100.00

* ()は事業予算

※ 別添 1：'11 年専門機関別の調査物量配定細部内訳(案)

3. 調査品質により再調査の比率を差等適用

☐ 品質評価点数により再調査の比率を差等して適用

- 技術分野別平均点数より、品質評価点数が高い機関は、**0.25 倍**、品質評価が点数が低い機関は **0.5 倍** の再調査の比率を適用

※ 別添 2：先行技術調査報告書品質評価基準(特・実出願用)

☐ 特・実出願の技術分野別の再調査差等適用比率

品質評価点数	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信
韓国特許情報院	99.77	102.09	100.68	98.15
WIPS	97.00	99.33	94.19	88.75
IP ソリューション	91.76	100.66	95.17	88.82
平均	96.18	100.69	96.68	91.91



再調査比率	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信
韓国特許情報院	0.25 倍	0.25 倍	0.25 倍	0.25 倍
WIPS	0.25 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍
IP ソリューション	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍	0.5 倍

4. 事業遂行契約書提出案内

☐ 事業遂行計画書提出資格

- 特許法第 58 条第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 2、

同法施行令第 8 条の 2、第 8 条の 3、

実用新案法第 15 条及び同法施行令第 9 条第 1 項の規定による先行技術調査専門機関

☐ 事業遂行計画書提出期間：'11.1.20(木) 18:00 まで

☐ 事業遂行計画書作成

- 事業遂行計画書は別添の資料を参考にして作成

※ 別添 3：2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業遂行計画書の作成要領

※ 別添 4：2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業調査依頼及び検収手続き

※ 別添 5：2011 年特許・実用新案出願先行技術調査事業契約特殊条件

☐ 提出方法：訪問又は郵便(提出期間内に到着分に限り認定)

☐ 受付及び問い合わせ

- 大田広域市西区ソンサ路 189 政府大田庁舎 4 棟 特許庁 電気電子審査局特許審査支援課(郵便番号：302-701)

- 問い合わせ：特許審査支援課 金ギルス事務官、☎(042) 481-5395

☐ 提出書類

- 事業遂行計画書 3 部及び事業遂行計画書が収録された CD 2 枚
- 法人登記簿謄本
- 役員及び調査人材の誓約書

5. その他の事項

- 本事業と関連して提出された事業遂行計画書及び関連資料は、一切返還せず、本事業遂行計画書提出のために必要となる費用は提出機関が負担する

[別添 1]

’11 年専門機関別の調査物量配定細部内訳(案)

□ 前年度(’10 年) 専門機関別の外注物量

専門機関	機械金属建設		化学生命工学		電気電子		情報通信		調査物量 合 計 (件)	占有率 (%)
	調査 物量 (件)	占有率 (%)	調査 物量 (件)	占有率 (%)	調査 物量 (件)	占有率 (%)	調査 物量 (件)	占有率 (%)		
韓国特許情報院	16,121	81.43	13,227	77.11	12,001	87.38	12,058	87.38	53,407 (14,543)	82.82
WIPS	2,059	10.40	2,007	11.70	828	6.03	832	6.03	5,726 (1,559)	8.88
IP ソリューション	1,617	8.17	1,919	11.19	905	6.59	910	6.59	5,351 (1,457)	8.30
合 計	19,797	100.00	17,153	100.00	13,735	100.00	13,799	100.00	64,484 (17,559)	100.00

□ 専門機関別の前年度(’10 年 1 月～11 月累計)品質評価点数

専門機関	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信
韓国特許情報院	99.77	102.09	100.68	98.15
WIPS	97.00	99.33	94.19	88.75
IP ソリューション	91.76	100.66	95.17	88.82
合 計	288.53	302.08	290.04	275.72
平 均	96.18	100.69	96.68	91.91

□ ’11 年技術分野別の調査物量(案)

区分	機械金属建設	化学生命工学	電気電子	情報通信	合計
実調査件数(件)	26,006	24,529	15,390	15,575	81,500 (22,168 百万ウォン)

* ()は事業予算

□ '11 年調査物量の配定比率

専門機関	機械金属建設			化学生命工学			電気電子			情報通信		
	品質点数 偏差	調査物量 偏差	配分 比率	品質点数 偏差	調査物量 偏差	配分 比率	品質点数 偏差	調査物量 偏差	配分 比率	品質点数 偏差	調査物量 偏差	配分 比率
韓国特許情報院	1.0374	0.8143	0.8447	1.0139	0.7711	0.7818	1.0414	0.8738	0.9099	1.0679	0.8738	0.9331
WIPS	1.0086	0.1040	0.1049	0.9865	0.1170	0.1154	0.9742	0.0603	0.0587	0.9657	0.0603	0.0582
IPソリューション	0.9541	0.0817	0.0779	0.9997	0.1119	0.1118	0.9844	0.0659	0.0649	0.9664	0.0659	0.0637
合計	3.0000	1.0000	1.0276	3.0000	1.0000	1.0091	3.0000	1.0000	1.0336	3.0000	1.0000	1.0551

□ '11 年専門機関別の調査物量配定(案)

専門機関	機械金属建設		化学生命工学		電気電子		情報通信		調査物量 合 計 (件)	占有率 (%)
	調査物量 (件)	占有率 (%)	調査物量 (件)	占有率 (%)	調査物量 (件)	占有率 (%)	調査物量 (件)	占有率 (%)		
韓国情報通信院	21,379	82.21	19,005	77.48	13,549	88.04	13,775	88.44	67,708 (18,417 百万ウォン)	83.08
WIPS	2,655	10.21	2,805	11.44	874	5.68	859	5.52	7,193 (1,956 百万ウォン)	8.82
IPソリューション	1,972	7.58	2,719	11.08	967	6.28	941	6.04	6,599 (1,795 百万ウォン)	8.10
合計	26,006	100.00	24,529	100.00	15,390	100.00	15,575	100.00	81,500 (22,168 百万ウォン)	100.00

* ()は事業予算

その他の情報⁸¹

韓国の検索外注対象案件には、国内の特許・実用新案が含まれる。

公開前の案件も外注調査対象になる。ただし PCT 出願され国内段階に移行した案件で、既に国際調査報告書が作成されている案件は、検索外注の対象外である。

PCT 国際調査報告用の検索外注業務も 2009 年から始まっている。他国に第 1 国出願された案件だけが検索外注の対象になる。現在、韓国特許情報院のみが指定を受け検索外注業務を行っている。PCT 国際調査報告用の国際調査を外注すると、審査官ポイントが大幅に差し引かれる。

国内特実の検索外注の場合には、各審査官ごとに外注しなければならない件数が決まっている一方、PCT 国際調査報告用の外注には、そのような割当てはない。

⁸¹YOUME 特許法人調べ

禁 無 断 転 載

平成 22 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

今後の登録調査機関制度及び特定登録調査機関制度の在り方
に関する
調査研究報告書

平成 23 年 2 月

請負先 財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地

精興竹橋共同ビル 5 階

電 話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp